

平成26年度

住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)

公募要領

平成26年4月

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という)の補助金については、国庫補助金等の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、SIIとしましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。従って、SIIの補助金に対し交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行って頂きますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者がSIIに提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. SIIから補助金の交付決定を通知する前において、着工した場合には、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該資産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくことになります。
併せて、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号 最終改正:平成14年12月13日法律第152号)の第29条から第32条において刑事罰等を科す旨規定されています。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

※一般社団法人 環境共創イニシアチブが執行する「住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)」は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、新築及び既築住宅に、高断熱性能、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロとなる住宅を導入しようとするものに交付するものです。

INDEX

1	事業概要	
1-1	趣旨	5
1-2	事業内容	5
(1)	補助金名	5
(2)	事業規模	5
(3)	補助対象となる事業者と住宅	5
(4)	交付要件	5
(5)	補助対象となる費用	6
(6)	補助率と補助金額	6
(7)	事業期間	6
(8)	追加公募	7
(9)	説明会の実施	7
(10)	重要事項	7
2	事業要件	
2-1	補助対象設備の要件	9
2-2	プラスワン・システムについて	12
2-3	その他省エネルギーシステムについて	12
2-4	補助対象費用	13
(1)	補助対象費用の計算方法(概要)	14
(2)	高断熱外皮の費用計算方法	15
(3)	空調設備の費用計算方法	16
(4)	給湯設備の費用計算方法	17
	給湯設備の補助対象範囲	18
(5)	換気設備の費用計算方法	19
(6)	照明設備の費用計算方法	19
(7)	蓄電池システム(鉛蓄電池など)の費用計算方法	19
2-5	エネルギー計測装置の対象基準	21
2-6	新規のプラスワン・システム及び、その他省エネルギーシステムの相談方法	22
2-7	プラスワン・システムのシステム提案	23
2-8	その他省エネルギーシステムのシステム提案	24
3	事業の実施	
3-1	一次公募 事業スケジュール(新築・既築)	26
3-2	公募～交付決定	27
(1)	事業の公募	27
(2)	申請	27
(3)	手続代行者について	27
(4)	審査	27
(5)	交付決定	27
3-3	補助事業の開始～完了	28
(1)	補助事業の開始	28
(2)	補助事業の計画変更	28
(3)	工事完了日	28
3-4	完了報告～補助金支払	28
(1)	完了報告及び額の確定	28
(2)	現地調査	28
(3)	補助金支払	28
(4)	事業成果の公表	28
(5)	利用状況の報告	29
(6)	取得財産の管理等	29
(7)	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等	29
3-5	注意事項	30

INDEX

4 申請の方法

4-1 申請方法	33
(1) 公募期間	33
(2) 申請書提出先及び問合せ先	33
4-2 一次エネルギー消費量及びゼロ・エネルギーの評価方法	34
4-3 <H25年基準>	
申請する住宅の一次エネルギー消費削減量／削減率の算定方法について	35
4-4 <事業主基準>	
申請する住宅の一次エネルギー消費削減量／削減率の算定方法について	43
4-5 提出書類一覧表	47

5 交付申請書及び添付書類の入力例

全ての申請において必要な書類	49
----------------	----

6 相談票の入力例

該当する申請において必要な書類	77
-----------------	----

7 よくある質問と回答

	86
--	----

8 参考資料

■(別表1)地域区分・暖冷房方式別の按分比率	89
■空気集熱式太陽熱利用システム設置のエネルギー消費削減量(省エネ量D)の詳細	90

9 エネルギー計算算定要領

■ エネルギー計算算定要領	98
■ Q値算出計算書(定型様式8)	108

1. 事業概要

1 事業概要

1-1 趣旨

本事業は、2030年までに新築住宅の平均でZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の実現を目指すべく、高断熱性能と高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロとなる住宅(以下、「ZEH」という)を新築する、あるいは既築住宅をZEHへ改修する者に補助金を交付するものです。

1-2 事業内容

(1) 補助金名

平成26年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)

(2) 事業規模

最大約25億円

(3) 補助対象となる事業者と住宅

補助対象事業者(以下、「申請者」とする)は、住宅の建築主(新築の場合)または所有者(既築の場合)に限ります。また、「暴力団排除に関する誓約事項」(P53参照)に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としません。

補助対象となる住宅は下記①～④の条件を満たすものに限りします。

- ① 申請者が常時居住する住宅。(住民票により確認)
(注)既築においては、申請時に住民票の提出を求める場合があります。
- ② 専用住宅であること。
但し、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分と非住居部分が断熱区画されかつ、双方のエネルギー(電気・ガス等)使用量を個別に計測可能であれば、住居部分のみを申請することができます。
- ③ 既築の場合は、申請時に申請者自身が所有していること。(登記事項証明書の提出を求める場合があります)
- ④ 建売住宅・賃貸住宅・集合住宅は対象外。(但し、申請者の住居が賃貸住宅・集合住宅の一部であり、①②③を満たしている場合は、その部分のみ申請することができます。)

(4) 交付要件

次の①～⑥の全要件に該当すること。

- ① 評価対象住宅の年間の一次エネルギー消費量※¹が正味(ネット)でゼロ以下であること。
エネルギー計算は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)に基づく、「エネルギーの使用の合理化等に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号)」(以下、「H25年基準」とする)に準拠した計算とすること。→ P34参照
但し、基準改正(平成25年10月1日施行)の経過措置期間対応として、改正前の「事業主基準」※²による評価方法も暫定的に認めます。
- ② 評価対象住宅の年間の一次エネルギー消費量(太陽光発電による創エネルギー分を除く)が、H25年基準、あるいは事業主基準における基準一次エネルギー消費量以下であること。
- ③ 一定の断熱性能を満たすこと。→ P9参照
- ④ SIIが「プラスワン・システム」と認めるシステムを導入すること。→ P12参照
(省エネルギーに資する設計手法又は制御機構を持った機器でかつ先進性の有するものを対象とする)
- ⑤ SIIが定める基準を満たすエネルギー計測装置を導入すること。→ P21参照
また、そのデータなどをもとに定期的なエネルギー使用状況の報告ができること。→ P29参照
- ⑥ 太陽光発電システム等の再生可能エネルギーシステムを導入すること。
(既築においては、既設の太陽光発電システムも認めます)
(注)売電を行う場合は余剰買取方式に限る。＜全量買取方式は認めません＞

※¹ 空調(暖房・冷房)・給湯・換気・照明設備に係る一次エネルギー消費量
＜その他の一次エネルギー消費量(家電分等)を除く＞

※² エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)に基づく、「特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準」(平成21年1月30日経済産業省・国土交通省告示第2号)

(5) 補助対象となる費用

ZEHを構成する断熱材、設備等、それぞれの補助対象範囲及び補助対象費用の算出方法は、P13～20を参照のこと。

① 経費区分

補助金交付の対象となる費用は、次の(A)、(B)に該当するものとなります。

(A) 材料費・設備費

補助対象事業の実施に必要な高性能断熱材・高性能サッシ・空調(暖房・冷房)設備・給湯設備・換気設備・照明設備等の購入費用

(注) 太陽光発電システム、燃料電池、リチウムイオン蓄電池、エネルギー計測装置は補助対象外

(B) 工事費

上記の材料、設備の設置工事費。(当該材料、設備と一体不可分の設置取付費用に限る)

(一部補助対象外となる場合あり)

(注) 諸経費、設計費、送料、運搬費、交通費、仮設工事費、廃材処理費、既存設備の撤去費、試運転調整費、管理費、調査費、消費税、エネルギー供給事業者への申請費等は補助対象外

② 補助対象費用の算定等

補助対象費用は、材料・設備・施工費共に同仕様と認められるものの市場流通価格等を基準に算定してください。

補助対象項目により、簡易計算による申請が可能です。(詳細は、P14「補助対象費用の計算方法」及びP15～20「補助対象費用の計算方法の詳細」参照)

(注) 申請者本人又は本人と利害を一にする者が、補助対象の材料・設備の調達及び工事等に係わる場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を補助対象費用としてください。

③ 他の補助事業との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。)と重複する対象費用を含めないでください。

国からの他の補助事業に申請している、または申請する予定の場合は、後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入してください。

国からの他の補助金を重複受給をした場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくことになりますのでご注意ください。

(6) 補助率と補助金額

① 補助率

補助対象費用の 1/2 以内とする。

② 補助金額

上限 350万円

(7) 事業期間

① 公募期間

： 平成26年4月21日(月)～平成26年6月6日(金)

② 相談期間

： 平成26年4月11日(金)～平成26年5月9日(金)

〔・「プラスワン・システム」
・「その他省エネルギーシステム」〕 (詳細は、P22「新規の プラスワン・システム 及び その他省エネルギーシステム
の相談方法」を参照)

③ 交付決定

： 平成26年7月下旬 予定

④ 工事期間

： 交付決定日～平成26年12月31日(水)
(新築・既築ともに同じとする)

⑤ 工事完了

： 工事完了日から30日以内又は平成27年1月15日(木)のいずれか早い日まで
に、補助事業実績報告書(兼工事完了報告書)を必ず提出できること。
なお、工事完了日とは、申請内容に係る工事及び補助対象工事の支払いが
完了した日のことをいいます。

(8) 追加公募

公募予算額に達していない場合には、追加公募を検討する予定です。
決まり次第ゼロ・エネルギー化推進室のホームページ(<http://www.zero-ene.jp/>)にて案内させていただきます。
(公募予算額に達した場合は、追加公募は実施しませんので、ご了承ください。)

(9) 説明会の実施

全国(札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡を予定)にて公募説明会を実施いたします。
詳しくはゼロ・エネルギー化推進室のホームページ(<http://www.zero-ene.jp/>)をご覧ください。

(10) 重要事項

- ① 本事業に係る建物の契約は、本事業の公募開始後に行うこと。※¹
公募開始前の契約は、事前契約とみなし、これを認めません。
- ② 本事業に係る工事は、本事業の交付決定通知が届いた後に着手すること。
交付決定通知が届く前に着手した場合は、事前着工とみなし、これを認めません。
- ③ 工事完了の日から30日以内又は平成27年1月15日(木)のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(兼工事完了報告書)をSIIに必ず提出すること。
- ④ 下記の書類を提出できること。

●工事着工届提出時

【確認申請が必要な場合(新築・既築を問わず)】

確認済証(建築確認通知書)の写し

【確認申請が不要な場合】

建築工事届の写し

●補助事業実績報告書(兼 工事完了報告書)提出時

【確認申請が必要な場合(新築・既築を問わず)】

検査済証の写し

【確認申請が不要な場合】

瑕疵担保保険証または建設住宅性能評価書の写し

これらの書類が提出期日に遅れた場合は、補助事業への申請を取り下げたものとみなします。

- ⑤ 補助対象設備は未使用品を採用すること。
- ⑥ 交付申請書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(P53参照)に同意したものとします。
申請者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の取消などの措置をとります。

※1 公募開始後(平成26年4月21日(月))～交付決定通知日以前の契約に際しては、下記内容を含む覚書等の書類を契約と同時に作成すること。(工事着工届出書(様式第3)に添付すること。)

- ① ZEH仕様住宅の建設にあたり、本補助金制度が要因となったこと。
 - ② 審査の結果、補助金を受けられない場合があることを、契約者双方が承知していること。
- 注)覚書の日付は、契約書と同日とし、かつ同じ印鑑が捺印されていること。

2. 事業要件

2-1 補助対象設備の要件

＜H25年基準による申請の場合＞

設備等の種類			必須仕様	補助対象	要件となる基準						
全体共通			●		・エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく、「H25年基準」又は「事業主基準」における計算に準拠した評価方法(P34参照)により、評価対象の住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロ以下であること。 ・施工のともなう省エネルギー設備及び断熱部材であること。 ・JIS等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示すことのできる省エネルギー設備及び断熱部材であること。 ・省エネルギー効果が明確で、確実であること。(実績または実証データがあること)						
断熱	高断熱外皮 (新築・既築ともに同じ基準とする)		●	●	地域区分	1・2・3地域		4・5・6・7地域		8地域	
					断熱区分(UA値)	0.4以下		0.6以下		基準値なし	
					地域区分	1・2・3・4地域		5地域	6地域	7地域	8地域
					冷房期の 平均日射熱取得率	基準値なし		3.0以下	2.8以下	2.7以下	3.2以下
			●	・補助対象となる断熱材は、熱伝導率(λ 値)＝0.041[W/m・K]以下とする							
省エネルギー設備	空調設備	暖房 冷房 設備	高効率個別エアコン	●	・エネルギー消費効率が建築研究所がホームページで公開する冷房効率(い)を満たす機種であること。 (P41・②参照) ・または省エネ基準達成率121%以上(統一省エネラベル5つ星)の機種であること。						
			温水式床暖房	●	・熱源設備が石油温水式及びガス温水式の場合は潜熱回収型(エネルギー消費効率が87%以上) 電気温水式の場合は温水暖房専用の電気ヒートポンプ式熱源機(COP3.0以上)に限る。 ・断熱配管を採用し、床の上面放熱率が90%以上の場合を対象とする。						
		暖房 設備	温水式パネルラジエーター	●	・熱源設備が石油温水式及びガス温水式の場合は潜熱回収型(エネルギー消費効率が87%以上) 電気温水式の場合は温水暖房専用の電気ヒートポンプ式熱源機(COP3.0以上)に限る。 ・断熱配管を採用すること。						
			ヒートポンプ式セントラル 空調システム	●	地域区分	1・2・3地域		4地域	5・6地域	7地域	8地域
		COP	3.0以上		3.3以上	3.7以上		基準値なし			
	冷房 設備	ヒートポンプ式セントラル 空調システム	●	地域区分	1・2・3地域		4地域	5・6地域	7地域	8地域	
			COP	基準値なし		3.3以上					
	給湯 設備 ※1	電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート等)		●	・JIS基準(JIS C 9220)に基づく年間給湯保温効率・年間給湯効率がともに3.0以上(ただし寒冷地仕様は2.7以上)であること。						
		潜熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ)		●	・エネルギー消費効率が94%以上であること。 ※2						
		潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール)		●	・エネルギー消費効率が94%以上であること。 ※2						
		ガスエンジン給湯機 (エコウィル)		●	・ガス発電ユニットのJIS基準(JIS B 8122)に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。						
		ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)		●	・熱源設備は電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器と併用するシステムで、貯湯タンクを持つもの。 ・電気ヒートポンプの効率が中間期(電気ヒートポンプのJIS基準に定める中間期)のCOPが4.7以上かつ、ガス機器の給湯部熱効率が95%以上であること。						
	換気設備		●	・熱交換率65%以上の熱交換型換気設備。またはDCモーターで動作する換気設備であること。 ・熱交換によらず電力を消費して加湿・除湿を行う機能が付加された機器は補助対象外とする。							
	照明 設備	LED照明		●	・光源と器具が一体のものを基本とする。光源が一体でない器具の場合、LEDランプのみ補助対象とする。 ・一定の安全性の配慮がなされている設備に限る。 ※3						
		蛍光灯		●	・インバータータイプで100lm/W以上のもの						
	太陽熱利用システム			●	・太陽熱温水器の場合はJIS A 4111に規定する住宅用太陽熱利用温水器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 ・ソーラーシステムと呼ばれる強制循環式の場合は、JIS A 4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること (蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。)						

△:SIIが認めたもののみを補助対象とする。補助対象が否かは「プラスワン・システム相談結果票」又は「その他省エネルギーシステム相談結果票」に記載。

エネルギー計算に「事業主基準」を採用する場合：のある項目の要件は P 1 1 「別表」に従うこと

設備等の種類		必須仕様	補助対象	要件となる基準
算出できない項目	ブラスワン・システム	●	△	・省エネルギーに資する自然エネルギー等を取り入れた設計手法又は制御機構を持った機器 ・先進性が認められるもので、SIIがブラスワン・システムと認めるもの (注)詳細は、P12ブラスワン・システムについて参照。
	その他省エネルギーシステム		△	・空調(暖房・冷房)給湯等の設備のエネルギー削減に資するシステムで、その効果を算定できるとSIIが認めるもの (注)詳細は、P12その他省エネルギーシステムについて参照。
蓄電池システム			●	・太陽光発電など再生可能・未利用エネルギーにより発電された電力を蓄え、有効利用するものに限る。 (リチウムイオン蓄電池は除く)
創エネルギーシステム	太陽光発電システム等の再生可能エネルギーシステム	●		<太陽光発電システムにあつては以下の仕様を満たすこと> ・新設の太陽光発電システムについては太陽電池モジュールのセル実効変換効率(モジュール化後のセル実効変換効率 ^{注1)})が以下に示す数値以上であること。 シリコン単結晶系太陽電池:16.0% シリコン多結晶系太陽電池:15.0% シリコン薄膜系太陽電池:8.5% 化合物系太陽電池:12.0% 注1 セル実効変換効率 = モジュールの公称最大出力÷(太陽電池セルの合計面積 ^{注2} ×放射照度) 注2 太陽電池セルの合計面積 = 1セルの全面積×1モジュールセルの数 ・売電を行う場合には、余剰買取方式に限る。
	燃料電池			以下の燃料電池など。 ・固体高分子形燃料電池(PEFC)について、JIS基準(JIS C 8823:2008小形固体高分子形燃料電池システムの安全性及び性能試験方法)に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準(LHV基準)の発電効率が33%以上(高位発熱量基準HHV基準で30%相当以上)およびLHV基準の総合効率が80%以上(HHV基準で72%相当以上)であること。 ならびに、50%負荷運転時のLHV基準の総合効率が60%以上(HHV基準で54%相当以上)であること。 ・固体酸化物形燃料電池(SOFC)について、JIS基準(JIS C 8841:2010 小形固体酸化物形燃料電池システムの安全性及び性能試験方法)に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準(LHV基準)の発電効率が40%以上(高位発熱量基準HHV基準で36%相当以上)およびLHV基準の総合効率が80%以上(HHV基準で72%相当以上)であること。 ならびに、50%負荷運転時のLHV基準の総合効率が60%以上(HHV基準で54%相当以上)であること。
エネルギー計測装置		●		・SIIが認める「平成25年度補正予算 HEMS機器導入支援事業」補助対象機器であること。 空調、給湯設備等のエネルギー使用量を個別に計測・蓄積し、「見える化」が図られていること。 詳細は、P21「エネルギー計測装置の対象基準」参照。

△:SIIが認めたもののみを補助対象とする。補助対象か否かは「ブラスワン・システム相談結果票」又は「その他省エネルギーシステム相談結果票」に記載。

- ※1 空調設備の熱源機能を有するものを含む。
- ※2 給湯機のJIS効率(WEB算定プログラムの入力には下記の要領になります)
JIS効率は、対象機器のJIS S 20751に基づくモード熱効率の値です。設置する給湯機にモード熱効率が表示されていれば、その値を用いる。
設置する給湯機にモード熱効率が表示されておらず、エネルギー消費効率のみ表示されている場合には
・潜熱回収型ガス給湯機(追焚あり)の場合はエネルギー消費効率6.4%を引いた数値をJIS効率(%)として用いる。
・潜熱回収型ガス給湯機(追焚なし)の場合はエネルギー消費効率4.6%を引いた数値をJIS効率(%)として用いる。
・潜熱回収型石油給湯機の場合はエネルギー消費効率8.1%を引いた数値をJIS効率(%)として用いる。
- ※3 LED照明設備は安全性に充分留意すること(日本照明器具工業会HP「直管形LEDランプ使用上のご注意～既設の蛍光灯照明器具に直管形LEDランプを使用する際の安全性に関するご注意～」<http://www.jlssn.or.jp/04siryo/pdf/information/LEDchokkanBaselight.pdf>参照) また、照度基準等は労働衛生安全規則等を充分留意すること。

【別表】補助対象設備の要件 <事業主基準による申請の場合>

「事業主基準」により申請する場合、断熱仕様及びヒートポンプ式セントラル空調システム、給湯機の設備要件は本別表の要件を満たすこと

設備等の種類				必須仕様	補助対象	要件となる基準						
断熱	高断熱外皮 (新築・既築ともに同じ基準とする)			●	●	地域区分	I a、I b	II	III	IVa、IVb	V	VI
						断熱区分(Q値)	1.4以下		1.9以下			3.7以下
						夏期日射取得係数	基準値なし					
		●	補助対象となる断熱材は、熱伝導率(λ 値)＝0.041[W/m・K]以下とする。 Q値計算には、熱交換型換気の効果による見かけの換気回数を見込まないこと。									
省エネルギー設備	空調設備	暖房設備	ヒートポンプ式セントラル空調システム	●	地域区分	I a、I b、II		III	IVa、IVb	V	VI	
			COP		3.0以上		3.3以上	3.7以上		－		
		冷房設備	ヒートポンプ式セントラル空調システム	●	地域区分	I a、I b、II		III、IVa、IVb、V、VI				
			COP		－		3.3以上					

注) 電気ヒートポンプ給湯機を導入する場合は、「事業主基準」算定ツールを使用する際に以下を参照してください。

・カタログに「年間給湯効率(JRA)」に依るAPFが併記されている場合はその値を入力してください。
併記されていない場合は以下の換算式に依りAPFを求めてください。

<追焚・保温機能を有する機種(フルオート)> APF＝年間給湯保温効率(JIS)＋0.3
<追焚・保温機能がない機種(セミオート・給湯専用)> APF＝年間給湯効率 (JIS)＋0.2

2-2 プラスワン・システムについて

(1) 要件

省エネルギーに資する設計手法又は制御機構を持った機器で、かつSIIが先進性を有するものと認めたシステムを「プラスワン・システム」とし、1つ以上導入することが必須となります。

プラスワン・システムの分類

A. 省エネルギーに資する先進的な設計手法

例. 開口部通風利用システム、床下冷熱利用システム等

B. 省エネルギーに資する先進的な制御機構を有する機器

例. 日射連動シャッター、照度センサー付き照明、屋内外の温度差による換気制御システム等

(2) 補助対象費用と補助金額

プラスワン・システムの補助対象費用はSIIが個別に定める額を上限とします。

(最大200万円・補助金額はその1/2)

プラスワン・システムは補助対象にならない場合があります。

(3) SIIが認めたプラスワン・システム

SIIがプラスワン・システムとして認めたシステムは、ゼロ・エネルギー化推進室のホームページ(<http://www.zero-ene.jp/>)で公開します。(補助対象となるか否かを明示します)

公表済のプラスワン・システムの導入希望者

公表済のプラスワン・システムの導入を希望する申請者は、当該システムの提案者より使用許諾を得た上で、平成26年度プラスワン・システム相談結果票の写しを入手し、申請書に添付してください。(SIIへの相談は不要です)

※ プラスワン・システムを提案される方で、相談希望の方はP23を参照ください。

2-3 その他省エネルギーシステムについて

プラスワン・システムには該当せず、且つWEB算定プログラム(P37参照)では算定できないシステムを採用した場合は、事前にその他省エネルギーシステムの相談が必要です。相談の結果、SIIが省エネルギー効果を認めたものは、エネルギー計算においてそのシステムの省エネ効果を反映することができます。

(1) 要件

空調(暖房・冷房)・給湯設備等のエネルギー削減に資するシステムで、その効果を算定できるとSIIが認めるもの

例. 地中熱利用システムなど

(2) 補助対象費用と補助金額

その他省エネルギーシステムの補助対象費用はSIIが個別に定める額を上限とします。

その他省エネルギーシステムは補助対象にならない場合があります。

(3) SIIが認めたその他省エネルギーシステム

SIIがその他省エネルギーシステムとして認めたシステムは、ゼロ・エネルギー化推進室のホームページ(<http://www.zero-ene.jp/>)で公開します。(補助対象となるか否かを明示します)

公表済のその他省エネルギーシステムの導入希望者

公表済のその他省エネルギーシステムの導入を希望する申請者は、当該システムの提案者より使用許諾を得た上で、平成26年度その他省エネルギーシステム相談結果票の写しを入手し、申請書に添付してください。(SIIへの相談は不要です)

※ その他省エネルギーシステムを提案される方で、相談希望の方はP24を参照ください。

2-4 補助対象費用

詳細はP15以降参照のこと。(消費税は、補助対象外)

区分	対象項目	内 容
補助対象	高断熱外皮 (新築・既築共通)	基準単価により、補助対象費用を算出する。性能ごとに基準単価を設定し、床面積の合計に乗じたものとする。 補助対象となる断熱材は、熱伝導率(λ値)＝0.041[W/㎡・K]以下のものに限る。
	空調設備	補助対象となる機器と、その設置に必要な付属機器・建築材料等の購入・据付に要する費用 (上限単価を設定する) *個別エアコンは、居室に設置するものに限る *工事費用は 設備設置と一体不可分の工事に限る *補助対象となる機器の一部であっても、省エネルギーに寄与しない部位とそれに関する工事は補助対象外
	給湯設備	補助対象となる機器と、その設置に必要な付属機器・建築材料等の購入・据付に要する費用 (上限単価を設定する) *給湯設備の補助対象範囲は、P18を参照 *工事費用は 設備設置と一体不可分の工事に限る *補助対象となる機器の一部であっても、省エネルギーに寄与しない部位とそれに関する工事は補助対象外
	換気設備	汎用的な機械換気設備(定額)との差額が補助対象
	照明設備	補助対象となる照明器具の購入・据付に要する費用 【交付申請時】SIIで定める基準単価に床面積の合計を乗じた金額を補助対象費用とする 【完了報告時】実際に設置した照明設備で補助対象費用(器具形式別に定額とする)を算出するが、交付決定時に算出した照明設備の補助対象費用を上限とする
	プラスワン・システム	SIIが補助対象として認める費用
	その他省エネルギーシステム	SIIが補助対象として認める費用
	蓄電池システム	機器本体及び電力変換装置(パワーコンディショナー)の購入・据付に要する費用(上限単価を設定する) (リチウムイオン蓄電池は補助対象外)
補助対象外	諸費用	諸経費、設計費、送料、運搬費、交通費、仮設工事費、廃材処理費、既存設備の撤去費、 試運転調整費、管理費、調査費、消費税、エネルギー供給事業者への申請費等
	仕上げ材等	床暖房の仕上げ材、断熱部の構成材・仕上材等 *仕上げ材・補助材一体の場合は、仕上げ材・補助材部分を除いた機器部分、断熱部分のみを補助対象とする(費用の内訳を明示すること)
	電気工事の一部	分電盤、電気の一次幹線(引き込み口～計器～分電盤)、計器の材料等の購入・据付に要する費用
	給湯設備の一部	給湯工事における給湯配管、給水配管、風呂追い焚き配管、ガス配管工事に要する費用 (給湯機本体への接続工事、ガス管への接続工事は除く)
	その他対象外設備	太陽光発電システム、燃料電池、エネルギー計測装置(HEMS等)、障子、ブラインド、カーテン、蓄熱電気暖房機、FF式暖房機、衛生・浴室設備(温水暖房便座、断熱浴槽等)、調理器具(ガスコンロ、IHクッキングヒーター等)、食器洗い機、施工を伴わない照明器具、その他の家電製品や容易に脱着、移動が可能なもの

注) 完了報告時において、補助対象費用と領収金額が異なる場合は、少ないほうの金額が補助対象費用となります。

(1)補助対象費用の計算方法(概要)

各項目の計算方法は下表のとおりとする。(詳細は次ページ以降を参照)

区分	対象項目		【1】 市場流通価格等をもと に計算	【2】 基準単価に 床面積の合計を 乗じて計算	【3】 設備単価表の 要領に沿って計算
補助 対象	高断熱外皮(新築・既築共通) (P15参照)		—	○	—
	空調設備 (P16参照)	高効率個別エアコン	◎	—	—
		その他の空調設備	○	—	—
	給湯設備 (P17参照)	電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート等)	◎	—	—
		潜熱回収型ガス・石油給湯機 (エコジョーズ・エコフィール)	◎	—	—
		ヒートポンプ・ガス瞬間式併用 型給湯機 (ハイブリッド給湯機)	◎	—	—
		その他の給湯機	○	—	—
	換気設備		○※1	—	—
	照明設備 (P19、20参照)		—	○(交付申請時)	○(完了報告時)
	プラスワン・システム		○※2	—	—
	その他省エネルギー・システム		○※2	—	—
	蓄電池システム (P19参照)		◎	—	—

- ：補助対象費用の計算方法。
- ◎：機器の能力によって上限価格を設ける。
- ※1 換気設備に関する費用計算方法は、採用する換気設備と、汎用的な機械換気設備(定額)の差額を補助対象とします。(P19参照)
- ※2 プラスワン・システム及び、その他省エネルギー・システムに係る費用については、「相談結果票」にSIIが示す 価格・施工費用等の上限額以下とすること。

(2)高断熱外皮の費用計算方法

高断熱外皮(開口部、躯体断熱部)に係る費用は、下記の計算方法で行う。

計算方法: 下表の「外皮の熱性能ごとに定めた基準単価」を申請物件の床面積の合計に乗じて、補助対象費用を算出する。

補助対象費用 = 基準単価(下表) × 床面積の合計

■基準単価表(円/㎡)

H25年基準(UA値)	事業主基準(Q値)	基準単価
0.3 以下	1.15 以下	20,000 円
0.4 以下	1.4 以下	15,000 円
0.5 以下	1.6 以下	11,000 円
0.6 以下	1.9 以下	8,000 円

※「床面積の合計」とは、熱的境界の内側に存する床面積とする。詳細は、「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報(独立行政法人 建築研究所)」のホームページで公開される「一次エネルギー消費量算定用WEBプログラム解説(住宅編)」を参照のこと。
(<http://www.kenken.go.jp/becc/#TechnicalReportForHouses>)

※補助対象要件を満たさない断熱材を一部に使用する場合は、上記計算により算出した数値から、補助対象外となる断熱材の材料費と工事費(市場流通価格をもとに算出すること)を減額した額を補助対象費用とします。

(3)空調設備の費用計算方法

①「高効率個別エアコン」

⇒見積書に準じて費用を算出するが、能力別に下表の金額を上限とする。

計算方法： 費用は、能力(定格出力)ごとに定めた下単価を上限として、設置台数を乗じて算出する。

■高効率個別エアコン 上限単価表(本体、リモコン、設置工事費含)

出力クラス	補助対象費用上限(1台あたり)
2.2 kW	230,000 円
2.5 kW	260,000 円
2.8 kW	285,000 円
3.6 kW	300,000 円
4.0 kW	315,000 円
5.6 kW	370,000 円

- ※P9の高効率個別エアコンの要件を満たしていること。
- ※寒冷地対策や施工方法で標準外の設備、工事が必要な場合は、別途加算計上可能。
- ※上限単価表にない出力クラスの場合は、見積書及び市場流通価格に準じて算出する。

②「その他の空調設備」

ヒートポンプ式セントラル空調システム、温水式床暖房、温水式パネルラジエーターなど、高効率個別エアコン以外の設備は、補助対象項目ごとに費用を算出すること。
(費用明細書には、設備費と設置工事費を分けて記入すること。)

(4)給湯設備の費用計算方法

- ①「電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート)」
 - ②「潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ)」
 - ③「潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)」
 - ④ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)
- ⇒見積書に準じて費用を算出するが、能力別に下表の金額を上限とする。

計算方法： 費用は、能力ごとに定めた下表単価を上限として、設置台数を乗じて算出する。

■ 電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート) 上限単価表(本体、リモコン、設置工事費含)

貯湯量	補助対象費用上限(1台あたり)
370 L	670,000 円
460 L	720,000 円

■ 潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ) 上限単価表(本体、リモコン、設置工事費含)

給湯能力	補助対象費用上限(1台あたり)	
	フルオートタイプ	オートタイプ
20 号	315,000 円	300,000 円
24 号	345,000 円	330,000 円

■ 潜熱回収型石油給湯機(エコフィール) 上限単価表(本体、リモコン、設置工事費含)

給湯能力	補助対象費用上限(1台あたり)	
	フルオートタイプ	オートタイプ
46.5 kw 相当	345,000 円	315,000 円

■ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機) 上限単価表(本体、リモコン、設置工事費含)

給湯能力	補助対象費用上限(1台あたり)
100 L 相当	700,000 円

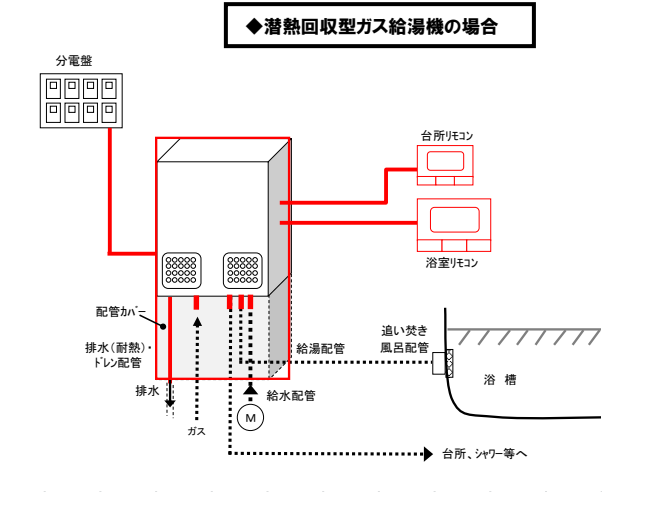
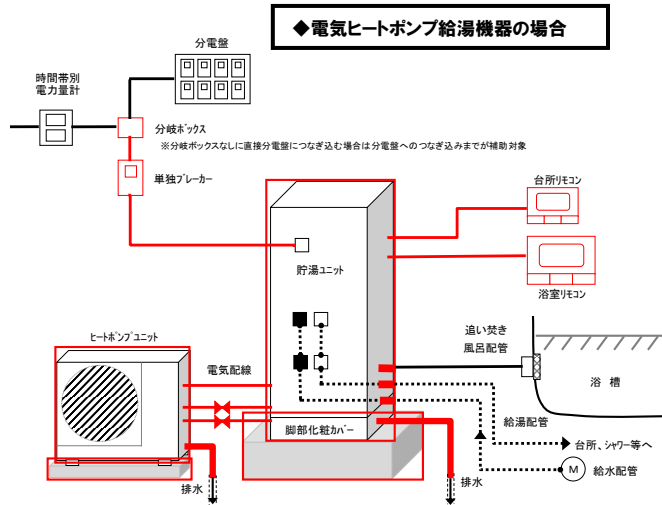
※寒冷地対策や施工方法で標準外の設備、工事が必要な場合は、別途加算計上可能。

⑤「その他の給湯設備」

上記以外の給湯方式(太陽熱を利用する給湯システム等)・給湯能力の場合には、補助対象項目ごとに費用を算出します。(費用明細書には、設備費と工事費を分けて記入してください。)

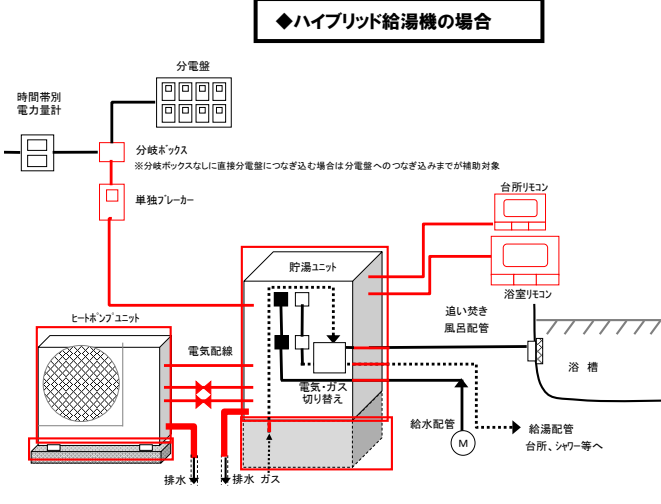
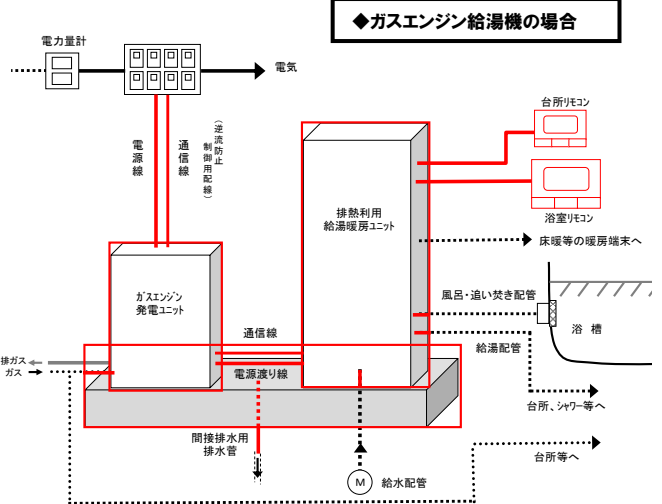
給湯設備の補助対象範囲

(赤線部分が補助対象)



補助対象範囲	補助対象外
・本体(ヒートポンプユニット・タンク) ・ヒートポンプユニット〜タンク間の循環配管 ・配管カバー(脚部化粧カバー) ・排水配管(ドレン排水含む) ・基礎 ・電気配線工事費(分岐ボックス〜本体、リモコン類) ※分電盤経由で接続の場合は、分電盤〜本体、リモコン類・上記設置・施工に係る工事費 ・各種配管の本体への接続工事費	・分電盤 ・電気幹線(引込口〜計器〜分電盤) ・給湯配管 ・給水配管 ・風呂配管 ・風呂接続アダプタ ・上記設置・施工に係る工事費

補助対象範囲	補助対象外
・本体 ・配管カバー ・排水配管(ドレン排水含む) ・基礎(架台) ・電気配線工事費(本体、リモコン類) ・上記設置・施工に係る工事費 ・各種配管の本体への接続工事費 ・ガス管への接続工事費	・分電盤 ・電気幹線(引込口〜計器〜分電盤) ・給湯配管 ・給水配管 ・風呂配管 ・ガス配管 ・風呂接続アダプタ ・上記設置・施工に係る工事費



補助対象範囲	補助対象外
・本体(発電ユニット・給湯暖房ユニット) ・発電ユニット〜給湯暖房ユニット間の通信線・電源渡り線 ・配管カバー ・基礎 ・配管排水(ドレン排水含む) ・電気配線工事費(本体、リモコン類) ・上記設置・施工に係る工事費 ・各種配管の本体への接続工事費 ・ガス管への接続工事費	・分電盤 ・電気幹線(引込口〜計器〜分電盤) ・給湯配管 ・給水配管 ・風呂配管 ・ガス配管 ・風呂接続アダプタ ・上記設置・施工に係る工事費

補助対象範囲	補助対象外
・本体(ヒートポンプユニット・タンク) ・ヒートポンプユニット〜タンク間の循環配管 ・配管カバー(脚部化粧カバー) ・排水配管(ドレン排水含む) ・基礎 ・電気配線工事費(分岐ボックス〜本体、リモコン類) ※分電盤につなぎ込む場合は分電盤〜本体、リモコン類・上記設置・施工に係る工事費 ・各種配管の本体への接続工事費 ・ガス管への接続工事	・分電盤 ・電気幹線(引込口〜計器〜分電盤) ・給湯配管 ・給水配管 ・風呂配管 ・ガス配管 ・風呂接続アダプタ ・上記設置・施工に係る工事費

(5)換気設備の費用計算方法

見積書及び市場流通価格をもとに算出した費用から、汎用的な機械換気設備単価を引いた差額を補助対象費用とする。汎用的な機械換気設備単価については、換気種別に関わらずSIIが定める定額とする。

計算方法： 見積書等に準じた省エネ換気設備費用からSIIで定める汎用的な機械換気設備単価を引いて算出する。

補助対象費用 = 省エネ換気設備費用(見積書等をもとに算出) - 汎用的な機械換気設備単価

■汎用的な機械換気設備 単価表

項目	単価
汎用的な機械換気設備	150,000 円

※換気種別（第一種・第二種・第三種）や方式に関わらず一律定額とする。

(6)照明設備の費用計算方法

照明設備は、交付申請時と完了報告時で、補助対象費用の算出方法が異なるため注意。

交付申請時は、SIIが定める基準単価を床面積の合計に乗じて算出する。

(完了報告時の計算方法は次ページ参照)

計算方法： SIIで定める基準単価に床面積の合計に乗じて算出する。

補助対象費用 = 基準単価 × 床面積の合計

■照明設備 基準単価表(円/㎡)

申請方法	基準単価(㎡あたり)
照明設備	3,000 円
プラスワン・システムで照明を採用する場合	3,500 円

(7)蓄電池システム(鉛蓄電池など)の費用計算方法

見積書に準じて費用を算出するが、蓄電容量別に下表の金額を上限とする。

計算方法： 蓄電容量により定めた設備単価を上限として、設置台数を乗じて算出する。

■蓄電池システム上限単価表

蓄電容量	補助対象費用上限
8 kWh～10 kWh	1,200,000 円

※上限単価表にない蓄電容量の蓄電池を申請する場合は、SIIに事前に問い合わせること。
(SIIにて別途上限を定めます)

※上記計算で算出される補助対象費用は、蓄電池システム全体に対する補助額の総額であり、
パワーコンディショナー部の機器費や蓄電池システムの据付設置工事費もこれに含まれる。

※リチウムイオン蓄電池は補助対象外。

【参考】 補助事業実績報告(工事完了報告)時の「照明設備」補助対象費用算出方法

工事完了報告時は、設置した照明設備の器具形式ごとに定める単価に数量を乗じて補助対象費用を算出する。(交付決定時に算出した照明設備補助対象費用を上限とする)
 →詳細は、交付決定通知に同梱される「関連書類作成要領書」を参照し作成すること。

■照明器具形式別定額単価表(設置工事費を含む)

器具形式	記号	仕様	単価(1台あたり)
居室シーリングライト	A1	8畳以下	32,000 円
	A2	8畳超	38,000 円
ブラケット	B	ランプ1灯の器具	9,000 円
ペンダント	C	ランプ1灯の器具	13,500 円
ダウンライト	D1	60W 相当以下	5,000 円
	D2	60W 相当超	7,000 円
スポットライト	E1	ランプ1灯の器具	15,000 円
	E2	ランプ2灯の器具	25,000 円
足元灯(センサー付き有無問わず)	F		4,000 円
非居室のシーリングライト	G		8,000 円

【照明設備の費用計算についての留意事項】

- ※すべての照明器具のカタログを提出すること
- ※照明器具の配置図に、器具形式に応じて記号(A～G)を記入してください。
- ※A1とはカタログ上で「8畳まで」と表示された器具で、居室に設置されたものをいいます。
- ※A2とはカタログ上で「10畳～14畳まで」と表示された器具で、14㎡を超える居室に設置されたものをいいます。
- ※非居室のシーリングライトは非居室に設置され、セードやカバーの付いたものをいいます。
 該当しない場合は個別に計上してください。
- ※下記に示す照明器具は、個別に費用計上してください。
 - ・セードやカバーが複数設置されたもの
 - ・センサー付き照明器具(足元灯を除く)
 - ・蛍光灯器具及び直管型LED器具等、上表に該当しないと思われる照明器具
- ※補助対象外の照明器具及び付属器具
 - ・玄関、勝手口灯以外の非居住空間に設置された照明器具、建物に固定されない照明器具
 - ・調光器具・シーリングファン・ライティングレール
- ※「プラスワン・システム」を照明設備で申請される場合
 - ・一般照明とは分けて「プラスワン・システム」用の頁に該当する照明設備を費用計上してください。
 - ・対象の照明器具は個別に費用計上し、カタログを添付してください。
 この場合に限り、照明器具とは別置のセンサー器具等も補助対象となります。

2-5 エネルギー計測装置の対象基準

【本事業で対象とするエネルギー計測装置】

- ①SIIの「平成25年度補正予算 HEMS機器導入支援事業」補助対象機器であること。
詳しくは SIIのホームページ(<http://sii.or.jp/hems25r/device/search>)をご確認ください。
- ②エネルギー計測装置は、1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。
- ③計測ポイントは以下の条件を満たすこと。
- ④エネルギー計測装置に蓄積されたデータをもとにしたエネルギー使用量の定期的な報告が可能であること。

	機能区分	対象設備の審査項目	対象要件
計測ポイント※7	電力使用量※1の計測・取得※2 (表示できることを前提とする)	住宅全体	●
		空調設備※3	●
		太陽光発電システムの発電量・売電量	●
		ヒートポンプ式給湯器(エコキュート等)	○
		ガスコージェネレーションシステムの発電量	○
		蓄電池システムの蓄電量・放電量	○
	使用電力計測・取得間隔※4	30分以内	●
	データ蓄積期間※5※6 (表示できることを前提とする)	1時間以内の単位 1カ月以上	●
		1日以内の単位 13カ月以上	●

凡例 ●:必須項目 ○:機器設置の場合は必須

- ※1 積算消費電力量(Wh)または消費電力(W)
- ※2 エネルギー計測装置により電力使用量を計測するか、エネルギー計測装置が太陽光発電システム等の他のシステムに接続することにより電力使用量のデータを取得することができること。
- ※3 主要な居室に設置する空調設備の電力使用量データを取得することができること。
- ※4 積算消費電力量(Wh)または消費電力(W)の計測または取得間隔
- ※5 エネルギー計測装置により計測した所定時間単位の積算消費電力量データをエネルギー計測装置、あるいは関連する外部設備に蓄積し続けることができる期間
- ※6 セキュリティ対策として、蓄積したデータの保護・保全ができること。
- ※7 既築の住宅で配線工事に支障をきたす場合には事前にSIIに問い合わせること。

2-6 新規のプラスワン・システム及び、その他省エネルギーシステムの相談方法

(1) システム提案者とは

算定ツールで算出できない、ZEHに資するシステムを申請者等に対し提案する者で、下記イ)～ハ)を全て満たす者をシステム提案者といいます。

プラスワン・システム及びその他省エネルギーシステムの相談はシステム提案者がSIIに対して行います。

- イ) 当該システムの導入を遂行する能力を有する者であること(手続代行者と別でも可)
- ロ) 提案内容に関するSIIからの問い合わせに対し、適宜対応できる者であること(必要に応じ提案内容に関するヒアリングを実施する場合があります)
- ハ) 当該システムが後にゼロ・エネルギー化推進室のホームページ等で公表された際、一般からの問い合わせに対し、誠実に対応できる者であること

(2) 提出書類と提出先

システム提案者は、相談期間内に、「相談票」(詳細はP77「相談票の入力例」を確認ください。)に必要事項を記入の上、下記提出書類と合わせて、下記提出先に郵送してください。

相談に必要な提出書類

①相談票 ※提案システムの先進性やZEHに資する具体的な内容等を説明していただきます。

②技術資料

- ・システムの導入実績、製品の供給体制
- ・システムの制御方法
- ・JISなどの公的規格や業界自主規制等への適合を示す書類
- ・提案するシステムによる一次エネルギー消費削減率の算出根拠資料(モデルプラン等による計算式) ※1
- ・システムに関わる参考見積もりなどを提出してください

※1 平成26年度 その他省エネルギーシステムの相談をする場合のみ。

【提出先】 〒100-8692 日本郵便(株) 銀座支店 私書箱636号

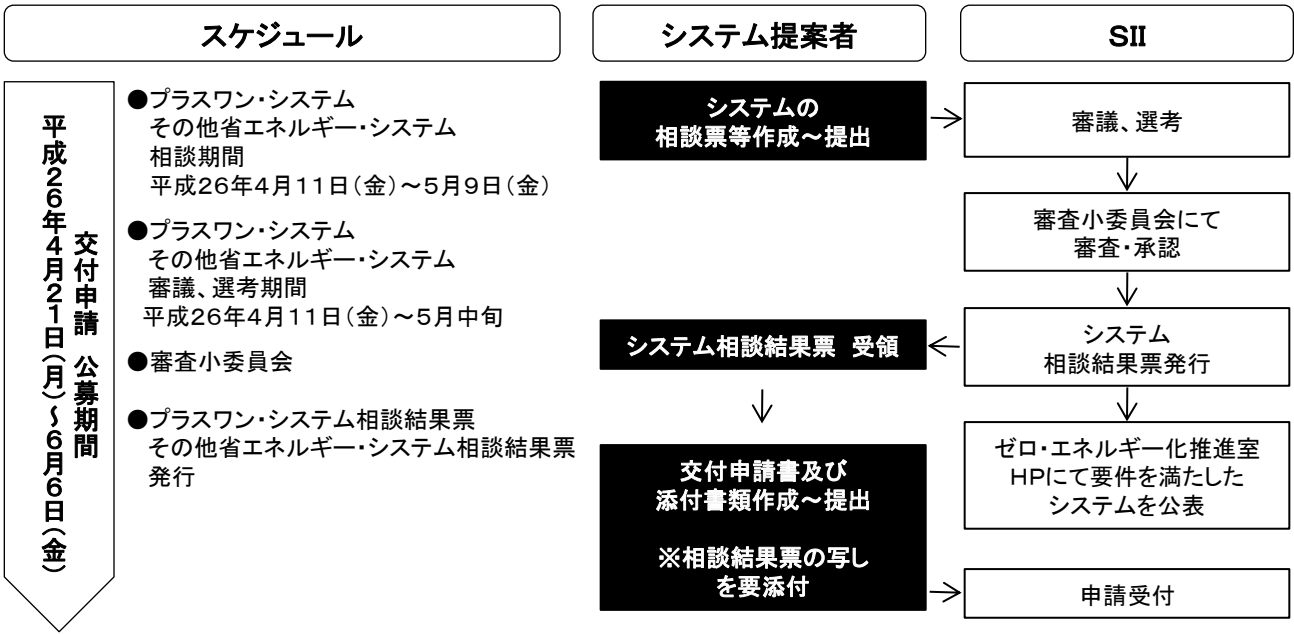
「A. 平成26年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業 」申請係

(注1) 「A. ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業 相談票在中」と必ず記入ください。

(注2) SIIから申請者に対して相談票を受け取った旨の連絡は致しません。

(到着確認を行いたい場合は、書留にて郵送ください。 ※メール便や宅配便は利用できません。)

プラスワン・システム、その他省エネルギーシステムの相談～交付申請の流れ



2-7 プラスワン・システムのシステム提案

新規にプラスワン・システムを提案する場合

- ・相談期間内に、下記の書類を提出してください。
- ・SIIによる審議及び審査小委員会の審査を経て、要件を満たすと判断した場合はプラスワン・システム相談結果票を発行します。その後、申請書にプラスワン・システムの相談結果票の写しを添付し、申請してください。

(1) 要件

省エネルギーに資する設計手法又は制御機構を持った機器でかつ先進性の有するもののうち、SIIがプラスワン・システムと認めるシステム

プラスワン・システムの分類

A. 省エネルギーに資する先進的な設計手法

例. 開口部通風利用システム、床下冷熱利用システム等

B. 省エネルギーに資する先進的な制御機構を有する機器

例. 日射連動シャッター、照度センサー付き照明、屋内外の温度差による換気制御システム等

(2) 補助対象費用と補助金額

- ・プラスワン・システムの補助対象費用はSIIが個別に定める額を上限とします(最大200万円・補助金額はその1/2)
- ・プラスワン・システムは補助対象にならない場合があります。補助対象となるか否かは、「プラスワン・システム相談結果票」に記載するとともに、ゼロ・エネルギー化推進室のホームページ(<http://www.zero-ene.jp/>)でも公開します。

(3) 相談期間

平成26年4月11日(金)～平成26年5月9日(金)

(4) 提出書類

- ① 平成26年度プラスワン・システム相談票
- ② 提案内容の裏付けとなる技術資料

平成25年度住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)において要件を満たしたプラスワン・システムを継続希望するシステム提案者

平成25年度 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)の要件を満たしたプラスワン・システムは平成26年度プラスワン・システムとして認めます。

ただし、システム提案者は、相談期間内に下記(2)の書類を提出してください。^{※1 ※2}

SIIによる審議を経て、速やかに「プラスワン・システム相談結果票」を発行します。^{※3}

補助対象費用はSIIが個別に定める額を上限とします(最大200万円・補助金額はその1/2)

補助対象費用の上限等、新たに条件を付加しますのでご注意ください。

その後、交付申請書にプラスワン・システム相談結果票の写しを添付し、申請してください。

※1 システム提案者以外の提出は認めません。

※2 プラスワン・システムのシステムが変わらず、使用機器をモデルチェンジ等で同等以上の性能の機器に変更を希望する場合には、代替機種 of 技術資料を添付してください。

※3 平成26年度 プラスワン・システムとして相談結果票を発行したシステムは、随時ホームページにて公表する予定です。

(1) 相談期間

平成26年4月11日(金)～平成26年4月25日(金)

(2) 提出書類

- ① 平成26年度 プラスワン・システム継続相談票
- ② 平成25年度 プラスワン・システム事前相談結果票の写し
- ③ 使用機器をモデルチェンジ等で同等以上の性能の機器に変更を希望する場合には、代替機種 of 技術資料

2-8 その他省エネルギーシステムのシステム提案

「プラスワン・システム」には該当せず、WEB算定プログラムでは算定できないシステムで申請する場合は、その他省エネルギーシステムの相談が必要です。

新規にその他省エネルギーシステムを提案する場合

相談期間内に、下記の書類を提出してください。

SIIによる審議及び審査小委員会の審査を経て、要件を満たすと判断した場合は「その他省エネルギーシステム相談結果票」を発行します。その後、交付申請書にその他省エネルギーシステム相談結果票の写しを添付し、申請してください。

(1) 要件

空調(暖房・冷房)・給湯等の設備のエネルギー削減に資するシステムで、その効果を算定できるもの
Ex. 地中熱利用システム等

(2) 補助対象費用と補助金額

- ・その他省エネルギーシステムの補助対象費用はSIIが個別に定める額とします。
- ・その他省エネルギーシステムは補助対象にならない場合があります。補助対象となるか否かは、「その他省エネルギーシステム相談結果票」に記載するとともに、ゼロ・エネルギー化推進室のホームページ(<http://www.zero-ene.jp/>)でも公開します。

(3) 相談期間

平成26年4月11日(金)～平成26年5月9日(金)

(4) 提出書類

- ① 平成26年度 その他省エネルギーシステム相談票
- ② 提案内容の裏付けとなる技術資料

平成25年度住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)において要件を満たした その他省エネルギーシステムを継続希望するシステム提案者

平成25年度 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)の要件を満たした、その他省エネルギーシステムは、平成26年度 その他省エネルギーシステムとして認めます。ただし、システム提案者は、相談期間内に下記(2)の書類を提出してください。※1 ※2

SIIによる審議を経て、速やかに「その他省エネルギーシステム相談結果票」を発行します。※3

その他省エネルギーシステムの補助対象費用はSIIが個別に定める額を上限とします。

補助対象費用の上限等、新たに条件を付加しますのでご注意ください。

その後、交付申請書にその他省エネルギーシステム相談結果票の写しを添付し、申請してください。

※1 システム提案者以外の提出は認めません。

※2 その他省エネルギーシステムのシステムが変わらず、使用機器をモデルチェンジ等で同等以上の性能の機器に変更を希望する場合には、代替機種の技術資料を添付してください。

※3 平成26年度、その他省エネルギーシステムとして相談結果票を発行したシステムは、随時ホームページにて公表する予定です。

(1) 相談期間

平成26年4月11日(金)～平成26年4月25日(金)

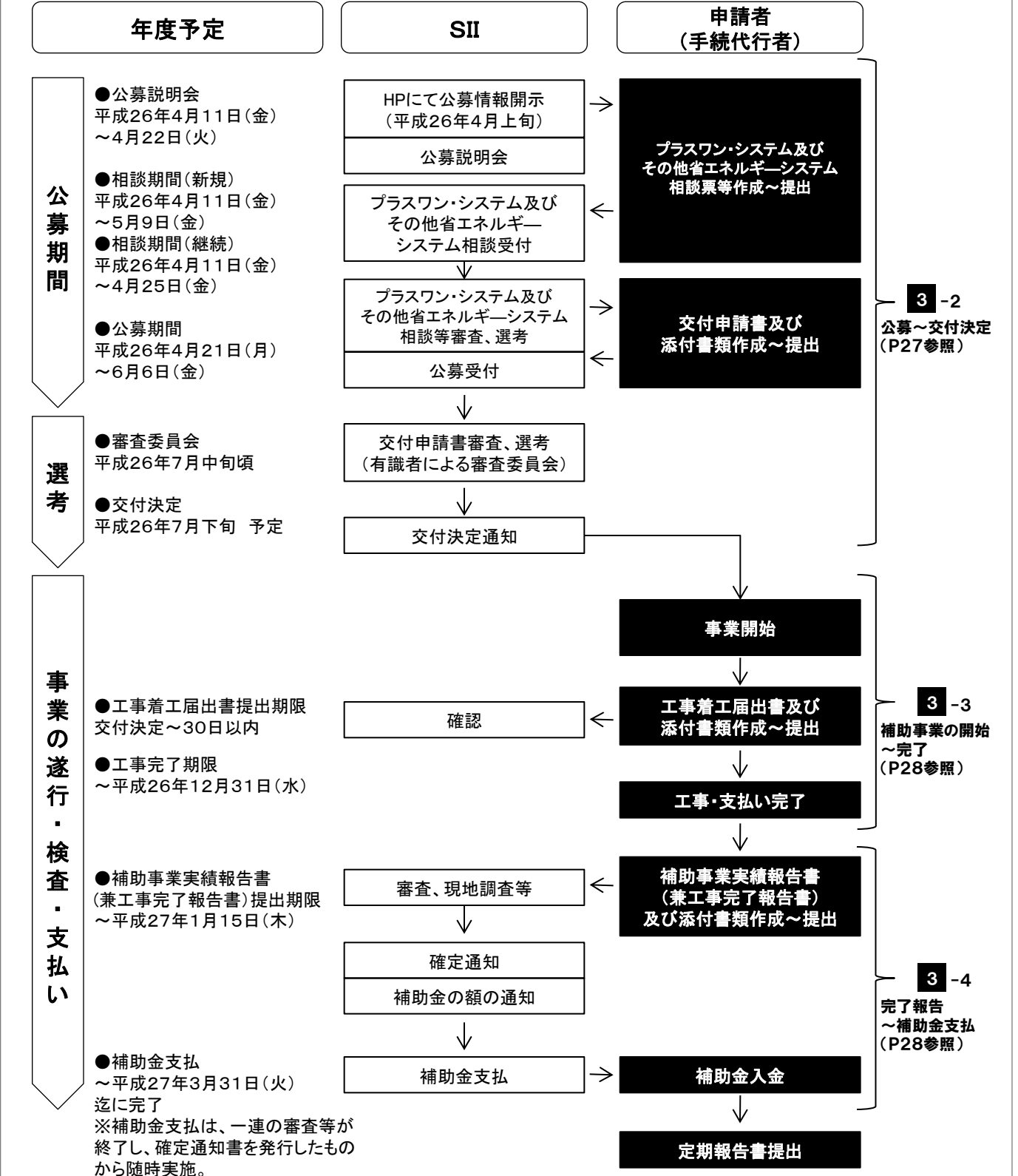
(2) 提出書類

- ① 平成26年度 その他省エネルギーシステム継続相談票
- ② 平成25年度 その他省エネルギーシステム事前相談結果票の写し
- ③ 使用機器をモデルチェンジ等で同等以上の性能の機器に変更を希望する場合には、代替機種の技術資料

3. 事業の実施

3 事業の実施

3-1 一次公募 事業スケジュール(新築・既築)



3-2 公募～交付決定

(1)事業の公募

SIIは、補助事業を行おうとする者に対し一般公募を行い、必要に応じて説明を行います。
ゼロ・エネルギー化推進室のホームページ(<http://www.zero-ene.jp/>)に公募記事を掲載します。

(2)申請

申請者は、P52「交付申請書及び添付書類の入力例」に従って提出に必要な書類(P47「提出書類一覧表」参照)を作成し、1部を公募期間中にSII指定の提出先(P33「申請書提出先及び問合せ先」参照)に郵送してください。
(先着順での受付制限は行いません。)

(3)手続代行者について

申請者は、申請について、第三者に依頼することができます。申請の手続きを代理するもの(以下、「手続代行者」という)は、申請者の了解のもとで依頼された内容について、間違いや不備等の無いよう注意して申請を行ってください。手続代行者による申請の場合、申請書類に関するSIIからの問い合わせや訂正依頼に確実に対応できることを要件とします。問合せは手続代行者へ連絡しますので、申請者の不利益にならないように対応してください。確定通知等の正式な通知書面は申請者に郵送します。

※注意事項・・・ **E-1～5** 事業の実施内容について、手続代行者は申請者の充分な理解を得られるように説明を行ってください。

(4)審査

① 審査方針

応募のあった申請書に対し、補助金交付要件を満たしているものについて以下の項目の評価を行います。

1. 一次エネルギー消費削減率(太陽光発電システムの創エネルギー量を除く)
基準一次エネルギー消費量に対しての太陽光発電システムによる創エネルギー量を除く一次エネルギー消費削減率の評価を行います。
2. モデル性
住宅の断熱性能等
3. その他の加点要素
 - (1) H25年基準のエネルギー計算を用いて申請を行った補助対象事業者への加点
 - (2) 木材利用による加点
 - (3) 審査委員による加点(省エネ設計技法の導入など)

② 審査方法

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会にはかり、審査項目に従って審査を行います。

③ 補助対象事業者の選定

審査項目の一次エネルギー消費削減率(太陽光発電システムの創エネルギー量を除く)、モデル性、その他の加点要素を参考にしつつ審査委員会の審査を踏まえ、総合点を算出し、評点の高いものから順次補助対象事業者を選定します。

(5)交付決定

交付決定とは、申請書を受付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金額を決定するものではありません。

なお交付決定の通知を受けて30日以内に、工事着工届出書(様式第3)を提出してください。工事着工届出書(様式第3)及び添付書類については、交付決定通知時に配布される「関連書類作成要領書」を参照し作成してください。

※交付の決定については、採択、不採択に関わらず文書にて申請者に通知します。

※交付決定通知に配布される「関連書類作成要領書」は補助対象事業者及び手続代行者の双方に送付致します。

※個別の問い合わせについては応じられませんのであらかじめご了承ください。

3-3 補助事業の開始～完了

(1)補助事業の開始

交付決定の通知を受けた後、導入しようとする住宅の工事を行ってください。(事前着工は認めません。)
また、交付決定通知を受けて30日以内に、工事着工届出書を提出してください。

(2)補助対象事業の計画変更

補助事業の実施中に、事業内容に変更の可能性が生じた場合は、あらかじめSIIに相談し、SIIの指示に従うものとします。なお、原則として一次エネルギー消費削減率が下がる変更については認めません。

(3)工事完了日

工事完了日とは、申請内容に係る工事及び支払いが完了した日のことをいいます。
平成26年12月31日(水)までに完了してください。

- (例) 工事完了:12/25 支払い完了:12/20の場合、工事完了日は12/25
工事完了:12/7 支払い完了:12/20の場合、工事完了日は12/20

3-4 完了報告～補助金支払

(1)完了報告及び額の確定

補助対象事業者は、工事が完了したら、補助事業実績報告書(兼工事完了報告書)(以下完了報告書という)を工事完了日から30日以内又は平成27年1月15日(木)のいずれか早い日までに、SIIに提出してください。
SIIは、完了報告書の提出を受け、申請内容に係る工事・費用等の審査を行い、かつ必要に応じて現地調査を行い、内容が適正であると認めた時、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者にその旨を通知します。

(2)現地調査

- ① 現地調査は、補助対象事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する調査であり、補助金の交付決定及び補助金の額を確定するためのものですので必ずご協力ください。
- ② 現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、交付決定の取消しとなり、補助金の支払いが出来ない場合があります。
- ③ また不正行為等が認められた場合は、処罰の対象となります。

(3)補助金支払

SIIは、補助金確定通知書にて補助金額を通知した後、補助金を支払います。

(4)事業成果の公表

他の事業者への普及促進を目的に、成果を公表し広く一般に紹介します。

(5)利用状況の報告

本事業は、省エネルギー効果等の情報の取得、分析についても事業の目的としているため、下記①～③の報告が必要となります。※なお、ご報告いただいた内容は公表させていただく場合があります。

- ① 補助対象事業開始時(工事着工届出書提出時)
補助対象事業者は、居住している過去1年間のエネルギーの月別使用量(電気、ガス、灯油等)について、SIIへ報告ください。
※ 詳細は、「関連書類作成要領書」を参照ください。
※ 電気及びガス、灯油については証憑(注)の写しの添付が必要です。
(注)証憑とは当該月の期間及び使用量が記載されている検針票または領収書等をいいます。
※ 太陽光発電システム、家庭用コージェネレーションシステム等の発電設備の電気の発電量及び売電量を報告してください。
- ② 補助対象事業終了時(補助事業実績報告書(兼工事完了報告書)提出時)
補助対象事業者は、直近1年間のエネルギーの使用状況等について、SIIへ報告ください。
※ 詳細は、「関連書類作成要領書」を参照ください。
- ③ 補助対象事業終了後(定期報告)
補助対象事業者は、補助事業終了後3年間、半期毎にエネルギー使用量(電力、ガス、灯油等)および、太陽光発電システム、家庭用コージェネレーションシステム等の発電設備の電気の発電量及び売電量等のエネルギー使用状況について、エネルギー計測装置を使用し「定期報告書」により報告して頂きます。
また、別途アンケート調査、省エネルギー効果検証の為に計測、取材等に協力して頂くことがあります。
※報告先が変更される場合は、前もってご連絡を差し上げます。

- 第1回 定期報告提出期限：平成27年10月末日(報告対象期間：平成27年 4月～平成27年9月分)
第2回 定期報告提出期限：平成28年 4月末日(報告対象期間：平成27年10月～平成28年3月分)
第3回 定期報告提出期限：平成28年10月末日(報告対象期間：平成28年 4月～平成28年9月分)
第4回 定期報告提出期限：平成29年 4月末日(報告対象期間：平成28年10月～平成29年3月分)
第5回 定期報告提出期限：平成29年10月末日(報告対象期間：平成29年 4月～平成29年9月分)
第6回 定期報告提出期限：平成30年 4月末日(報告対象期間：平成29年10月～平成30年3月分)

(6)取得財産の管理等

補助対象事業者は、補助を受けて取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。補助対象事業者は、耐用年数の期間内に取得財産等を処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、あらかじめ「財産処分申請書」をSIIに提出し、その承認を受けなければなりません。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取り消し、加算金(年利10.95%)とともに補助金全額の返還を求めることがあります。SIIは、補助対象事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとします。

(7)交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

万一、交付規程に違反する行為がなされたと判断した場合、次の措置が講じられることに留意すること。

- ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
- ② 適正化法第29条の規定による罰則および第30条から第32条までの規定に準拠した罰則。
- ③ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付を行わないこと。
- ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤ 補助対象事業者等の名称及び不正の内容の公表。
※ 適正化法：補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)
最終改正：平成14年12月13日法律第152号

<個人情報利用目的について>

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用させて頂くことがあります。その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。また、同一の設備等に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

3-5 注意事項

申請者、手続代行者は、以下の点に注意してください。

【交付申請時に関して】

- ① 交付申請書は**1物件につき1申請**とします。また、同一人が複数物件の申請をすることはできません。(申請者は申請する住宅の建築主・所有者であり、当該住宅に**常時居住**する者であること)
- ② 交付申請書(様式第1)の申請者の捺印は、**実印にて捺印**してください。(印鑑証明書も併せて提出して頂きます)
- ③ 申請者は、1名もしくは連名どちらでもよいが、申請後の変更は原則として認めません。
- ④ ①を満たしかつ各戸が補助対象要件を満たしている二世帯住宅であっても、**各戸を区分登記できないものは、1世帯の申請**とします。(場合により区分登記された表示登記書の提出を求める場合があります)
- ⑤ 申請内容の変更は原則認めませんが、**内容に変更の可能性が生じた場合は、予めSIIに報告**し、SIIの指示に従ってください。なお、原則として**年間の一次エネルギー消費削減率が下がる変更**については認めません。
- ⑥ 申請者本人又は本人と利害を一にする者が、補助対象設備の調達及び工事等に係わる場合は、**該当する者の利益相当分を排除**した額を補助対象費用としてください。
- ⑦ **手続代行者をたてず補助対象事業者自身が申請を行う場合は、平日の日中に必ず連絡が取れるようにしてください。**

【スケジュールに関して】

- ① 手続代行者は事業の進捗管理を行い、予定通り工事が完了するように努めてください。適宜、SIIからその状況報告を依頼することがあります。
- ② 平成26年12月31日(水)までに、申請内容に係る工事及び支払いを必ず完了させてください。

【その他】

- ① 補助金交付後、補助対象となる住宅や設備は、法定耐用期間中の解体、廃棄、転売、処分などをSIIの承認なしに行うことは出来ません。
- ② 本事業で導入した設備については、SIIが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助対象事業者と施工会社等との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではありません。万一上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しません。
- ③ 申請者、手続代行者、システム提案者は、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはなりません。その内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な提案・申請をしてください。

不正をした事が明らかになった場合は補助金が支払われないばかりでなく、不正な行為により補助金を受給した場合は、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを十分に認識した上で適正に手続きを行ってください。
- ④ 交付申請後は、エネルギー計算の評価基準の変更は認めません。

(注)表紙裏面“補助金の交付申請又は受給される皆様へ”をご確認ください。

4. 申請の方法

4-1 申請方法

- ・ゼロ・エネルギー化推進室ホームページ(<http://www.zero-ene.jp/>)より「様式」をダウンロードし、提出に必要な書類を作成してください。
- ・申請者は、公募期間中に書類を2部作成し、うち1部をSIIに提出すること。(1部は控えとして手元に保管すること)

①ゼロ・エネルギー化推進室ホームページ

- ・様式をゼロ・エネルギー化推進室ホームページよりダウンロードする。



②交付申請書及び添付書類作成

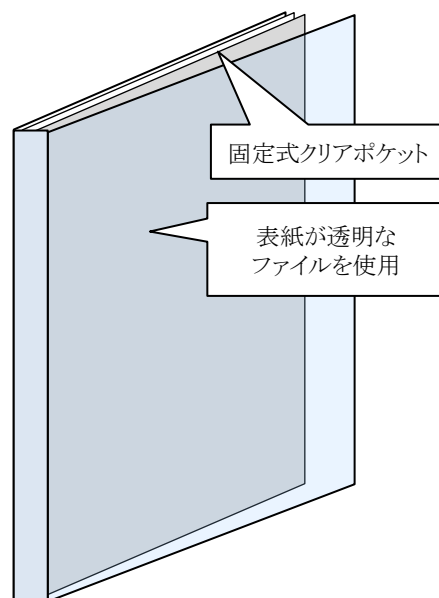
- ・交付申請書及び添付書類を作成する。



③提出書類をファイルにまとめる

提出書類を、提出書類一覧の順に「固定式透明クリアファイル(A4)」にファイルする。

- ・表紙が透明なクリアファイルを使用のこと
- ・書類番号ごとに、クリアポケットに書類を封入する。
- ・書類は表面をそろえてクリアポケットに封入すること。(見開きレイアウトにしない)



④郵送

- ・交付申請書に捺印(実印)し、全ての添付書類と一緒に郵送する。

(1) 公募期間

平成26年4月21日(月) ～ 平成26年6月6日(金) ※私書箱必着

(2) 申請書提出先及び問合せ先

【提出先】

〒100-8692 日本郵便(株) 銀座支店 私書箱636号

「A. 平成26年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」 申請係

※「A. 平成26年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業 申請書在中」と必ず記入ください。

※SIIから申請者に対して申請書を受け取った旨の連絡は致しません。

(到着確認を行いたい場合は、書留にて郵送ください。 ※メール便や宅配便は利用できません。)

【問合せ先】

TEL:03-6741-4544 (10時～17時 平日のみ)

4-2 一次エネルギー消費量及びゼロ・エネルギーの評価方法

エネルギー計算
の注意事項

申請する住宅の一次エネルギー消費量・削減量の算出は、省エネ法「H25年基準」をもとに行ってください。
(「H25年基準」によるエネルギー計算の方法はP35以降を参照ください)

「H25年基準」に関する詳細は、「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報(独立行政法人 建築研究所)」のホームページで公開される「一次エネルギー消費量算定用WEBプログラム解説(住宅編)」を参照してください。

<解説> <http://www.kenken.go.jp/becc/#TechnicalReportForHouses>

<設計一次エネルギー消費量算定方法> <http://www.kenken.go.jp/becc/house.html>

但し、暫定的に「事業主基準」による計算も認めます。
(「事業主基準」によるエネルギー計算の方法はP43以降を参照ください)

■一次エネルギー消費量とゼロ・エネルギーの評価方法

要件① 申請する住宅の年間の一次エネルギー消費量※1 (A) がゼロ以下であること

(A) = (B) - [(C) + (D)] ≤ 0

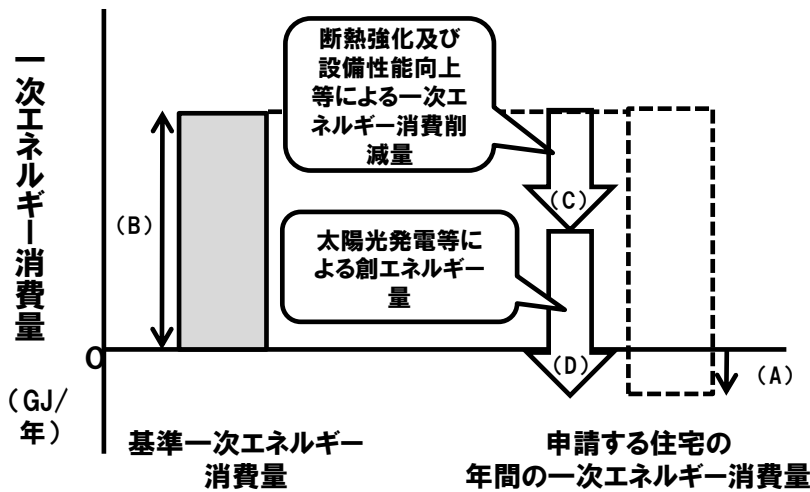
(B): 基準一次エネルギー消費量

(C): 断熱強化及び設備性能向上等による一次エネルギー消費削減量

(D): 太陽光発電システム等による創エネルギー量

評価項目: 申請する住宅の一次エネルギー消費削減量(太陽光発電による創エネ分を除く) = (C)

申請する住宅の一次エネルギー消費削減率 = $\frac{(C) + (D)}{(B)} \times 100 \geq 100 (\%)$



※1: 空調(暖房・冷房)・給湯・換気・照明設備に係る一次エネルギー消費量の合計

◎その他の一次エネルギー消費量(家電分等)を除く

4-3 申請する住宅の一次エネルギー消費削減量／削減率の算定方法について
<H25年基準>

H25年基準

はじめに

・平成25年基準WEB算定プログラムの入力に必要な情報を御準備ください。

手順1

外皮性能の算出

申請する住宅の外皮平均熱貫流率(UA値)、単位温度差あたりの外皮熱損失量(q値)、外皮平均日射熱取得量(冷房期mc値、暖房期mH値)を算出してください。(既築も必要です)算出時の計算書は申請時に提出して頂きます。(自由様式)

→省エネルギー基準及び低炭素建築物申請に使用する「住宅の外皮平均熱貫流率及び外皮平均日射熱取得量(冷房期・暖房期)計算書」の使用を推奨。

手順2

H25年基準WEB算定プログラムの入力と結果票の出力

Table with 1 column and 6 rows listing input information for the calculation program.

省エネ基準 一次エネルギー消費量計算結果票(以下 計算結果票)を出力

※コージェネレーションシステムを導入する場合はエネルギー計算を2回実行する必要があります。(P40参照)

手順3

一次エネルギー消費量の補正

WEB算定プログラムの計算結果票をもとに、一次エネルギー消費削減量(C)を算出するための数値補正を行う。

【1】コージェネレーションシステムの創エネルギー量(一次エネルギー量)を算出してください。(コージェネを導入する事業者のみ) (P40参照)

【2】採用する高効率ルームエアコンの冷房COPが、WEB算定プログラムで入力した「効率(い)」の条件値以上である場合は、その差を補正することを認めます。(該当事業者のみ) (P41参照)

【3】「その他の省エネルギー・システム」に伴う一次エネルギー消費量の補正を行う。(相談結果票に示した補正值を採用すること)
⇒数値の補正をすべて行い、一次エネルギー消費削減量(C)を算出する。

手順4

一次エネルギー消費削減量・削減率を算出

※(B)、(D)については、P34参照

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減量 Stotal(MJ/戸・年)
Stotal : (C) + (D)

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減率 R
R : ((C) + (D)) / (B) x 100 (%)

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減率(太陽光発電による創エネルギー分を除く)
R' : (C) / (B) x 100 (%)

手順1 外皮性能の算出

申請する住宅の外皮平均熱貫流率(UA値)、冷房期の平均日射熱取得率(η A値)、単位温度差あたりの外皮熱損失量(q値)、外皮平均日射熱取得量(冷房期mc値、暖房期mH値)を算出します。
【UA値、 η A値が事業の要件(P9参照)を満たしている事を必ず確認してください】

外皮計算書の書式は自由ですが正確に作成してください。
計算書は申請時に提出して頂きます。

【参考】一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 低炭素建築物設計図書作成例より
「外皮計算書作成例」
http://www.hyoukakyoukai.or.jp/download/sekkei_tosho_teitanso.html

計算方法は、下記のいずれかで行ってください。
(ルートA) H25年基準における外皮平均熱貫流率基準+冷房期の平均日射熱取得率によるもの
(ルートB) 設計・施工指針における部位別仕様表を用いた外皮性能簡易計算法
※設計・施工指針[附則](ルートB')による計算は使用できません。

●外皮計算書の見本

ver. 2.1 (excel2003)

住宅の外皮平均熱貫流率及び外皮平均日射熱取得量（冷房期・暖房期）計算書

(木造戸建て住宅)

1) 基本情報の入力

住宅の名称	〇〇様 邸 新築工事		
住宅の所在地	●●県●●市◎◎1-2-3	(地域区分)	6 (IVb)
住宅の規模	地上 2 階	地下	階

q値

2) 計算結果

外皮平均熱貫流率	0.72 W/(mK)	単位温度差あたりの外皮熱損失量(q)	250.4 W/K
冷房期の外皮平均日射熱取得率	2.6	単位日射強度あたりの冷房期の日射熱取得量(mc)	9.04
外皮等面積の合計	349.62 m ²	単位日射強度あたりの暖房期の日射熱取得量(mH)	8.74

UA値

mc値

mH値

η A値

3) 省エネルギー基準外皮性能適合可否結果

	計算結果	基準値	判定
外皮平均熱貫流率 [W/(mK)]	0.72 W/(mK)	0.87 W/(mK)	適合
冷房期の外皮平均日射熱取得率	2.6	2.8	適合

注1: 本計算シートに入力している面積は、別途平面図や立面図等で計算過程を明示しています。

注2: 本計算シートに入力している部位の熱貫流率は、別途計算書を添付しています。

注3: 本計算シートの計算方法は、(独)建築研究所が示す外皮性能の計算方法を遵守しています。

注4: 内訳計算シートAは、住宅の外壁の面する方位別のシートに入力してください。

注5: 各シートの黄色部分に入力するか、あるいはドロップボックスから選択してください。

注6: 各シートに入力する寸法は、メートル単位で入力して下さい。

注7: 本計算シートでは計算式の誤削除を防止するため、シートを保護していますがパスワードの設定はしていません。

よって各社の仕様に応じ内容を修正することは制限しませんが、計算過程を遡るよう修正をお願いいたします。

※1 窓の付属部材に応じた日射熱取得係数を使う場合は、付属部材に応じた値を直接入力して下さい。

© 2013 hyoukakyoukai.All right reserved

手順2

H25年基準 WEB算定プログラムの入力と結果票の出力

H25年基準

独立行政法人 建築研究所が公開する「一次エネルギー消費量算定用WEBプログラム(住宅用)」に必要な事項を入力して計算結果票を作成する。

※ WEB算定プログラムのバージョンは随時更新される可能性があります。ご注意ください。

●独立行政法人 建築研究所
住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム
<http://house.app.lowenergy.jp/>

【参考】一次エネルギー消費量算定プログラム解説(住宅編)
<http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/TechnicalRep/>

【1】データの入力

住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム
Version 1.11

HOME 暖冷房 換気 給湯 照明 発電

クリア 中断 再開 様式

〇〇〇〇邸
床面積計: 120.08 m²
地域区分: 6 地域
日射地域: 指定しない

編集

①「編集」をクリックして基本情報を入力

住宅の名称欄には、申請者のフルネームを必ず記載してください。(例: 環境太郎様邸新築工事)

暖冷房	換気	給湯
断熱: 279.8 [W/K] 日射熱: 6.49 [W/(W/m ²)] 12.37 [W/(W/m ²)] 暖房方式: それぞれ設置する (主居室): ルームエアコン (その他): ルームエアコン 冷房: それぞれ設置する (主居室): エアコン (その他): エアコン	方式: ダクト式第二又は第三種 熱交換: 採用しない	熱源機: ガス給湯機 太陽熱: 利用しない
詳細	詳細	詳細

照明	発電
主居室: 設置しない その他: 設置しない 非居室: 設置しない	太陽光: 採用しない コージェネ: なし
詳細	詳細

②外皮・暖冷房設備の情報を入力

③換気設備の情報を入力
④給湯設備の情報を入力
⑤照明設備の情報を入力
⑥発電設備(太陽光発電、コージェネ)の情報を入力

◆プログラムに各情報を入力する際は、独立行政法人 建築研究所がホームページで提供する「設計一次エネルギー消費量算定方法」に従うこと。 <http://www.kenken.go.jp/becc/house.html>

①基本情報

●日射地域区分

→独立行政法人 建築研究所が公開する日射量地域区分をもとに入力。
<http://www.kenken.go.jp/becc/index.html#appendix>

手順2

H25年基準 WEB算定プログラムの入力と結果票の出力

H
25
年
基
準

②外皮・暖冷房

<外皮情報の入力について>

- 単位温度差あたりの外皮熱損失量(q 値)、日射熱取得量(m_c 値、 m_H 値)
 - 外皮計算により算出した数値を入力してください。
- 通風の利用
 - 建築研究所ホームページで提供する確認方法に従い入力。(計算根拠を提出してください)
 - 計算根拠がない場合は「通風を利用しない」を選択してください。
- 蓄熱の利用
 - 建築研究所ホームページで提供する確認方法に従うこと。(根拠を提出してください)
 - 計算根拠がない場合は「利用しない」を選択してください。

<暖冷房設備の入力について>

- ルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率
 - 導入する機器の冷房COPが、建築研究所がホームページで提供する表A.2 区分(い)を満たす条件以上であることを確認した上で、区分(い)を選択してください。

③換気

- ダクト式換気設備の比消費電力 [$W/(m^3/h)$] を入力する場合は、数値の根拠(カタログ数値など)を提出してください。
- 換気回数は0.5回/hを選択してください。
- 「熱交換型換気を採用する」を選択する場合は、有効換気量率85%以上、温度交換効率65%以上または補正温度交換効率58.8%以上であることを示す根拠(カタログ数値など)を提出してください。

【第二種、三種換気で熱交換機能がある換気設備を採用する場合】

便宜上、ダクト式第一種換気設備を選択の上、採用を予定する機器の比消費電力 [$W/(m^3/h)$] を入力した上で、「熱交換型換気を採用する」を選択してください。

④給湯設備

- 機器の選択、効率の入力は、建築研究所のホームページにある解説に従って入力してください。
- 「配管方式」「ヘッダー分岐後の配管径」「水栓について」「浴槽について」は、設備計画に沿った項目を選択してください。

⑤照明設備

- 主たる居室、その他の居室、非居室、それぞれ、照明計画に沿った項目を選択してください。

⑥発電

- 太陽光発電
 - 計画に沿って、システム容量、太陽電池アレイの種類、設置方式、設置方位角、パネル設置傾斜角を入力してください。
- コージェネレーションシステム設備
 - 建築研究所のホームページで該当する区分を確認し、種類を選択してください。

【導入予定機種区分が公表されていない場合】

便宜上の対応策として、同メーカーの下位機種区分を選択して計算してください。

※コージェネを導入する場合は、エネルギー計算を2回実行する必要があります。(P40参照)

手順2 H25年基準 WEB算定プログラムの入力と結果票の出力

【2】計算結果票の出力とデータの保存

住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム
Version 1.11

HOME 暖房 換気 給湯 照明 発電

⑦全情報を入力し計算実行後「出力」をクリック

⑨全作業終了後「保存」をクリックして、計算データを保存してください。
(審査の過程でデータ提出を求める場合があります)

⑧「省エネルギー基準(PDF)」をクリックし、書き出されたPDFデータを保存のうえ出力。
(提出必須)

様式出力

出力する様式を選択してください。

- 低炭素建築物新築等計画認定制度(PDF)
- 省エネルギー基準(PDF)
- 【参考】一次エネルギー消費量の計算結果について(PDF)
- 【参考】一次エネルギー消費量の計算結果について(画像のみ)

閉じる

⑦ 計算結果票の保存と出力

①～⑥をすべて入力したのちに、計算を実行してください。
計算実行後、「出力」をクリックしてください。

⑧ 計算結果票のPDF書き出し

「省エネルギー基準(PDF)」をクリックしてください。計算結果をまとめたPDFデータが生成されます。
このPDFデータをお手元のパソコンに保存の上、出力してください。

計算結果票 1ページ目に記される各数値を、定型様式1
実施計画書(6/6)エネルギー計算結果記入表の各項に正確に転記してください。

省エネ基準 一次エネルギー消費量計算結果(住宅)

1. 住宅／住戸(タイプ)の設計一次エネルギー消費量等

(1) 住宅／住戸(タイプ)の名称	環境太郎様邸新築工事			
(2) 床面積	主たる居室	その他の居室	非居室	計
	26.49㎡			
(3) 省エネ地域区分/年間日射地域区分	6地域(D) / A3区分(年間の日射量が中程度の地域)			
(4) 住宅／住戸(タイプ)の一次エネルギー消費量(1戸当り)				
	基準一次エネルギー消費量		設計一次エネルギー消費量	
暖房設備一次エネルギー消費量	11707		9226	
冷房設備一次エネルギー消費量	2860		3106	
換気設備一次エネルギー消費量	3566		2325	
照明設備一次エネルギー消費量	8081		5111	
給湯設備一次エネルギー消費量	22709		15381	
その他の一次エネルギー消費量	20007		20007	
太陽光発電等による発電量 評価量			12709	
(参考値) 総発電量			29746	
合計	①	68931	②	42447 MJ/(戸・年)
(6) 判定	結果			
基準一次エネルギー消費量	③	69.0 GJ/(戸・年)	①÷1000かつ小数点第2位を切り上げ	③ ≥ ④
設計一次エネルギー消費量	④	42.5 GJ/(戸・年)	②÷1000かつ小数点第2位を切り上げ	達成

基準一次エネルギー消費量

暖房 EH に入力
冷房 EC に入力
換気 EV に入力
照明 EL に入力
給湯 EHW に入力

設計一次エネルギー消費量

暖房 EH1 に入力
冷房 EC1 に入力
換気 EV1 に入力
照明 EL1 に入力
給湯 EHW1 に入力

EPVCに入力(※)

※コージェネレーションシステムを導入しない場合のみ、この数値を記入します。
コージェネレーションシステムを導入する場合は、次ページの手順に従い「太陽光発電による創エネルギー量」
「コージェネレーションシステム発電による創エネルギー量」を算出してください。

手順3

H25年基準 WEB算定プログラム計算結果の補正

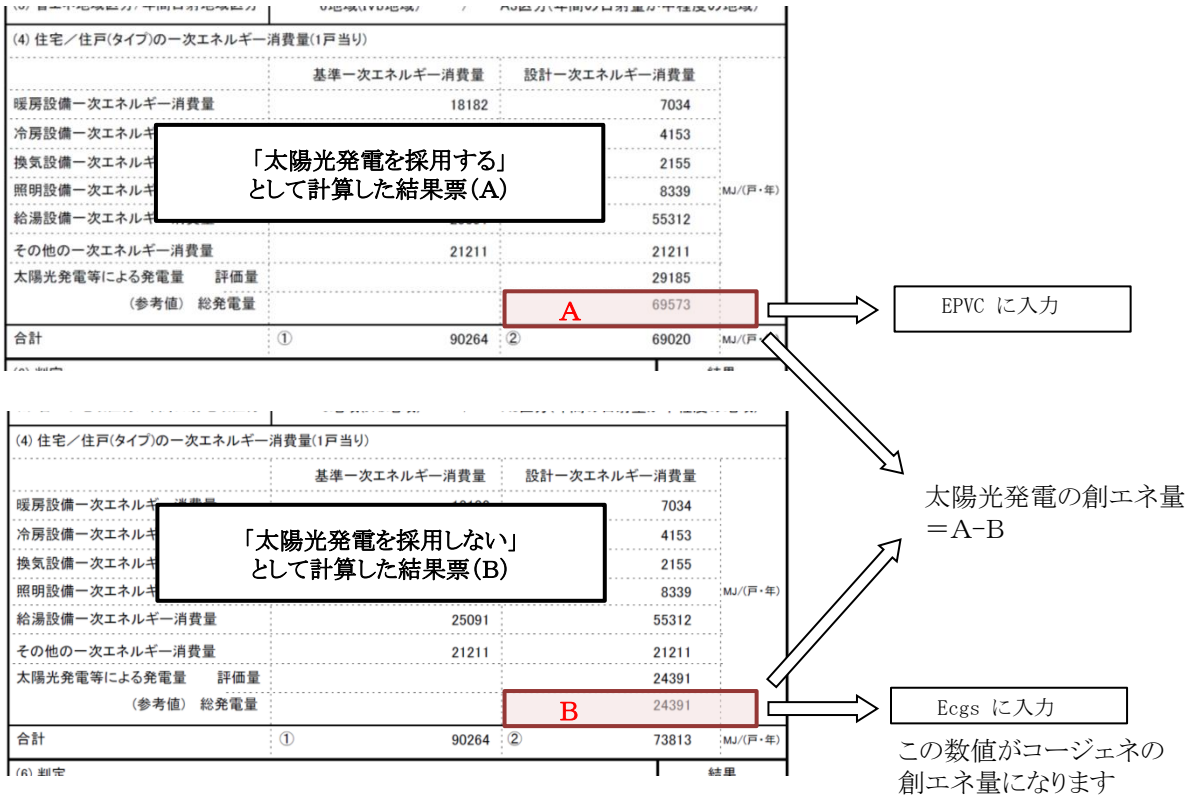
H25年基準

【1】コージェネレーションシステムを採用する際の「太陽光発電による発電量」「コージェネによる発電量」の算出方法

H25年基準 WEB算定プログラムでは、コージェネによる発電量は太陽発電による発電量と合算されて表示されます。
本事業では、コージェネレーションによる発電量は一次エネルギー使用量の削減分として評価しますので、「太陽光発電による創エネルギー」と「コージェネによる創エネルギー」を分けて算出する必要があります。

＜補正の仕方＞

- ① 合算値の算出
- P37～P40の手順に従い、WEB算定ツールに各項目を入力して計算結果票を作成する。(結果票Aとする)
※太陽光発電は、実際の計画に沿った入力を行ってください。
- ② 「太陽光発電を採用しない」場合の計算を実行する
- 一部入力情報を修正して再計算します。
- 1. 発電設備の項目を開き、「太陽光発電を採用しない」を選択する。
 - 2. 計算を実行。
 - 3. HOME画面に戻り、「出力」をクリックして、「省エネルギー基準(PDF)」を選択する。
 - 4. 生成された計算結果票を保存・印刷する。(結果票Bとする)
 - 5. 結果票Bに記される「太陽光発電等による発電量 (参考値)総発電量」が、コージェネによる創エネルギー量になります。これをエネルギー計算結果記入表の [Ecgs] に入力してください。
- ③ 計算結果票AとBの差から、太陽光発電の創エネルギー量を算出する。
- 結果票AとB、それぞれの「太陽光発電等による発電量 (参考値)総発電量」の差が、太陽光発電による創エネルギー量になります。



手順3

H25年基準 WEB算定プログラム計算結果の補正

H25年基準

【2】ルームエアコンディショナーのCOP考慮に伴う暖冷房一次エネルギー消費量の補正

H25年基準 WEB算定プログラムでは、暖冷器具にルームエアコンディショナー（ルームエアコン）を選び、そのエネルギー効率を「効率(い)」と入力した場合、下表の「区分(い)を満たす条件」に示された数値でエネルギー計算が行われます。
効率(い)以上の高効率機器を導入する場合は、その機器の効率に相当する評価をおこなうために、暖冷房のエネルギー計算結果を補正することを認めます。

＜補正の仕方＞

この補正は、「主たる居室」「その他の居室」の双方にルームエアコンを設置する場合のみ行うことができます。

① 主たる居室に導入を予定する機器のエネルギー効率、冷房COPを確認する。

② 建築研究所がホームページで公開するルームエアコンの冷房効率(い)を満たす条件を確認する。
<http://www.kenken.go.jp/becc/house.html>

表 A.2 区分 (い) を満たす条件

定格冷房能力の区分	定格冷房エネルギー消費効率を満たす条件
2.2kW 以下	5.13 以上
2.2kW を超え 2.5kW 以下	4.96 以上
2.5kW を超え 2.8kW 以下	4.80 以上
2.8kW を超え 3.2kW 以下	4.58 以上
3.2kW を超え 3.6kW 以下	4.35 以上
3.6kW を超え 4.0kW 以下	4.13 以上
4.0kW を超え 4.5kW 以下	3.86 以上
4.5kW を超え 5.0kW 以下	3.58 以上
5.0kW を超え 5.6kW 以下	3.25 以上
5.6kW を超え 6.3kW 以下	2.86 以上
6.3kW を超える	2.42 以上

(注意) この表は、H26.1.17公開資料です。
交付申請時に公開されている情報を確認のうえ計算してください。

③ 「①の冷房COP>②の冷房COP」の場合のみ、以下の手順で補正計算をおこなう。

- ー1. ①で確認した、主たる居室に導入するエアコンのエネルギー効率冷房COPを
[実施計画書(6/6)] エネルギー計算結果記入表の [PC] 欄に記入する。
- ー2. ②で確認したエアコンの出力クラスを、[実施計画書(6/6)] の [AP] 欄に記入する。
→自動計算により [PC1] が表示されます。

以上の作業により補正係数[R C]が自動算出され、空調（冷房、暖房）の設計一次エネルギー消費量が補正されます。

■ エネルギー計算結果記入表への転記

・実施計画書(6/6)への入力を手順に合わせてご確認ください。(青枠部分は自動計算(入力)されます。)

H25年基準

H25年基準

計算結果記入表

算定プログラム

VER.

要入力

■ 基準一次エネルギー消費量

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等	
基準一次エネルギー消費量	暖房設備	EH	要入力	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	冷房設備	EC	要入力	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	換気設備	EV	要入力	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	照明設備	EL	要入力	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	給湯設備	EHW	要入力	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
基準一次エネルギー消費量 合計 (B)		Ess		MJ/戸・年	EH + EC + EV + EL + EHW

■ 設計一次エネルギー消費量(太陽光発電による創エネルギーを除いたもの)

・補正前の設計一次エネルギー消費量の算出

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等	
設計一次エネルギー消費量	暖房設備	EH1	要入力	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	冷房設備	EC1	要入力	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	換気設備	EV1	要入力	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	照明設備	EL1	要入力	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	給湯設備	EHW1	要入力	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
その他省エネルギーシステムを導入する場合	暖房設備一次エネルギー消費削減率	—	(必要時入力)	%	相談結果票の削減率
	冷房設備一次エネルギー消費削減率	—	(必要時入力)	%	相談結果票の削減率
	給湯設備一次エネルギー消費削減率	—	(必要時入力)	%	相談結果票の削減率
コージェネレーションシステムによる総発電量		Ecgs	(必要時入力)	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
設計一次エネルギー消費量 合計 (補正前)		Ettotal		MJ/戸・年	EH1 + EC1 + EV1 + EL1 + EHW1 - Ecgs

・高効率個別エアコンのCOP考慮に伴う暖冷房一次エネルギー消費量の補正

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
主たる居室に導入するエアコンの出力クラス	AP	(必要時入力)	kW	機器情報より算出
導入するエアコンのエネルギー効率冷房COP	PC	(必要時入力)		機器情報より算出
効率(ι)の条件値となる冷房COP	PC1			別表A.2
補正係数	RC			PC1 ÷ PC
設計一次エネルギー消費量 暖房設備(補正後)	EH1'		MJ/戸・年	EH1 × RC
設計一次エネルギー消費量 冷房設備(補正後)	EC1'		MJ/戸・年	EC1 × RC

・空気集熱式太陽熱利用システムの設置による補正

※1 (BHR×A-EHsystem) + (BHW×A-EHsystem) + (BV1×RV)

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
透過体を持つ集熱部の有効集熱面積	Ag	(必要時入力)	m ²	建築図面より算出
透過体のない集熱部の有効集熱面積	As	(必要時入力)	m ²	建築図面より算出
集熱部面積	A		m ²	Ag + (As ÷ 2)
集熱部単位面積あたりの暖房設備一次エネルギー消費削減量	EHr	(必要時入力)	MJ/年m ²	別表2-1-aまたはb
空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量	EHsystem	(必要時入力)	MJ/戸・年	別表2-1-c
集熱部単位面積あたりの給湯設備一次エネルギー消費削減量	EHWr	(必要時入力)	MJ/年m ²	別表2-1-d
給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量	EHWsystem	(必要時入力)	MJ/戸・年	別表2-1-e
換気設備一次エネルギー消費削減率	RV	(必要時入力)	—	別表2-1-f
空気集熱式太陽熱利用システムによる一次エネルギー消費削減量	SD		MJ/戸・年	※1

設計一次エネルギー消費量 合計 (補正後)

設計一次エネルギー消費削減量 (補正後) (C)

設計一次エネルギー消費量 合計 (補正後)	Ettotal'		MJ/戸・年	EH1' + EC1' + EV1 + EL1 + EHW1 - Ecgs - SD
設計一次エネルギー消費削減量 (補正後) (C)	Ssubtotal		MJ/戸・年	Ess - Ettotal'

■ 太陽光発電による創エネルギー量(D)を算出

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
太陽光発電等による発電量 (参考値) 総発電量	EPVC	要入力	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
太陽光発電による総発電量 (D)	EPVC'		MJ/戸・年	EPVC - Ecgs

■ 申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算出

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
太陽光を除く一次エネルギー消費削減量 (C)	Ssubtotal		MJ/戸・年	Ess - Ettotal'
年間一次エネルギー消費削減量 (C) + (D)	Stotal		MJ/戸・年	Ssubtotal + EPVC'
年間一次エネルギー消費削減率 [(C) + (D)] ÷ (B) × 100	R		%	Stotal ÷ Ess × 100
太陽光を除く一次エネルギー消費削減率 (C) ÷ (B) × 100	R'		%	Ssubtotal ÷ Ess × 100
補助対象費用	—		円	1/2する前の費用(税抜)
費用対効果	—		円/MJ	補助対象費用 ÷ Ssubtotal

4-4 申請する住宅の一次エネルギー消費削減量／削減率の算定方法について
<事業主基準>

はじめに	・住宅事業建築主の判断基準算定用のWEBプログラムまたは算定シート(算定ツール)を御準備ください。
断熱性能(Q値)の算出	・申請する住宅の断熱性能(Q値)を算出してください。
一次エネルギー消費削減量(C)を算出	詳細はP103「エネルギー計算算定要領」を参照ください。 (青字は、自動計算される項目を示します)
	手順1 基準・標準一次エネルギー消費量(面積補正前)を算出 Ess:基準一次エネルギー消費量 ※算定ツールの結果入力 Est:標準一次エネルギー消費量 =Ess ÷ 0.9
	手順2 一次エネルギー消費量の算出(面積補正前) (2-1) Q値が「断熱区分(オ)」に示す値の場合(断熱区分はP107参照) Etotal:一次エネルギー消費量 =EH1+EC1+EHW+EV+EL(暖房+冷房+給湯+換気+照明) ※EH1、EC1、EHW、EV、ELの入力が必要
	(2-2) Q値が「断熱区分(オ)」に示す値より小さい場合(断熱区分はP107参照) →空調設備(暖房設備・冷房設備)のエネルギー消費量の補正を実施します。 Etotal:一次エネルギー消費量 =EHQ+ECQ+EHW+EV+EL(暖房補正+冷房補正+給湯+換気+照明) ※ H2、H1、C2、C1、EHW、EV、ELの入力が必要
	手順3 一次エネルギー消費削減量の算出 SA : 一次エネルギー消費削減量 =Est(標準一次エネルギー消費量)-Etotal(一次エネルギー消費量)
	手順4 按分比率の入力(別表1を参照) 手順5 再生可能エネルギー等を設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出 SB:太陽熱温水器 ※算定ツールの結果入力 SC:コージェネレーションシステム ※同上 SD:空気集熱式太陽熱利用システム ※別表2の数値入力
	手順6 再生可能エネルギー等を含めた一次エネルギー消費削減量の算出 Ssubtotal : 一次エネルギー消費削減量【再生可能エネルギー等を含む】 =SA+SB+SC+SD
面積補正	■一次エネルギー消費削減量の面積補正 Est' : 標準一次エネルギー消費量(B) Ssubtotal' : 一次エネルギー消費削減量(C) Etotal' : 一次エネルギー消費量(太陽光発電を除く)
太陽光発電システムによる創エネルギー量(D)を算出	■太陽光発電システムによる創エネルギー量(D)を算出 SE : 一次エネルギー消費削減量(D) ※算定ツールの結果(EPVC)を入力
一次エネルギー消費削減量・削減率を算出	■申請する住宅の一次エネルギー消費削減量 Stotal : (C)+(D) ■申請する住宅の一次エネルギー消費削減率 R : ((C)+(D)/(B)) × 100 ■申請する住宅の一次エネルギー消費削減率(太陽光を除く) R' : (C) ÷ (B) × 100

■ WEB算定プログラムの入力について

①WEBプログラムの選定 ※住宅事業建築主の判断基準算定用WEBプログラム(<http://ees.ibec.or.jp/>)



事業主基準

②初期画面入力

新築した年度	2013 年	
計算バージョン	☒ Ver.1.2	計算結果記入表に入力
地域区分	☐ Ia地域 ☐ Ib地域 ☒ II地域 ☐ III地域 ☐ IVa地域 ☐ IVb地域 ☐ V地域 ☐ VI地域	地域区分表を参照すること
コージェネ選択	☒ 設置しない ☐ 設置する	コージェネレーション設置時は要注意

③断熱設定画面入力

- ・Q値が断熱区分(オ)に示す値の場合 ⇒ Q値:(オ)の値で入力
- ・Q値が断熱区分(オ)に示す値より小さい場合 ⇒ Q値:(オ)の値と(ウ)の値の2パターンを入力
- ・コージェネレーション選択の場合 ⇒ 上記に加えて、入力必要

断熱	暖房	冷房	換気	給湯	照明	太陽光発電
構造の種類	☐ 木造(軸組構法) ☒ 木造(枠組壁工法) ☐ RC造 ☐ S造(外張・内張断熱工法) ☐ S造(外張・内張断熱工法以外の工法)					
入力方法の選択	☒ Q値(熱損失係数)を入力する ☐ U値(熱貫流率)を入力する(床断熱工法に対応。基礎断熱工法には対応していません。) ☐ 断熱材のR値(熱抵抗値)を入力する(床断熱工法に対応。基礎断熱工法には対応していません。) ☐ 断熱性能の区分を選択する					
Q値	1.4 W/m ² K (小数点以下2桁まで)					

④太陽光発電設定画面入力

断熱	暖房	冷房	換気	給湯	照明	太陽光発電	コージェネ
太陽光発電の有無							☐ 設置あり ☒ 設置なし

コージェネレーション設置時は、太陽光発電は「設置なし」を選択すること

WEB算定プログラムの出力結果について

①入力データの確認

1. 当該住宅(タイプ)の一次エネルギー消費量等

(1) 特定住宅(住宅タイプ)の名称	(名称未設定の住宅)		
(2) 地域区分	Ⅱ		
(3) 当該特定住宅(住宅タイプ)の戸数(当該地域区分における戸数を記入)	1	戸	
(4) 当該特定住宅(住宅タイプ)の基準一次エネルギー消費量(1戸当り)・・・①	61.9	GJ/戸・年	
(5) 当該特定住宅(住宅タイプ)の一次エネルギー消費量(1戸当り)			
(5-1) コージェネレーションシステムを設置しない場合	A 暖房設備エネルギー消費量	9.3	GJ/戸・年
	B 冷房設備エネルギー消費量	1.3	
	C 換気設備エネルギー消費量	8.2	
	D 給湯設備エネルギー消費量	15.7	
	E 照明設備エネルギー消費量	6.4	
	消費量小計 (A+B+C+D+E) ・・・②	40.9	
	F 太陽光発電設備の発電量(評価分)	12.6	
	合計 (②-F) ・・・③	28.3	
(5-2)コージェネレーションシステムを設置する場合 ・・・④	****	GJ/戸・年	
(6) 当該特定住宅(住宅タイプ)の基準達成率 ①/③あるいは④×100	219	%	

断熱区分(オ)

ESSに入力

H1又はEH1に入力

C1又はEC1に入力

EVに入力

EHWに入力

ELに入力

EPVCに入力

※太陽光の算定は、断熱区分(オ)で入力してください。

2. 当該特定住宅(住宅タイプ)の仕様

(1)断熱性能	構造の種類:木造(枠組壁工法) 入力方法の選択:Q値(熱損失係数)を入力する Q値:1.4W/m ² K
---------	---

入力Q値を確認する

Q=1.4(Ⅱ地域の時)

※Q値が断熱区分(オ)に示す値より小さい場合は、断熱区分(ウ)で作成した算定シートも必要になります。

(5) 当該特定住宅(住宅タイプ)の一次エネルギー消費量(1戸当り)			
(5-1) コージェネレーションシステムを設置しない場合	A 暖房設備エネルギー消費量	17	GJ/戸・年
	B 冷房設備エネルギー消費量	1.1	
	C 換気設備エネルギー消費量	8.2	
	D 給湯設備エネルギー消費量	15.7	
	E 照明設備エネルギー消費量	6.4	
	消費量小計 (A+B+C+D+E)・・・②	48.4	

断熱区分(ウ)

H2に入力

C2に入力

2. 当該特定住宅(住宅タイプ)の仕様

(1)断熱性能	構造の種類:木造(枠組壁工法) 入力方法の選択:Q値(熱損失係数)を入力する Q値:1.9W/m ² K
---------	---

入力Q値を確認する

Q=1.9(Ⅱ地域の時)

②コージェネレーションシステム設置の場合 ※上記シートに加えてコージェネレーションシステム設置ありで算定シートを作成します。

※下記2点につき、特に確認が必要です。

(1) コージェネレーションシステム設置ありで作成した算定シート

F:太陽光発電設備 ⇒ 設置なしになっていること。

F. 太陽光発電設備	設置なし
G.コージェネレーションシステム	燃料電池コージェネレーションType4(総合効率94%以上)

(2) コージェネレーションシステム設置なしで作成した算定シート ※上記シートに給湯設備は、表示されません。

C:給湯設備 ⇒ 以下の(表1)に対応した給湯設備になっていること。

C. 給湯設備		
	給湯設備	ガス瞬間式(潜熱回収型)給湯器

(表1)

コージェネタイプ	燃料電池			ガスエンジン
	Type1	Type2	Type4	
給湯設備(ガス給湯器)	潜熱回収型	従来型	潜熱回収型	従来型又は潜熱回収型

■ エネルギー計算結果記入表への転記

・実施計画書(6/6)への入力を手順に合わせてご確認ください。(青枠部分は自動計算(入力)されます。)

事業主基準

計算結果記入表

算定ツール

VER.

■住宅の基準・標準一次エネルギー消費量(面積補正前)

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
基準一次エネルギー消費量	Ess	要入力	GJ/戸・年	算定ツールの結果
標準一次エネルギー消費量(面積補正前)	Est		GJ/戸・年	Ess ÷ 0.9

■一次エネルギー消費削減量の算出(再生可能エネルギー等の効果は除いたもの)

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等		
一次エネルギー消費量	暖房設備	Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値の場合	EH1	要入力	GJ/戸・年	算定ツールの結果
		Q値が事業主基準に示す断熱区分(ウ)の値より小さい場合	Q2			
			H2	要入力	GJ/戸・年	Q2(断熱区分(ウ))の算定ツール結果
			Q1			
			H1	要入力	GJ/戸・年	Q1(断熱区分(オ))の算定ツール結果
			EHQ		GJ/戸・年	
	冷房設備	Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値の場合	EC1	要入力	GJ/戸・年	算定ツールの結果
		Q値が事業主基準に示す断熱区分(ウ)の値より小さい場合	Q2			
			C2	要入力	GJ/戸・年	Q2(断熱区分(ウ))の算定ツール結果
			Q1			
			C1	要入力	GJ/戸・年	Q1(断熱区分(オ))の算定ツール結果
			ECQ		GJ/戸・年	
	給湯設備		EHW	要入力	GJ/戸・年	算定ツールの結果
	換気設備		EV	要入力	GJ/戸・年	算定ツールの結果
	照明設備		EL	要入力	GJ/戸・年	算定ツールの結果
その他省エネルギーシステムを導入する場合	暖房設備一次エネルギー消費削減率	—	(必要時入力)	%		相談結果票の削減率
	冷房設備一次エネルギー消費削減率	—	(必要時入力)	%		相談結果票の削減率
	給湯設備一次エネルギー消費削減率	—	(必要時入力)	%		相談結果票の削減率
一次エネルギー消費量(面積補正前)	Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値の場合	Ettotal		GJ/戸・年		EH1 + EC1 + EV + EHW + EL
	Q値が事業主基準に示す断熱区分(ウ)の値より小さい場合					EHQ + ECQ + EV + EHW + EL
一次エネルギー消費削減量(省エネ量A)	Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値の場合	SA		GJ/戸・年		Est - Ettotal(EH1 + EC1 + EV + EHW + EL)
	Q値が事業主基準に示す断熱区分(ウ)の値より小さい場合					Est - Ettotal(EHQ + ECQ + EV + EHW + EL)
按分比率	—	要入力	%			別表1

■一次エネルギー消費削減量の算出(再生可能エネルギー等を設置する場合)

※1 (EHr×A-BHsystem)+(BHW×A-BHsystem)+(EV×RV)

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等	
太陽熱温水器	一次エネルギー消費量	EHWS	(必要時入力)	GJ/戸・年	太陽熱温水器設置ありの算定ツールの結果
	一次エネルギー消費削減量(省エネ量B)	SB		GJ/戸・年	EHW - EHWS
コージェネレーションシステム	一次エネルギー消費量	Ecgs	(必要時入力)	GJ/戸・年	コージェネシステムありの算定ツールの結果
	補正後の一次エネルギー消費量	Ecgs'		GJ/戸・年	Est - (Est - Ecgs) ÷ 按分比率
	一次エネルギー消費削減量(省エネ量C)	SC		GJ/戸・年	Ettotal - Ecgs'
空気集熱式太陽熱利用システム	透過体を持つ集熱部の有効集熱面積	Ag	(必要時入力)	m ²	建築図面より算出
	透過体のない集熱部の有効集熱面積	As	(必要時入力)	m ²	建築図面より算出
	集熱部面積	A		m ²	Ag + (As ÷ 2)
	集熱部単位面積あたりの暖房設備一次エネルギー消費削減量	EHr	(必要時入力)	GJ/年m ²	別表2-1-aまたはb
	空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量	BHsystem	(必要時入力)	GJ/戸・年	別表2-1-c
	集熱部単位面積あたりの給湯設備一次エネルギー消費削減量	BHW	(必要時入力)	GJ/年m ²	別表2-1-d
	給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量	BHWsystem	(必要時入力)	GJ/戸・年	別表2-1-e
	換気設備一次エネルギー消費削減率	RV	(必要時入力)	—	別表2-1-f
	一次エネルギー消費削減量(省エネ量D)	SD		GJ/戸・年	※1
	一次エネルギー消費削減量【再生可能エネルギー等を含む】(面積補正前)	Ssubtotal		GJ/戸・年	SA + SB + SC + SD

■一次エネルギー消費削減量の面積補正

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
標準一次エネルギー消費量 (B)	Est'		GJ/戸・年	Est ÷ 120×床面積の合計
一次エネルギー消費削減量 (C)	Ssubtotal'		GJ/戸・年	Ssubtotal ÷ 120×床面積の合計
一次エネルギー消費量(太陽光発電を除く)	Ettotal'		GJ/戸・年	Est' - Ssubtotal'

■太陽光発電による創エネルギー量(D)を算出

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
エネルギー消費削減量	EPVC	要入力	GJ/戸・年	算定ツールの結果
一次エネルギー消費削減量(省エネ量E) (D)	SE		GJ/戸・年	EPVC ÷ 按分比率 ÷ 0.44

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算出

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
補助対象費用	—		円	1/2する前の費用(税抜)
熱損失係数(Q値)	—		W/m ² ・K	実施計画書1頁目で設定した値
床面積の合計	—		m ²	実施計画書1頁目で設定した値
一次エネルギー消費削減量 (C) + (D)	Stotal		GJ/戸・年	Ssubtotal' + SE
一次エネルギー消費削減率 {(C) + (D)} ÷ (B) × 100	R		%	Stotal ÷ Est' × 100
太陽光を除く一次エネルギー消費削減率 (C) ÷ (B) × 100	R'		%	Ssubtotal' ÷ Est' × 100
費用対効果	—		円/MJ	補助対象費用 ÷ (Ssubtotal' × 1000)

H25年基準
事業主基準

4-5 提出書類一覧表

- ・提出書類は、下記の順番に、「透明表紙の固定式クリアファイル(A4)」へ綴じ込み提出してください。
- ・建築図面は全てA3で作成して提出してください。

No.	書類名	内容	様式	作成例
①	様式第1 交付申請書	SIIが指定する交付申請書に記入すること	【様式第1】	P52
②	実施計画書	・申請する住宅の断熱仕様及び設備仕様等を明記すること ・計算結果表に基づいて申請する住宅の年間一次エネルギー消費削減量/削減率を算出すること	定型様式1	P54～65
③	外皮計算書 	申請する住宅の「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の外皮平均日射熱取得率等」の根拠となる計算書	様式自由	—
④	平成25年住宅の 改正省エネルギー基準の 算定プログラムに 基づく計算結果表 	算定プログラムを使って算出した年間の一次エネルギー消費量の計算結果表	—	—
⑤ 相 談 結 果 票	プラスワン・システム	SIIが発行した「相談結果票」の写し	SIIから 送付した 書類の写し	P78～84
	その他省エネルギー システム	SIIが発行した「相談結果票」の写し ※「その他省エネルギーシステム」を採用する申請者のみ提出		
⑥ (3点全て提出) 費 用 関 係 書 類	費用総括表	費用明細書をもとにZEHを構成する設備ごとの補助対象合計金額(税抜)を総括表に記入すること	定型様式2	P66
	費用明細書	・SIIが指定する費用計算に基づいてZEHを構成する設備ごとに記入すること ・材工一式での費用表記は不可 (基準単価表又は設備単価表をもとに費用計算するものは除く) ・費用明細書と費用総括表の整合性が取れていること	定型様式3	P67～75
	見積書の写し (P48 ⑥参照)	工事請負契約予定の見積書	様式自由	—
⑦	補助対象設備の設置図 (P48 ⑦参照)	補助対象設備の全てについて配置及び配置数を設計図書に明記すること	様式自由	—
⑧ 建 築 図 面	配置図	真北と建物との方位角が明記されていること	様式自由	—
	求積図 (P48 ⑧参照)	・各部屋の床面積の求積が明記されていること(面積は㎡表記で記載) ・主たる居室、その他居室が分かるよう色分けされていること		
	平面図	・階層全て ・部屋名が明記されていること(実施計画書に記載の部屋名と同じ表現とする)		
	立面図	・東西南北全て ・外皮面積が確認できるよう階高等が明記されていること ・屋根勾配が明記されていること (太陽光発電のサイズ・設置位置等を明記したもの)		
	矩計図	躯体(屋根、天井、壁、床等)の構成材・断熱材の仕様等が明記されていること		
	屋根伏図	太陽光パネルの配置が明記されていること		
⑨	仕様書 (カタログの写し等) (P48 ⑨参照)	ZEHを構成する対象設備全て(補助対象及び補助対象外全て)についての仕様等が記載されたもの ※市場流通価格の根拠となる資料についても添付すること	様式自由	—
⑩	交付要件等確認書	・申請者自身が提出書類一式について責任を持ち、本事業の内容、交付要件、提出書類、個人情報の利用等について確認し了解した上で申請し、且つ虚偽、不正のないことを確認するための書類 ・必ず申請者自身が署名し印鑑登録印を捺印すること(手続代行者の作成は不可)	定型様式6	P76
⑪	印鑑登録証明書(原本)	・発行日は交付申請書(様式第1)の提出日日付より3ヶ月以内のもの ・連名の場合には、連名者全員分の印鑑登録証明書も提出すること	—	—
⑫	提出書類内容チェックリスト	上記①～⑪の書類について、添付漏れや記入の不備がないかチェックすること (手続代行者のチェックでも可)	定型様式7	—

エネルギー計算に「事業主基準」を採用する場合： のある項目の要件はP48の【別表】に従うこと

⑥ 費用関係書類(費用明細書)について

高断熱外皮の補助対象外の断熱材等については、費用明細書【高断熱外皮-補助対象外】に記入すること。

⑥ 費用関係書類(見積書の写し)について

下記の該当箇所を抜粋し、写しを添付すること。

- (1) 工事請負契約の全体見積金額が記載されている箇所
- (2) 補助対象工事に係る見積内容が記載されている箇所(補助対象外が含まれていても可)

※申請用に改めた見積もり書は不要です。

※(2)は補助対象が含まれていることが分かるように、備考欄等にその旨(例:補助対象を含む等)を記載するか、費目にマーク等を記すこと。

⑦ 補助対象設備の設置図について

- (1) 空調設備、給湯設備及び照明設備(プラスワン・システムでの申請者のみ)は、原則1枚の図面にまとめること。
換気設備については単独の図面での作成を可とする。
- (2) 照明設備はプラスワン・システムでの設備を設置する箇所のみ明記すること。

⑧ 建築図面(求積図)について

各部屋の床面積が分かるようにし、主たる居室、その他居室がはっきり分かるよう各居室を囲み2色で色分けして作成すること。

※建築図面(求積図)の作成に関しては一般社団法人 住宅性能評価・表示協会のホームページ等を参照。
低炭素建築物設計図書作成例 https://www.hyoukakyoukai.or.jp/download/sekkei_tosho_teitanso.html

⑨ 仕様書について

- (1) メーカーカタログの写しを使用する場合、該当する箇所にマーク等を記し当該設備の性能・仕様が分かるようにすること。
- (2) 補助対象外の「太陽光発電システム」と「蓄電池システム」の仕様書又はカタログも添付すること。
- (3) 照明設備についてはプラスワン・システムで申請する器具のみ添付すること。
※プラスワン・システム以外の照明設備については申請時には不要です。

【別表】「事業主基準」を使用する申請者について

P47ページで提示されている書類No.③と④のものを下記の書類に代えて提出すること。

No.	書類名	内容	様式	作成例
③	Q値算出計算書 	申請する住宅の熱損失係数Q値について、根拠となる計算書	定型様式8 または 様式自由	P108～115
④	事業建築主の判断基準の 算定プログラム に基づく算定シート 	算定プログラムを使って算出した年間の一次エネルギー消費量の計算結果表	—	—

5. 交付申請書 及び添付書類の入力例

全ての申請において必要な書類

- ・提出書類チェックリスト
- ・交付申請書(様式第1)
- ・実施計画書
- ・費用総括表
- ・費用明細書
- ・交付要件等確認書

【提出書類チェックリスト】

定型様式 7

「H25年基準 申請者」提出書類内容チェックリスト

※提出書類の並び順は、当チェックリスト順にし、透明表紙の固定式クリアファイルに綴じ込み提出すること。

申 請 者 名						
手続代行者名						
No	書 類 名		項 目		内 容	確認欄
①	様式第1 (交付申請書)	申請日		申請期間内の日付となっているか		☐
		申請者	情報	住所・氏名・ふりがな等、全て記入されているか		☐
			印鑑	印鑑登録印が捺印されているか		☐
		手続代行者	情報	住所、会社名など全て記入されているか		☐
			代表者印	社外文書に押印する印鑑であるか		☐
		申請する住宅の所在地	建築区分	新築または既築が記入されているか		☐
			住所	郵便番号・所在地が記入されているか		☐
		工事予定期間等	着工予定日	交付決定(7月下旬予定)より遅い日付であるか		☐
			完了予定日	平成26年12月31日以前の日付であるか		☐
		補助金交付申請予定額		補助対象費用(税抜)を1/2した金額であるか		☐
				補助限度額350万円以下の金額であるか		☐
		手続代行者連絡先		SIIからの問い合わせや訂正依頼に対応できる担当者の連絡先が全て記入されているか		☐
		暴力団排除に関する誓約事項		申請者は暴力団排除に関する誓約事項(公募要領P53)について熟読し、理解の上、これに同意します。		☐
②	実施計画書		実施計画書全般		申請する住宅の断熱及び設備仕様とエネルギー計算結果の全てが記入されているか	☐
③	外皮計算書				申請する住宅の外皮平均熱貫流率、及び冷房期の外皮平均日射熱取得率の根拠となる計算書であるか	☐
④	平成25年住宅の改正省エネルギー基準の算定プログラムに基づく計算結果表	算定プログラム		「住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム」を使用しているか		☐
		入力規則		SIIの定める要件に基づいた申請する住宅のものが作成されているか		☐
⑤	相談結果票		プラスワン・システム		SIIが発行したものの写しであるか	☐
			その他省エネルギーシステム		SIIが発行したものの写しであるか	☐
⑥	費用関係書類	費用 総括表	整合性確認		費用明細書との整合性はとれているか	☐
			金額計算		金額は税抜で記入されているか、また、小数点以下は切り捨てとなっているか	☐
			補助金交付申請予定額		補助限度額350万円以下の金額となっているか	☐
		費用 明細書	整合性確認		費用総括表との整合性はとれているか	☐
			設置図確認		ZEHを構成する設備ごとに記入され且つ補助対象設備の設置図と相関がとれているか	☐
			(基準単価表・上限単価表を使用する設備)		基準単価表又は上限単価表を元に費用計算されているか	☐
			(基準単価表・上限単価表を使用しない設備)		設備費と工事費に分けて記入されているか(一式表示は不可)	☐
		見積書の 写し	対象工事の明示		補助対象工事に係る見積り内容が分かるようになっているか	☐
			発行元・宛先		見積書の発行元・宛先が明記されているか	☐
⑦	補助対象設備の設置図		補助対象設備		補助対象となる全ての設備について設置及び設置数がわかるものであるか (プラスワン・システムで照明設備を選択した申請者は設置する箇所が明記されているか)	☐
⑧	建築図面		配置図		真北と建物との方位角が明記されているか	☐
			求積図		床面積の求積が明記され、且つ主たる居室・その他居室の色分けがされているか	☐
			平面図		階層全てあり、且つ方位・部屋名が記入されているか	☐
			立面図		東西南北全てあり、屋根勾配及び階高等が確認できるよう明記されているか	☐
			矩計図		躯体の構成材・断熱材の仕様等が明記されているか	☐
			屋根伏図		太陽光パネルの配置が明記されているか	☐
⑨	仕様書 (カタログの写し等)	補助対象設備 (開口部及び断熱部を含む)	申請仕様確認		ZEHを構成する補助設備全てについての仕様(型式、品番、性能、効率等)が記載されたものを揃えているか	☐
			市場流通価格		根拠となる資料は添付しているか	☐
		補助対象外 設備	蓄電池システム		仕様書、カタログが添付されているか(該当者のみ)	☐
			太陽光発電システム		取扱説明書、カタログが添付されているか	☐
⑩	交付要件等確認書		記入者		申請者が署名し印鑑登録印が捺印されたものであるか	☐
⑪	印鑑登録証明書(原本)		発行日		交付申請書(様式第1)提出日付より3ヶ月以内の正本であるか(写しではない)	☐
			登録者		申請者本人のものであるか(連名で申請する場合には申請する人数分あるか)	☐
⑫	提出書類内容チェックリスト				チェック漏れはないか	☐

H25年基準

【提出書類チェックリスト】

定型様式 7

「事業主基準 申請者」提出書類内容チェックリスト

※提出書類の並び順は、当チェックリスト順にし、透明表紙の固定式クリアファイルに綴じ込み提出すること。

申 請 者 名							
手続代行者名							
No	書 類 名		項 目		内 容	確認欄	
①	様式第1 (交付申請書)		申請日		申請期間内の日付となっているか	☐	
			申請者	情報	住所・氏名・ふりがな等、全て記入されているか	☐	
				印鑑	印鑑登録印が捺印されているか	☐	
			手続代行者	情報	住所、会社名など全て記入されているか	☐	
				代表者印	社外文書に押印する印鑑であるか	☐	
			申請する住宅の所在地	建築区分	新築または既築が記入されているか	☐	
				住所	郵便番号・所在地が記入されているか	☐	
			工事予定期間等	着工予定日	交付決定(7月中旬予定)より遅い日付であるか	☐	
				完了予定日	平成26年12月31日以前の日付であるか	☐	
			補助金交付申請予定額		補助対象費用(税抜)を1/2した金額であるか		☐
					補助限度額350万円以下の金額であるか		☐
			手続代行者連絡先		SIIからの問い合わせや訂正依頼に対応できる担当者の連絡先が全て記入されているか		☐
			暴力団排除に関する誓約事項		申請者は暴力団排除に関する誓約事項(公募要領P31)について熟読し、理解の上、これに同意します。		☐
②	実施計画書		実施計画書全般		申請する住宅の断熱及び設備仕様とエネルギー計算結果の全てが記入されているか	☐	
③	Q値算出計算書				申請する住宅の熱損失係数(Q値)の根拠となる計算書であるか	☐	
④	事業建築主の判断基準の算定プログラムに基づく算定シート		算定用プログラム		「省エネ法 住宅事業建築主の判断基準算定用プログラム」を使用しているか	☐	
			入力規則		SIIの定める要件に基づいた申請する住宅のものが作成されているか	☐	
⑤	相談結果票		ブラスワン・システム		SIIが発行したものの写しであるか	☐	
			その他省エネルギーシステム		SIIが発行したものの写しであるか	☐	
⑥	費用関係書類	費用総括表	整合性確認		費用明細書との整合性はとれているか	☐	
			金額計算		金額は税抜で記入されているか、また、小数点以下は切り捨てとなっているか	☐	
			補助金交付申請予定額		補助限度額350万円以下の金額となっているか	☐	
		費用明細書	整合性確認		費用総括表との整合性はとれているか	☐	
			設置図確認		ZEHを構成する設備ごとに記入され且つ補助対象設備の設置図と相関がとれているか	☐	
			(基準単価表・上限単価表を使用する設備)		基準単価表又は上限単価表を元に費用計算されているか	☐	
			(基準単価表・上限単価表を使用しない設備)		設備費と工事費に分けて記入されているか(一式表示は不可)	☐	
		見積書の写し	対象工事の明示		補助対象工事に係る見積内容が分かるようになっているか	☐	
			発行元・宛先		見積書の発行元・宛先が明記されているか	☐	
⑦	補助対象設備の設置図		補助対象設備		補助対象となる全ての設備について設置及び設置数がわかるものであるか(ブラスワン・システムで照明設備を選択した申請者は設置する箇所が明記されているか)	☐	
⑧	建築図面		配置図		真北と建物との方位角が明記されているか	☐	
			求積図		床面積の求積が明記され、且つ主たる居室・その他居室の色分けがされているか	☐	
			平面図		階層全てあり、且つ方位・部屋名が記入されているか	☐	
			立面図		東西南北全てあり、屋根勾配及び階高等が確認できるよう明記されているか	☐	
			矩計図		躯体の構成材・断熱材の仕様等が明記されているか	☐	
			屋根伏図		太陽光パネルの配置が明記されているか	☐	
⑨	仕様書 (カタログの写し等)	補助対象設備 (開口部及び断熱部を含む)	申請仕様確認		ZEHを構成する補助設備全てについての仕様(型式、品番、性能、効率等)が記載されたものを描えているか	☐	
			市場流通価格		根拠となる資料は添付しているか	☐	
		補助対象外設備	蓄電池システム		仕様書、カタログが添付されているか(該当者のみ)	☐	
			太陽光発電システム		取扱説明書、カタログが添付されているか	☐	
⑩	交付要件等確認書		記入者		申請者が署名し印鑑登録印が捺印されたものであるか	☐	
⑪	印鑑登録証明書(原本)		発行日		交付申請書(様式第1)提出日付より3ヶ月以内の正本であるか(写しではない)	☐	
			登録者		申請者本人のものであるか(連名で申請する場合には申請する人数分あるか)	☐	
⑫	提出書類内容チェックリスト				チェック漏れはないか	☐	

【交付申請書(様式第1)】

様式第1 (交付申請書)

平成 26 年 〇〇 月 〇〇 日
(1 / 2 枚)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 赤池 学 殿

申請者 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇丁目〇〇番〇〇号
りがない) 〇〇〇 〇〇〇
名 〇〇 〇〇
生年月日 昭和〇〇年〇月〇〇日
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

申請者印は実印で捺印すること
(連名者がある場合は連名者も実印を捺印)
・手続代行者印は代表者印を捺印すること
※認印は不可

手続代行者 郵便番号 △△△-△△△△
住 所 △△県△△市△△町 △丁目△番
会 社 名 △△△△ 株式会社
代表者等名 代表取締役社長 △△ △△

代表者印

平成 2 6 年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)
交付申請書

補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)交付規程(Ｓ11-26B-
経済産業省からの住宅・ビルに関する法律施行令(第10号)の定めるところ
に
に基づき、申請します。

・工事の着工予定日
・交付決定以降の日付であること
(交付者決定7月下旬予定)

申請する住宅の所在地を記入

1. 申請する住宅の所在地 (建築区分: 新築 ・ 既築)
〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇 〇〇 都道府県 〇〇 〇〇 市区町村 〇〇町 〇丁目〇番

申請内容に係る工事及び支払いが完了した日のことをいう
平成26年12月31日(水)まで

2. 工事予定期間等
着工予定日 平成 26 年 〇 月 〇 日 完了予定日 平成 26 年 12 月 31 日

次ページの誓約事項を熟読し理解の上で申請してください

3. 補助金交付申請予定額 2,380,460 円(対象費用の1/2)税抜
※補助限度額 一戸あたり350万円

4. 暴力団排除に関する誓約
次ページ記載の暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解

消費税をのぞいた補助対象費用総額の1/2の金額を記入
(但し、補助限度額350万円を超える場合は350万円と記入)

(手続代行者連絡先) ※手続代行者連絡先には実務を担当されている方の連絡先を記入してください。

会 社 名	△△△△ 株式会社	所 属	△△△△
担 当 者	△△ △△	E-mail	△△△△ @ △△△△△△△△
住 所	〒 △△△-△△△△ 都道府県 △△ 〇〇 市区町村 △△町 △丁目△番		
電 話 番 号	(△△△) △△△ - △△△△	F A X 番 号	(△△△) △△△ - △△△△
緊急連絡先 (携帯等)	(△△△) △△△△ - △△△△		

・担当者は問い合わせ等で確実に対応できる実務担当者の連絡先を記入すること
・電子メールが使用可能な場合は必ず電子メールアドレスを記入すること
・緊急時に連絡が取れる連絡先を必ず記入すること

経済産業省が定めた住宅・ビル
と制御機構等を組み合わせ

【交付申請書(様式第1)】

様式第1 (交付申請書)

平成 26 年 〇〇 月 〇〇 日
(2 / 2 枚)

・暴力団排除に関する誓約事項を熟読し、理解の上で申請してください
・該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としません

暴力団排除に関する誓約事項

私は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、
下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 私が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 私が、自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 私が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 私が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

【実施計画書（1／6）】

H25年基準 申請者用

地域区分は
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業ホームページ
「公募について」の項目の
「4. 申請方法」のところにPDFとして掲載している
「都道府県別地域区分」を
参照し該当する地域区分を記入

年間日射地域区分は
住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物
の認定基準に関する技術情報ホームページ
「5. 基準の解説及び参考資料」のところにある
「年間日射地域区分および暖房期日射地域区分」を
参照し該当する地域区分を記入

実施計画書

電話番号

2. 住宅の概要

建築区分

居住者人数(予定)

地域区分

工法

床面積

新築

4

6

年間日射地域区分

A4

☒ 木造(軸組構法)
☐ 木造(枠組壁工法)
↑ 該当工法に■をつける

☐ S造
☐ その他(

☐ RC造

申請する住宅に
についての情報を記入

非居室は自動計算で表示

階数ごとの床面積、主たる居室の床面積、
その他居室の床面積を記入すること

平成26年度 プラスワン・システム
相談結果票に記載されたものを記入

階数	小計 (㎡)	主たる居室 (㎡)	その他居室 (㎡)	非居室 (㎡)
1F	67.89	29.81	16.56	21.52
2F	52.19		34.79	17.4
3F				
地下				
合計(㎡)	120.08	29.81	51.35	38.92

(注) 床面積の小計には非居室の面積を含めた面積を記入すること
(小数点第二位まで、三位以下四捨五入)

3. プラスワン・システム 相談結果No.

設備区分

該当する設備区分に■をつける

システム名称

外皮計算書の
結果より転記

☐ 暖房 ☐ 冷房 ☐ 給湯 ☐ 換気 ☒ 照明

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

4. 断熱性能

外皮平均熱貫流率(UA)

0.56

W/㎡・K

(小数点第二位まで、三位以下切り上げ)

冷房期の平均日射熱取得率(ηA)

1.6

(小数点第一位まで、二位以下切り上げ)

5. 補助対象費用 (1/2する前の費用(税抜))

4,760,920

円

6. 補助事業の効果 (後述の計算結果記入表より設定される)

年間一次エネルギー消費削減量

64,171.3

MJ/年

(小数点第一位まで、二位以下切捨て)
後述(Stotal)より転記

年間一次エネルギー消費削減率

106.7

%

(小数点第一位まで、二位以下切捨て)
後述(R)より転記

太陽光を除く一次エネルギー消費削減率

23.9

%

(小数点第一位まで、二位以下切捨て)
後述(R')より転記

費用対効果

331.5

円/MJ

(小数点第一位まで、二位以下切捨て)
後述(費用対効果)より転記

7. 他の補助金への申請状況

※該当する場合は■をつける

他の補助金等に応募(申請)している、又は申請予定の場合はその補助金等の名称を必ず記入すること。

☒ 平成26年度 住宅のゼロ・エネルギー化推進事業

☐ 平成25年度 民生用燃料電池導入支援費補助金

☐ 平成25年度補正予算 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)

☐ 平成25年度補正予算 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金

☐ 木材利用ポイント(木造住宅の新築・増築及び床・壁の木質化工事)

☐ その他(

申請している又は申請を予定している
補助金事業があれば記入

(注) 今回申請する補助対象部分と重複して補助金等を受け取ることはできません

【実施計画書（2／6）】

H25年基準

H25年基準 申請者用

補助対象、補助対象外に係わず、導入する設備の情報を記入すること

〇〇 〇〇邸〇〇〇〇
定型様式1(2／6)

8. 住宅の仕様

該当する項目に○をつける。●は必須設備。

設備区分	種 別（該当する種別に■をつける） プラスワン・システム、その他省エネルギーシステムについては該当する設備区分に■をつける
● 高断熱外皮	サッシの種類 ☒ アルミ樹脂複合 ☐ 樹脂 ☐ 木製 ☐ その他() サッシ以外の詳細は、10.住宅の高断熱外皮で記入すること
○ 空調設備	☒ 高効 ☐ 温水 ☒ 電気 コージェネレーションシステムを採用した場合にはWEB算定プログラムにて選択したコージェネレーションシステムの区分も併せて記入すること
○ 給湯設備	☐ ガスエンジン給湯機 ☐ 太陽熱温水器 ☐ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 ☐ コージェネレーションシステム（区分： ） ☐ その他()
○ 換気設備	☒ ダクト式第一種換気設備 ☐ ダクト式第二種または第三種換気設備 ☐ 壁付け式第一種換気設備 ☐ 壁付け式第二種換気設備または壁付け式第三種換気設備 ☐ その他() ☒ 熱交換あり ☐ 熱交換なし
○ 照明設備	☒ LED（一定の安全性の配慮がなされている設備に限る） ☐ 蛍光灯（インバータータイプで100lm/W以上のもの） ※一定の省エネ効果のある設備に限る
● プラスワン・システム （前ページから反映）	相談結果No. 〇〇〇〇〇 設備区分 ☐ 暖房 ☐ 冷房 ☐ 給湯 ☐ 換気 ☒ 照明
○ その他省エネルギーシステム	相談結果No. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 設備区分 ☐ 暖房 ☐ 冷房 ☐ 給湯 ☐ その他()
○ 蓄電池システム	☒ 鉛蓄電池 ☐ リチウムイオン蓄電池 ☐ その他()
● 太陽光発電システム	メーカー名 〇〇 型式 △△ 太陽電池モジュールの種類 多結晶シリコン セル実行変換効率(%) 15.1 公称最大出力(W) 5.76
● エネルギー計測装置	平成25年度補正予算住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)に登録されていること メーカー名 〇〇〇 機器型番 △△△

9. 補助事業概要図(イラスト、システム図等を用いて住宅の仕様全般を表現する。別紙でも可)

平成25年度補正予算 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)に登録されている機器型番であることが要件

イラスト、システム図等を用いて住宅の仕様全般を表現する

【実施計画書（3／6）】

H25年基準 申請者用

〇〇 〇〇邸〇〇〇〇
定型様式1(3／6)

10.住宅の高断熱外皮

外皮計算書の結果より転記

(1) 当該住宅の断熱性能

外皮平均熱貫流率(UA)	0.56	W/㎡・K	(小数点第二位まで、三位以下切り上げ)
外皮熱損失量(q)	171.6	W/K	(小数点第一位まで、二位以下四捨五入)
冷房期の日射熱取得量(mc)	4.8	W/(w・㎡)	(小数点第一位まで、二位以下四捨五入)
暖房期の日射熱取得量(mH)	5.4	W/(w・㎡)	(小数点第一位まで、二位以下四捨五入)

(2) 各部位の断熱外皮(必ず仕様書(カタログ等)の写しを添付すること)

導入する全ての断熱材、開口部の仕様情報を記入

導入する全ての断熱材、
開口部の仕様情報を記入

熱的境界部位		断熱材の種類及び組み合わせ	熱伝導率 (W/m・K)	厚さ(mm)	面積(㎡) 周長(m)
屋 根					
天 井		グラスウール断熱材24K相当(100+100)	0.038	200	67.92
外壁	一般部	グラスウール断熱材24K相当	0.038	100	139.48
	階間部				
床	外気に接する部分				
	その他の部分	押出法ポリスチレンフォーム保温板3種	0.028	80	65.41
土間床	外気に接する部分	押出法ポリスチレンフォーム保温板3種	0.028	50	3.185
	床下に接する部分	押出法ポリスチレンフォーム保温板3種	0.028	15	3.185
	外気に接する部分				
	床下に接する部分				

断熱材を組み合わせる場合は
それぞれの断熱材に分けて記入

土間床周長(m)を記入

外気に接する部分と
土間面はセットで記入

部 位	メーカー名	製品名	底等の 有無	熱貫流率 (W/㎡K)	日射熱 取得率	面積 (㎡)
窓	〇〇〇	Low-E 複層ガラス(A12)	無	2.33	0.4	30.33
		(金属・プラスチック複合)				
ド ア	〇〇〇	金属製断熱材充填フラッシュ構造		3.49	0.12	1.89

【実施計画書（4／6）】

H25年基準 申請者用

〇〇 〇〇邸〇〇〇〇
定型様式1(4／6)

11.住宅の設備仕様

(注) 補助対象外でWEB算定プログラムに算入したものも必ず記入すること。

(1) 空調設備

導入する空調設備の仕様情報を記入

補助対象設備に○をつける

I. 高効率個別エアコン

補助 対象 設備に ○をつける	設置居室名 【LD、洋室、和室等】		メーカー名	機種名(型式)	設備の性能			台数	
	主たる居室に■をつける				定格冷房 能力 (kW)	冷房COP	省エネ基準 達成率(%)		
☐	☒	①	リビング	〇〇〇	〇〇〇-400	4.0	4.57	120	1
☐	☐	②	和室	〇〇〇	〇〇〇-250	2.5	4.96	124	1
☐	☐	③	主寝室	〇〇〇	〇〇〇-250	2.5	4.96	124	1
☐	☐	④	子供室	〇〇〇	〇〇〇-220	2.2	5.13	122	1

・設置する居室名を記入
・主たる居室には■をつける

II. その他空調設備

補助 対象 設備に ○を つける	設置居室名 【LD、洋室、和室等】		メーカー名	機種名(型式)	設備の性能			台数
					暖房 COP・ 効率 (%)	冷房 COP・ 効率 (%)	上面 放熱率(%) 床暖房の 場合のみ 記入	
☐	①							
☐	②							
☐	③							
☐	④							
☐	⑤							
☐	⑥							
☐	⑦							
☐	⑧							
☐	⑨							
☐	⑩							
☐	⑪							
☐	⑫							

・熱源と放熱器はそれぞれ記入すること
・熱源機の場合は設置居室名の記入はしなくてよい

・床暖房、パネルラジエーターの場合には「COP・効率」は記入しなくてよい
・床暖房パネルとパネルラジエーターは各居室ごとに分けて記入

(注) 熱源機がヒートポンプ式の場合はCOPを記入(小数点第二位まで、三位以下四捨五入)、その他は効率(%)を記入すること

(注) 熱源機の場合は設置居室名を記入しなくてよい

(注) 床暖房パネルとパネルラジエーターの場合は設置する居室名も記入すること

断熱配管について

☐	断熱配管を採用する(温水暖房システムの場合)
--------------------------	------------------------

WEB算定プログラムで断熱配管を採用する
として算出した場合、■をつける

※該当する場合は■をつける

【実施計画書（5／6）】

H25年基準 申請者用

〇〇 〇〇邸〇〇〇〇
定型様式1(5／6)

(2) 給湯設備

補助対象設備に○をつける

導入する設備の仕様情報を記入（セット型番があるものは、セット型番で記入すること）

補助 対象 設備に ○を つける	メーカー名	機種名(型式)	効率					追焚 保温 (有無)	台数
			電気	ガス	石油	ガス エンジンの 場合 ○をつける	ハイプ リッドの 場合 ○をつける		
			APF (JIS)	エネルギー 消費効率(%)					
○	△△△	△△△-370	3.0					有	1

セット型番があるものは
セット型番で記入すること

熱源種類に応じて
該当する欄に効率を記入

(3) 換気設備

補助対象設備に○をつける

導入する設備の仕様情報を記入

補助 対象 設備に ○を つける	メーカー名	機種名(型式)	熱(温度)交換効率 ※いずれか記入		比消費電力 W/(m³/h)	DCモーター の場合○を つける	台数
			顕熱 回収型 (%)	全(潜)熱 回収型 (%)			
○	〇〇〇	〇〇〇-V	85		0.27		2

(4) 照明設備

※照明設備に補助対象設備がある場合に■をつける

照明設備(プラスワン・システムを除く)を
補助対象とする申請者は必ず■をつける

☐ 補助対象設備を含む

プラスワン・システムで導入する器具情報のみ記入

設置居室名 【LD、洋室、和室等】		メーカー名	機種名(型式)	センサーの 種類	台数
①	和室	〇〇〇	〇〇〇-I	照度	1
②	主寝室	〇〇〇	〇〇〇-I	照度	1
③	トイレ(1F)	〇〇〇	〇〇〇-S	人感	1
④	トイレ(2F)	〇〇〇	〇〇〇-S	人感	1
⑤					
⑥					
⑦					

プラスワン・システムに照明を採用する場合のみ記入

(5) 蓄電池システム(リチウムイオン蓄電池を除く)

導入するシステムの仕様情報を記入

蓄電池	種 類	高耐久鉛蓄電池	電力 変換 装置	種 類	
	メーカー名	〇〇〇		メーカー名	〇〇〇
	型 式	〇〇〇〇-〇〇		型 式	〇〇-〇〇-〇〇
	蓄 電 容 量	8.96 kWh		定 格 出 力	4.5kW
	セル数(単電池の数)	64セル			

(6) 太陽光発電システム

容量の合計	5.0 kW
-------	--------

WEB算定プログラムで
設定した数値を記入

【実施計画書（6／6）】

表の記入必要箇所記入すると
計算は全て自動計算します。

H25年基準 申請者用

〇〇 〇〇邸〇〇〇〇
定型様式1(6／6)

12. 申請住宅の一次エネルギー消費削減量／削減率の算出

※基準一次エネルギー消費量及び一次エネルギー消費削減量の算定方法については、公募要領P35を参照してください。
※表に記入すると計算は全て自動で行います。網掛け部分は、計算結果により自動で表示します。

計算結果記入表	算定プログラム	VER.	1.11
---------	---------	------	------

■基準一次エネルギー消費量					
項目		記号	計算結果	単位	計算方法等
基準一次エネルギー消費量	暖房設備	EH	15399	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	冷房設備	EC	4331	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	換気設備	EV	4542	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	照明設備	EL	10763	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	給湯設備	EHW	25091	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
基準一次エネルギー消費量 合計 (B)		Ess	60126	MJ/戸・年	EH + EC + EV + EL + EHW

■設計一次エネルギー消費量(太陽光発電による創エネルギーを除いたもの)					
- 補正前の設計一次エネルギー消費量の算出					
項目		記号	計算結果	単位	計算方法等
設計一次エネルギー消費量	暖房設備	EH1	10962	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	冷房設備	EC1	4111	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	換気設備	EV1	8348	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	照明設備	EL1	6634	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	給湯設備	EHW1	17220	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
その他省エネルギーシステムを導入する場合	暖房設備一次エネルギー消費削減率	—		%	相談結果票の削減率
	冷房設備一次エネルギー消費削減率	—		%	相談結果票の削減率
	給湯設備一次エネルギー消費削減率	—		%	相談結果票の削減率
コージェネレーションシステムによる総発電量		Ecgs		MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
設計一次エネルギー消費量 合計 (補正前)		Ettotal	47275	MJ/戸・年	EH1 + EC1 + EV1 + EL1 + EHW1 - Ecgs

- 高効率個別エアコンのCOP考慮に伴う暖冷房一次エネルギー消費量の補正					
項目		記号	計算結果	単位	計算方法等
主たる居室に導入するエアコンの出力クラス		AP	4.0	kW	機器情報より算出
導入するエアコンのエネルギー効率冷房COP		PC	4.57		機器情報より算出
効率(い)の条件値となる冷房COP		PC1	4.13		別表A.2
補正係数		RC	0.9		PC1 ÷ PC
設計一次エネルギー消費量 暖房設備(補正後)		EH1 [†]	9865.8	MJ/戸・年	EH1 × RC
設計一次エネルギー消費量 冷房設備(補正後)		EC1 [†]	3699.9	MJ/戸・年	EC1 × RC
- 空気集熱式太陽熱利用システムの設置による補正					
※1 (B _{Hr} ×A-BHsystem)+(BHW _r ×A-BHWaystem)+(BV1×RV)					
項目		記号	計算結果	単位	計算方法等
透過体を持つ集熱部の有効集熱面積		Ag		m ²	建築図面より算出
透過体のない集熱部の有効集熱面積		As		m ²	建築図面より算出
集熱部面積		A		m ²	Ag+(As÷2)
集熱部単位面積あたりの暖房設備一次エネルギー消費削減量		EHr		MJ/年/m ²	別表2-1-aまたはb
空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量		EHsystem		MJ/戸・年	別表2-1-c
集熱部単位面積あたりの給湯設備一次エネルギー消費削減量		EHWr		MJ/年/m ²	別表2-1-d
給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量		EHWsystem		MJ/戸・年	別表2-1-e
換気設備一次エネルギー消費削減率		RV		-	別表2-1-f
空気集熱式太陽熱利用システムによる一次エネルギー消費削減量		SD		MJ/戸・年	※1

設計一次エネルギー消費量 合計 (補正後)	Ettotal'	45767.7	MJ/戸・年	EH1' + EC1' + EV1 + EL1 + EHW1 - Ecgs - SD
設計一次エネルギー消費削減量 (補正後) (C)	Ssubtotal	14358.3	MJ/戸・年	Ess - Ettotal'

■太陽光発電による創エネルギー量(D)を算出					
項目		記号	計算結果	単位	計算方法等
太陽光発電等による発電量（参考値）総発電量		EPVC	49813	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
太陽光発電による総発電量（D）		EPVC'	49813	MJ/戸・年	EPVC-Ecgs

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算出					
項目		記号	計算結果	単位	計算方法等
太陽光を除く一次エネルギー消費削減量 (C)		Ssubtotal	14358.3	MJ/戸・年	Ess - Etotal'
年間一次エネルギー消費削減量 (C) + (D)		Stotal	64171.3	MJ/戸・年	Ssubtotal + EPVC'
年間一次エネルギー消費削減率 [(C) + (D)] ÷ (B) × 100		R	106.7	%	Stotal ÷ Ess × 100
太陽光を除く一次エネルギー消費削減率 (C) ÷ (B) × 100		R'	23.9	%	Ssubtotal ÷ Ess × 100
補助対象費用		—	4,760,920	円	1/2する前の費用(税抜)
費用対効果		—	332	円/MJ	補助対象費用 ÷ Ssubtotal

【実施計画書（1／6）】

事業主基準 申請者用

〇〇 〇〇邸〇〇〇〇
定型様式 1（1／6）

申請する住宅に
についての情報を記入

実施計画書

1. 申請者

氏 名

〇〇 〇〇

電 話 番 号

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

2. 住宅の概要

建 築 区 分

新築

居住者人数(予定)

4 人

地 域 区 分

II

工 法

☒ 木造(軸組構法)

☐ S造

☐ RC造

☐ 木造(枠組壁工法)

☐ その他()

↑ 該当工法に■をつける

床 面 積

127.50 m² (小数点第二位まで、三位以下四捨五入)

1F 64.58 m²、2F 62.92 m²、3F m²、(地下 m²)
(小数点第二位まで、三位以下四捨五入)

床面積の合計を
記入し、階数ごとの
床面積を記入

地域区分はネット・ゼロ・エネルギー・ハウス
支援事業ホームページ
「公募について」の項目
4. 申請方法のところにPDFとして掲載している
「都道府県別地域区分」を参照し該当する
地域区分を記入

3. プラスワン・システム

相談結果No.

〇〇〇〇〇

設 備 区 分

該当する設備区分に■をつける

☐ 暖房

☐ 冷房

☐ 給湯

☒ 換気

☐ 照明

システム名称

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

Q値算出計算書の
結果より転記

4. 断熱性能

熱損失係数(Q値)

1.17 W/ m²・K
(小数点第二位まで、三位以下四捨五入)

夏期日射取得係数

(VI地域の場合のみ)

5. 補助対象費用 (1/2する前の費用(税抜))

4,383,533 円

6. 補助事業の効果 (後述の計算結果記入表より設定される)

年間一次エネルギー消費削減量

77.2 GJ/年 (小数点第一位まで、二位以下切捨て)
後述(Stotal)より転記

年間一次エネルギー消費削減率

105.8 % (小数点第一位まで、二位以下切捨て)
後述(R)より転記

太陽光を除く一次エネルギー消費削減率

45.6 % (小数点第一位まで、二位以下切捨て)
後述(R')より転記

費 用 対 効 果

110.6 円/MJ (小数点第一位まで、二位以下切捨て)
後述(費用対効果)より転記

7. 他の補助金への申請状況

※該当する場合は■をつける

他の補助金等に応募(申請)している、又は申請予定の場合はその補助金等の名称を必ず記入すること。

☒ 平成26年度 住宅のゼロ・エネルギー化推進事業

☐ 平成25年度 民生用燃料電池導入支援費補助金

☐ 平成25年度補正予算 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)

☐ 平成25年度補正予算 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金

☐ 木材利用ポイント(木造住宅の新築・増築及び床・壁の木質化工事)

☐ その他()

申請している又は申請を予定している
補助金事業があれば記入

(注) 今回申請する補助対象部分と重複して補助金等を受け取ることはできません

事業主基準

60

【実施計画書（2／6）】

事業主基準 申請者用

〇〇 〇〇邸〇〇〇〇
定型様式1(2／6)

8. 住宅の仕様

補助対象、補助対象外に係わず、
導入する設備の情報を記入すること

該当する項目に○をつける。●は必須設備。					
設備区分	種 別（該当する種別に■をつける） ブラスワン・システム、その他省エネルギーシステムについては該当する設備区分に■をつける				
● 高断熱外皮	サッシの種類 ☐ アルミ樹脂複合 ☒ 樹脂 ☐ 木製 ☐ その他() サッシ以外の詳細は、10.住宅の高断熱外皮で記入すること				
○ 空調設備	☒ 高効率個別エアコン ☐ ヒートポンプ式セントラル空調システム ☒ 温水式床暖房 ☐ 温水式パネルラジエーター ☐ その他()				
○ 給湯設備	☒ 電気ヒートポンプ給湯機 ☐ ガス瞬間式給湯機(潜熱回収型) ☐ 石油瞬間式給湯機(潜熱回収型) ☐ ガスエンジン給湯機 ☐ 太陽熱温水器 ☐ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 ☐ コージェネレーションシステム（区分： ） ☐ その他()				
○ 換気設備	☐ ダクト式第1 ☐ ダクト式第2 ☐ 壁付け同時給排気型ファン(熱交換あり) ☐ 壁付け給気型ファンまたは壁付け給排気型ファン ☐ その他()				
○ 照明設備	☒ LED(一定の安全性の配慮がなされている設備に限る) ☐ 蛍光灯(インバータータイプで100lm/W以上のもので、※一定の省エネ効果のある設備に限る)				
● ブラスワン・システム (前ページから反映)	相談 結果No.	〇〇〇〇〇	設備 区分	☐ 暖房 ☐ 冷房 ☐ 給湯 ☒ 換気 ☐ 照明	
	システム 名称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			
● その他 省エネルギー システム	相談 結果No.		設備 区分	☐ 暖房 ☐ 冷房 ☐ 給湯 ☐ その他()	
	システム 名称				
● 蓄電池システム	☐ 鉛蓄電池 ☐ リチウムイオン蓄電池 ☐ その他()				
● 太陽光発電 システム	メーカー名	型式	太陽電池モジュールの種類	セル変換効率(%)	公称最大出力(W)
	〇〇	〇〇	多結晶シリコン	15.1	61
	△△	△△	多結晶シリコン	15.2	50
● エネルギー 計測装置	平成25年度補正予算住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)に登録されていること				
	メーカー名	〇〇〇	機器型番	△△△	

コージェネレーションシステムを採用した場合にはQ値算出計算書にて
選択したコージェネレーションシステムの区分も併せて記入すること

1ページに記入された項目が
自動で転記される

平成26年度 その他省エネルギーシステム
相談結果票に記載されたものを記入

9. 補助事業概要図(イラスト、システム図等を用いて住宅の仕様全般を表現する。別紙でも可)

平成25年度補正予算 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金
(HEMS機器導入支援事業)に登録されている機器型番であることが要件

イラスト、システム図等を用いて
住宅の仕様全般を表現する

【実施計画書（3／6）】

事業主基準 申請者用

〇〇 〇〇邸〇〇〇〇
定型様式1 (3／6)

Q値算出計算書の結果より転記

10.住宅の高断熱外皮

(1) 当該住宅の断熱性能

当該住宅の熱損失係数(Q値)

1.17

W/㎡・K

夏期日射取得係数

VI地域の場合のみ

(2) 各部位の断熱外皮(必ず仕様書(カタログ等)の写しを添付すること)

導入する全ての断熱材、開口部の仕様情報を記入

導入する全ての断熱材、開口部の仕様情報を記入

熱的境界部位	断熱材の種類及び組み合わせ	熱伝導率 (W/m・K)	厚さ(mm)	面積(㎡) 周長(m)	
屋 根	HGW16K	0.038	200	32.52	
天 井	吹込み用グラスウールGW-2	0.04	400	36.92	
外 壁	一般部	HGW16K(140)	0.038	140	107.87
		フェノール保温板(40)	0.022	40	107.87
	階間部	現場発泡ウレタン	0.032	40	10.24
		フェノール保温板	0.022	25	10.24
床	外気に接する部分				
	その他の部分	ポリスチレンフォーム保温板	0.028	100	57.19
土間床	外気に接する部分	ポリスチレンフォーム保温板	0.034	120	5.85
	床下に接する部分	ポリスチレンフォーム保温板	0.034	60	3.00
	外気に接する部分				
	床下に接する部分				

土間床周長(m)を記入

外気に接する部分と土間面はセットで記入

部 位	メーカー名	製品名	庇等の 有無	熱貫流率 (W/㎡K)	日射熱 取得率	面積 (㎡)
窓	〇〇〇〇	Low-E アルゴン入りペアガラス・樹脂		1.6	0.4	14.06
	〇〇〇〇	Low-E アルゴン入りトリプルガラス・樹脂		1.29	0.32	5.62
ド ア	〇〇〇〇	木製断熱玄関ドア		1.7		2.05

【実施計画書（4／6）】

事業主基準 申請者用

〇〇 〇〇邸〇〇〇〇
定型様式1(4／6)

1.1.住宅の設備仕様

(注) 補助対象外でWEB算定プログラムに算入したものも必ず記入すること。

(1) 空調設備

導入する空調設備の仕様情報を記入

I. 高効率個別エアコン

補助 対象 設備に ○を つける	設置居室名 【LD、洋室、和室等】 主たる居室に■をつける		メーカー名	機種名(型式)	設備の性能				台数	
					定格 冷房 能力 (kW)	暖房COP	冷房COP	省エネ基準 達成率(%)		
○	■	①	リビング	〇〇〇	AB-CD123	4.0	5.49	4.57	120	1
○	□	②	和室	〇〇〇	EF-GHI456	2.8	5.26	4.96	124	1
○	□	③	主寝室	〇〇〇	JK-LMN789	2.8	5.66	5.28	122	1
○	□	④	子供室1	〇〇〇	OP-QRS111	2.2	5.95	5.57	124	1
○	□	⑤	子供室2	〇〇〇	TU-VWX	2.2	5.95	5.57	124	1
	設置する居室名を記入									

補助対象設備に○をつける

設置する居室名を記入

II. その他空調設備

補助 対象 設備に ○を つける	設置居室名 【LD、洋室、和室等】		メーカー名	機種名(型式)	設備の性能			台数
					暖房 COP・ 効率 (%)	冷房 COP・ 効率 (%)	上面 放熱率(%) 床暖房の 場合のみ 記入	
○	①		〇〇〇	熱源 HP温水床暖房P-QRS	3.9			1
○	②	リビング	△△△	パネル YUKADAN-X			90	3
	③							
	④							
	⑤							
	⑥							
	⑦							
	⑧							
	⑨							
	⑩							
	⑪							
	⑫							

・熱源と放熱器はそれぞれ記入すること
・熱源機の場合は設置居室名の記入はしなくてよい

・床暖房、パネルラジエーターの場合には「COP・効率」は記入しなくてよい
・床暖房パネルとパネルラジエーターは各居室ごとに分けて記入

(注) 熱源機がヒートポンプ式の場合はCOPを記入(小数点第二位まで、三位以下四捨五入)、その他は効率(%)を記入すること

(注) 熱源機の場合は設置居室名を記入しなくてよい

(注) 床暖房パネルとパネルラジエーターの場合は設置する居室名も記入すること

断熱配管について

■	断熱配管を採用する(温水暖房システムの場合)
---	------------------------

温水式床暖房、温水式パネルラジエーターを
補助対象とする場合には必須

※該当する場合は■をつける

【実施計画書（5／6）】

事業主基準 申請者用

〇〇 〇〇邸〇〇〇〇
定型様式1 (5／6)

(2) 給湯設備

補助対象設備に○をつける

導入する設備の仕様情報を記入（セット型番があるものは、セット型番で記入すること）

補助 対象 設備に ○を 記入	メーカー名	機種名(型式)	効率						追焚 保温 (有無)	台数
			電気		ガス	石油	ガス エンジン の場合 ○を つける	ハイブ リッドの 場合 ○を つける		
			APF (JRA)	APF (JIS)	エネルギー 消費効率(%)					
○	〇〇〇	BCD-1235	3.4						有	1

セット型番があるものは
セット型番で記入すること

熱源種類に応じて
該当する欄に効率を記入

(3) 換気設備

補助対象設備に○をつける

導入する設備の仕様情報を記入

補助 対象 設備に ○を つける	メーカー名	機種名(型式)	熱(温度) 交換効率 ※いずれか記入		比消費電力 W/(m³/h)	DCモーター の場合○を つける	台数
			顕熱 回収型 (%)	全(潜)熱 回収型 (%)			
○	〇〇〇	VENT-999	85			○	2

(4) 照明設備

※照明設備に補助対象設備がある場合に■をつける

■ 補助対象設備を含む

照明設備(プラスワン・システムを除く)を
補助対象とする申請者は必ず■をつける

プラスワン・システムで導入する器具情報のみ記入

設置居室名 【LD、洋室、和室等】		メーカー名	機種名(型式)	センサーの 種類	台数
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					

プラスワン・システムに照明を採用する場合のみ記入

(5) 蓄電池システム(リチウムイオン蓄電池を除く)

導入するシステムの仕様情報を記入

蓄 電 池	種 類		電 力 変 換 装 置	種 類	
	メーカー名			メーカー名	
	型 式			型 式	
	蓄 電 容 量	kWh		定 格 出 力	
	セル数(単電池の数)				

(6) 太陽光発電システム

容量の合計	4.73	kW
-------	------	----

WEB算定プログラムで
設定した数値を記入

【実施計画書（6／6）】

表の記入必要箇所記入すると
計算は全て自動で計算されます。

事業主基準 申請者用

〇〇 〇〇邸〇〇〇〇
定型様式1(6／6)

12.申請住宅の一次エネルギー消費削減量／削減率の算出

※標準一次エネルギー消費量及び一次エネルギー消費削減量の算定方法については、公募要領P35を参照してください。
※表に記入すると計算は全て自動で行います。網掛け部分は、計算結果により自動で表示します。

計算結果記入表

算定ツール

VER.1.2.5

■住宅の基準・標準一次エネルギー消費量(面積補正前)

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
基準一次エネルギー消費量	Ess	61.9	GJ/戸・年	算定ツールの結果
標準一次エネルギー消費量(面積補正前)	Est	68.7	GJ/戸・年	Ess ÷ 0.9

■一次エネルギー消費削減量の算出(再生可能エネルギー等の効果は除いたもの)

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等			
一次エネルギー消費量	暖房設備	Q値が事業主基準に示す断熱区分(㉔)の値の場合	EH1	GJ/戸・年	算定ツールの結果		
		Q値が事業主基準に示す断熱区分(㉔)の値より小さい場合	Q2	1.9	H2	GJ/戸・年	Q2(断熱区分(㉔))の算定ツール結果
			Q1	1.4	H1	GJ/戸・年	Q1(断熱区分(㉔))の算定ツール結果
		EHQ	5.7	GJ/戸・年			
	冷房設備	Q値が事業主基準に示す断熱区分(㉔)の値の場合	EC1	GJ/戸・年	算定ツールの結果		
		Q値が事業主基準に示す断熱区分(㉔)の値より小さい場合	Q2	1.9	C2	GJ/戸・年	Q2(断熱区分(㉔))の算定ツール結果
			Q1	1.4	C1	GJ/戸・年	Q1(断熱区分(㉔))の算定ツール結果
		ECQ	1.3	GJ/戸・年			
	給湯設備	EHW	15.7	GJ/戸・年	算定ツールの結果		
	換気設備	EV	8.2	GJ/戸・年	算定ツールの結果		
	照明設備	EL	6.4	GJ/戸・年	算定ツールの結果		
	その他省エネルギーシステムを導入する場合	暖房設備一次エネルギー消費削減率	—	%	相談結果票の削減率		
冷房設備一次エネルギー消費削減率		—	%	相談結果票の削減率			
給湯設備一次エネルギー消費削減率		—	%	相談結果票の削減率			
一次エネルギー消費量(面積補正前)	Q値が事業主基準に示す断熱区分(㉔)の値の場合	Etotal	37.3	GJ/戸・年	EH1 + EC1 + EV + EHW + EL		
	Q値が事業主基準に示す断熱区分(㉔)の値より小さい場合				EHQ + ECQ + EV + EHW + EL		
一次エネルギー消費削減量(省エネ量A)	Q値が事業主基準に示す断熱区分(㉔)の値の場合	SA	31.4	GJ/戸・年	Est - EtotalEH1 + EC1 + EV + EHW + EL		
	Q値が事業主基準に示す断熱区分(㉔)の値より小さい場合				Est - EtotalEHQ + ECQ + EV + EHW + EL		
按分比率	—	65.1	%	別表1			

■一次エネルギー消費削減量の算出(再生可能エネルギー等を設置する場合)

※1 (EHr×A-BHsystem)+(BHW×A-BHsystem)+(EV×RV)

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等	
太陽熱温水器	一次エネルギー消費量	EHWS	GJ/戸・年	太陽熱温水器設置ありの算定ツールの結果	
	一次エネルギー消費削減量(省エネ量B)	SB	0	GJ/戸・年	EHW - EHWS
コージェネレーションシステム	一次エネルギー消費量	Ecgs	GJ/戸・年	コージェネシステムありの算定ツールの結果	
	補正後の一次エネルギー消費量	Ecgs'	0	GJ/戸・年	Est - ((Est - Ecgs) ÷ 按分比率)
	一次エネルギー消費削減量(省エネ量C)	SC	0	GJ/戸・年	Etotal - Ecgs'
空気集熱式太陽熱利用システム	透過体を持つ集熱部の有効集熱面積	Ag	m ²	建築図面より算出	
	透過体のない集熱部の有効集熱面積	As	m ²	建築図面より算出	
	集熱部面積	A	m ²	Ag + (As ÷ 2)	
	集熱部単位面積あたりの暖房設備一次エネルギー消費削減量	EHr	GJ/年・m ²	別表2-1-aまたはb	
	空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量	EHsystem	GJ/戸・年	別表2-1-c	
	集熱部単位面積あたりの給湯設備一次エネルギー消費削減量	EHWr	GJ/年・m ²	別表2-1-d	
	給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量	EHWsystem	GJ/戸・年	別表2-1-e	
	換気設備一次エネルギー消費削減率	RV	—	別表2-1-f	
	一次エネルギー消費削減量(省エネ量D)	SD	0	GJ/戸・年	※1
一次エネルギー消費削減量【再生可能エネルギー等を含む】(面積補正前)	Ssubtotal	31.4	GJ/戸・年	SA + SB + SC + SD	

■一次エネルギー消費削減量の面積補正

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
標準一次エネルギー消費量 (B)	Est'	72.9	GJ/戸・年	Est ÷ 120×床面積の合計
一次エネルギー消費削減量 (C)	Ssubtotal'	33.3	GJ/戸・年	Ssubtotal ÷ 120×床面積の合計
一次エネルギー消費量(太陽光発電を除く)	Etotal'	39.6	GJ/戸・年	Est' - Ssubtotal'

■太陽光発電による創エネルギー量(D)を算出

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
エネルギー消費削減量	EPVC	12.6	GJ/戸・年	算定ツールの結果
一次エネルギー消費削減量(省エネ量E) (D)	SE	43.9	GJ/戸・年	EPVC ÷ 按分比率 ÷ 0.44

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算出

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
補助対象費用	—	4,383,533	円	1/2する前の費用(税抜)
熱損失係数(Q値)	—	1.17	W/㎡・K	実施計画書1頁目で設定した値
床面積の合計	—	127.5	m ²	実施計画書1頁目で設定した値
年間一次エネルギー消費削減量 (C) + (D)	Stotal	77.2	GJ/戸・年	Ssubtotal' + SE
年間一次エネルギー消費削減率 {(C) + (D)} ÷ (B) × 100	R	105.8	%	Stotal ÷ Est' × 100
太陽光を除く一次エネルギー消費削減率 (C) ÷ (B) × 100	R'	45.6	%	Ssubtotal' ÷ Est' × 100
費用対効果	—	110.6	円/MJ	補助対象費用 ÷ (Ssubtotal' × 1000)

事業主基準

【費用総括表】

費用総括										
・費用明細書を元に、申請する設備ごとの補助対象合計金額を総括表に記載 ・費用明細書の金額と整合性が取れるようにすること										
ZEHを構成する設備				補助対象の合						
断熱	高断熱外皮	基準単価 × 床面積の合計								
		8,000	円	×	120.08	m ²				
		計	960,640 円 …①							
	補助対象外	計	△	円 …②						
	小 計(A)		960,640 円 高断熱外皮は、①と②の差額が補助対象額							
空	高効率個別エアコン	計	1,065,000 円							
			円							
			1,065,000 円							
			653,000 円							
			円							
省エネルギー設備	給湯設備	その他	計	円						
		小 計(C=合計)		653,000 円						
	換気設備	省エネ換気	計	612,000 円						
		汎用的な機械換気	△	150,000 円 …④						
		小 計(D=差額)		462,000 円						
		照明設備 (照明設備がプラスワン・システムの場合もここに計上すること)	基準単価 × 床面積の合計							
	3,500		円	×	120.08	m ²				
	計		420,280 円							
	小 計(E)		2,600,280 円							
	プラスワン・システム	プラスワン・システム	計	円 注)照明設備以外のプラスワン・システムはここに計上すること						
小 計(F)		円 注)SIIが個別に定める上限額以下であること								
	蓄電池システム	計	1,200,000 円 注)SIIが個別に定める上限額以下であること							
			円							
			円							
小 計(G)		1,200,000 円								
合 計(H=(A+E+F+G)) (税抜)		4,760,920 円								
補助対象費用の 1/2 (I=H/2)		2,380,460 円 (小数点以下切り捨て)								
補助金交付申請予定額(J) ※限度額350万円		2,380,460 円 様式第1(交付申請書)に転記								

高断熱仕様は基準単価 × 床面積の合計で算出

・ただし、補助対象要件を満たさない断熱材を一部に使用する場合には、上記計算より算出した数値から補助対象外となる断熱材の材料費と工事費(市場価格より算出)を補助対象外の欄に記入すること

補助対象外となる断熱材を使用する場合のみの費用明細書【高断熱外皮－補助対象外】にて算出し、記入すること

換気設備は省エネ換気設備と汎用的な機械換気設備の差額にて算出

下記の場合において汎用的な機械換気設備に定額が表示されます

・省エネ換気の項目に入力

・実施計画書のプラスワン・システム設備区分にて換気を選択

・プラスワン・システムで照明を採用し場合は基準単価3,000円にて算出

・プラスワン・システムで照明を採用し場合は基準単価3,500円にて算出

・基準単価の項目は、実施計画書の照明設備より反映されます

・照明設備以外のプラスワン・システムを採用する場合は、費用明細書【プラスワン・システム】に記入すること

・記入された項目がこちらに反映されます

高断熱仕様は基準単価×床面積の合計で算出

・ただし、補助対象要件を満たさない断熱材を一部に使用する場合には、上記計算より算出した数値から、補助対象外となる断熱材の材料費と工事費(市場流通価格より算出)を補助対象外の欄に記入すること

補助対象外となる断熱材を使用する場合のみ費用明細書【高断熱外皮－補助対象外】にて算出し、記入すること

換気設備は省エネ換気設備と汎用的な機械換気設備の差額にて算出

下記の場合において汎用的な機械換気設備に定額が表示されます
・省エネ換気の項目に入力
・実施計画書のプラスワン・システムの設備区分にて換気を選択

・プラスワン・システムで照明を採用しない場合は基準単価3,000円にて算出
・プラスワン・システムで照明を採用する場合は基準単価3,500円にて算出
・基準単価の項目は、実施計画書の照明設備より反映されます

・照明設備以外のプラスワン・システムを採用する場合は、費用明細書【プラスワン・システム】に記入すること
・記入された項目がこちらに反映されます

○○ ○○邸○○○○

注1:見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること
注2:別添の見積書(写し)と相関がとれるようにすること

全て税抜き価格で記入すること

※複数枚に及ぶ場合
(/ ページ)

[illegible]

高斷熱外皮設備費計

0	
---	--

費目	工事名・作業内容	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	備考
工事費					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
工事費計					0	—
高断熱外皮合計金額[税抜]					0	← 費用総括表へ転記

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

【費用明細書(空調設備-高効率個別エアコン)】

費用明細書【空調設備－高効率個別エアコン】

注1:見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること

注2:別添の見積書(写し)と相関がとれるようにすること

高効率個別エアコン以外の設備は費用明細書【空調設備-その他】に記入すること

全て税抜き価格で記入すること

※複数枚に及ぶ場合(/ ページ)

<補助対象費用>

費目	出力クラス	図面No.	メーカー名	型式・機番	数量	単位	設備単価(円)	金額(円) [税抜]	備考	
高効率個別 エアコン 設備費	4.0kW	AC1	〇〇〇	〇〇〇-400	1	台	315,000	315,000		
	2.5kW	AC2、AC3	〇〇〇	〇〇〇-250	2	台	260,000	520,000		
	2.2kW	AC3	〇〇〇	〇〇〇-220	1	台	230,000	230,000		
								0		
※設備単価表に該当する出力クラスのもの										
公募要領P16の上限単価表に該当する出力クラスのもの										
見積書に準じた金額を記入 但し、公募要領P16に記載された上限単価金額が上限とする										
設備費計								1,065,000	—	
費目	出力クラス	図面No.	メーカー名	型式・機番	数量	単位	設備単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・オープン価格等	備考
高効率個別 エアコン 設備費								0		
								0		
								0		
								0		
※設備単価表に該当しない出力クラスのもの										
公募要領P16の上限単価表に該当しない出力クラスものはこちらに記入										
標準価格・オープン価格を記入										
設備費計								0	—	
費目	工事名・作業内容				数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	備考	
工事費 ※設備単価表に 該当しない出力 クラスのもの								0		
								0		
								0		
寒冷地対策や施工方法で標準外の設備が必要な場合は、こちらに記入										
設備工事費計								1,065,000	—	
費目	図面No.	メーカー名	型式・機番	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・オープン価格等	備考	
標準外 設備費 (材料費)							0			
							0			
							0			
							0			
							0			
							0			
施工方法で上限単価表に含まれない工事が必要な場合は、こちらに記入										
標準外設備費計(寒冷地対策や施工方法で標準外の設備が必要な場合)								0	—	
費目	工事名・作業内容				数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	備考	
標準外 設置工事費								0		
								0		
								0		
標準外 電気工事費								0		
								0		
								0		
標準外 その他 工事費								0		
								0		
								0		
標準外設備工事費計(寒冷地対策や施工方法で標準外の工事が必要な場合)								0	—	
標準外設備工事費計								0	—	
補助対象合計金額[税抜]								1,065,000	← 費用総括表へ転記	

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

【費用明細書(空調設備-その他)】

H25
年
基
準

事
業
主
基
準

費用明細書【空調設備－その他】

注1:見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること

注2:別添の見積書(写し)と相関がとれるようにすること

〇〇 〇〇邸〇〇〇〇

※複数枚に及ぶ場合
(/ ページ)

全て税抜き価格で記入すること

標準価格・オープン価格を記入

・高効率個別エアコン以外の空調設備を使用する場合は、
その設備費と工事費を分けて記入すること
・一式でまとめたの記入は不可

＜補助対象費用＞

費目	図面No.	メーカー名	型式・機番	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考
設備費 (材料費)							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
	設備費計							0	—
費目	工事名・作業内容			数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	備考	
設置工事費							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
電気工事費							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
その他 工事費							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
工事費計							0	—	
補助対象合計金額[税抜]							0	← 費用総括表へ転記	

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

【費用明細書(給湯設備-給湯能力別)】

費用明細書【給湯設備－給湯能力別】

注1:見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること
注2:別添の見積書(写し)と相関がとれるようにすること

〇〇 〇〇邸〇〇〇〇

※複数枚に及ぶ場合
(/ ページ)

全て税抜き価格で記入すること

<補助対象費用>

費目	貯湯量	図面No.	型式・機番	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	備考	
設備費 (電気ヒートポンプ 給湯機)	370L	FQ1	△△△-370	1	台	653,000	653,000		
							0		
							0		
設備費計(電気ヒートポンプ給湯機の設備費は、工事費も含みます)								—	
費目	給湯能力	図面No.	型式・機番	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	フルオートタイプ は「フル」、オートタイプ は「オート」を記入	備考
設備費 (潜熱回収型 ガス給湯機)							0		
							0		
							0		
設備費計(潜熱回収型ガス給湯機の設備費は、工事費も含みます)								0	—
費目	給湯能力	図面No.	型式・機番	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	フルオートタイプ は「フル」、オートタイプ は「オート」を記入	備考
設備費 (潜熱回収型 石油給湯機) ※オイルタンク等の 付属物は標準外設備費に 計上してください							0		
							0		
							0		
設備費計(潜熱回収型石油給湯機の設備費は、工事費も含みます)								0	—
費目	給湯能力	図面No.	型式・機番	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	フルオートタイプ は「フル」、オートタイプ は「オート」を記入	備考
設備費 (ヒートポンプ・ ガス瞬間式 併用型給湯機)							0		
							0		
							0		
設備費計(ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機の設備費は、工事費も含みます)								0	—
費目	品名	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考		
標準外設備費 (材料費)					0				
					0				
					0				
標準外設備費計(寒冷地対策等や施工方法で標準外の設備が必要な場合)						0	—		
設備費計							653,000	—	
費目	工事名・作業内容	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考		
標準外工事費					0				
					0				
					0				
標準外工事費計(寒冷地対策等や施工方法で標準外の工事が必要な場合)						0	—		
補助対象合計金額[税抜]							653,000	← 費用総括表へ転記	

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

【費用明細書(給湯設備-その他)】

H25年基準
事業主基準

費用明細書【給湯設備－その他】

注1:見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること

注2:別添の見積書(写し)と相関がとれるようにすること

全て税抜き価格で記入すること

※複数枚に及ぶ場合
(/ ページ)

<補助対象費用>

費目	図面No.	メーカー名	型式・機番	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考
設備費 (材料費)							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
	設備費計							0	—
費目	工事名・作業内容			数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	備考	
設置工事費							0		
							0		
							0		
							0		
電気工事費							0		
							0		
							0		
							0		
配管接続・排水 配管工事費							0		
							0		
							0		
							0		
その他 工事費							0		
							0		
							0		
							0		
工事費計							0	—	
補助対象合計金額[税抜]							0	← 費用総括表へ転記	

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

【費用明細書(換気設備)】

H
25
年
基
準

事
業
主
基
準

費用明細書【換気設備】

注1:見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること
注2:別添の見積書(写し)と相関がとれるようにすること

標準価格・オープン価格を記入

全て税抜き価格で記入すること

※複数枚に及ぶ場合
(/ ページ)

<補助対象費用>

費目	図面No.	メーカー名	型式・機番 もしくは規格	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考
設備費 (材料費)	V1、V2	〇〇〇	〇〇〇-V	2	セット	90,000	180,000	129,000	
		〇〇〇	断熱ダクト φ100	3	セット	31,900	95,700	46,000	
		〇〇〇	パイプフード	4	個	5,000	20,000	7,200	
		〇〇〇	ソフトテープ	2	個	1,100	2,200	1,600	
		〇〇〇	給気用グリル	6	個	4,000	24,000	5,800	
		〇〇〇	排気用グリル	2	個	4,000	8,000	5,800	
		〇〇〇	アメニティユニット	2	個	72,270	144,540	105,000	
		〇〇〇	気密断熱ボックス	1	個	32,100	32,100	46,000	
		〇〇〇	ジョイント部品	1	式	6,460	6,460	9,300	
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
	設備費計							513,000	—
費目	工事名・作業内容			数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	備考	
工事費	本体設置工事			2	人工	18,000	36,000		
	ダクト設置工事			2	人工	18,000	36,000		
	給・排気口設置工事			0.5	人工	18,000	9,000		
	パイプフード設置工事			0.5	人工	18,000	9,000		
	気密断熱ボックス取付			0.5	人工	18,000	9,000		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
工事費計							99,000	—	
省エネ換気設備合計金額[税抜]							612,000	← 費用総括表へ転記	

・補助対象となる設備費(材料費)を記入
・一式でまとめて記入は不可

1人工とは、作業員1名が
1日間かかる作業量

・補助対象となる工事費を記入
・一式でまとめて記入は不可

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

72

【費用明細書(プラスワン・システム)】

H25年基準
事業主基準

費用明細書【 プラスワン・システム 】

注1:見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること

注2:別添の見積書(写し)と相関がとれるようにすること

〇〇 〇〇邸〇〇〇〇

※複数枚に及ぶ場合
(/ ページ)

全て税抜き価格で記入すること

<補助対象費用>

費目	図面No.	メーカー名	型式・機番 もしくは規格	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考
設備費 (材料費)							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
	設備費計							0	—
費目	工事名・作業内容			数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	備考	
工事費							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
工事費計							0	—	
補助対象合計金額[税抜]							0	← 費用総括表へ転記	

<補助対象外費用>

費目	工事名・作業内容		金額(円) [税抜]	備考
補助対象外 費用			0	
			0	
			0	
			0	
			0	
補助対象外合計金額[税抜]			0	← 総括表への転記不要

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

事業主基準

74

【費用明細書(その他①())】

H
25
年
基
準

事
業
主
基
準

費用明細書【その他 ①()】

注1:見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること

注2:別添の見積書(写し)と相関がとれるようにすること

全て税抜き価格で記入すること

※複数枚に及ぶ場合
(/ ページ)

<補助対象費用>

費目	図面No.	メーカー名	型式・機番 もしくは規格	数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	標準価格・ オープン価格等	備考
設備費 (材料費)							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
	設備費計							0	—
費目	工事名・作業内容			数量	単位	単価(円)	金額(円) [税抜]	備考	
工事費							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
							0		
工事費計							0	—	
補助対象合計金額[税抜]							0	← 費用総括表へ転記	

<補助対象外費用>

費目	工事名・作業内容		金額(円) [税抜]	備考
補助対象外 費用				
補助対象外合計金額[税抜]			0	← 総括表への転記不要

※当様式は定型様式ではあるが、行数の調整等の変更は可

75

【交付要件等確認書】

定型様式 6

交付要件等確認書

(交付要件について)		確認欄
当事業の交付要件(公募要領5ページ)について、全て確認し了承している。		☐
すべての確認欄にチェックが入っていることを確認すること		
(申請者の資格)		
申請者は、申請する住宅の建築主(既築の場合は所有者)であり、その住宅に常時居住する。		☐
申請者は暴力団排除に関する誓約事項(公募要領53ページ)について熟読し、理解の上、これに同意します。		☐
(工事請負契約及び工事期間について)		
申請時点(今現在)において着工はしていない。 また、公募開始後から交付決定前に建物本体の契約をする場合は覚書等を交わしている。		☐
交付決定(平成26年7月下旬予定)以降、30日以内に工事着工届出書を提出することを理解し、了承している。		☐
平成26年12月31日までに、契約に係る工事及び支払いが完了することを確認している。(施工予定会社等に確認している)		☐
(個人情報の取扱いについて)		
当事業における個人情報の取扱い(公募要領29ページ)について理解し、了承している。		☐
(申請提出書類一式について)		
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。		☐
(申請する住宅の仕様について)		
高断熱性能、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロ以下となる住宅であることを確認している。		☐
交付要件に定める断熱性能を満たしている。		☐
エネルギー計測装置が含まれ、補助対象外であることを了承している。		☐
太陽光発電システムが含まれ、補助対象外であることを了承している。		☐
太陽光発電の売電方式は、全量買取方式ではなく余剰買取方式であることを了承している。		☐
プラスワン・システムが含まれていることを了承している。		☐
補助対象設備に係る申請者と施工業者との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証等、知的財産権等をSIIは保証しないこと及び万一、前述に関する紛争等が起きてもSIIは関与しないことを理解し、了承している。		☐
(交付決定の選定について)		
当事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、了承している。		☐
実績報告書(兼工事完了報告書)の審査の結果、交付決定通知に記載された補助金交付申請予定金額より下がる可能性があることを了承している。		☐
(現地調査及び取材等の協力)		
SIIが交付決定の審査のために現地調査を行う際、協力できる。		☐
補助事業者となった際に、SIIが行う取材等に協力できる。		☐
(エネルギー計測装置について)		
当補助事業のエネルギー計測装置に係る要件(公募要領21ページ)について、全て確認し、了承している。		☐
補助事業終了後、3年間のエネルギー使用量(電力、ガス、灯油等)及び、太陽光発電システム、家庭用コージェネレーション等の発電設備の電気の売電量及び発電量等のエネルギー使用状況について、エネルギー計測装置を使用して報告することを理解している。		☐

※必ず申請者ご本人がチェック及び記入してください。(手続代行者の代筆は不可)

※チェック欄のうち、ひとつでもチェックしていない項目がある場合は、不受理とさせていただきますので予めご了承ください。

以上の内容に相違ありません。

平成 年 月 日

申請者氏名 _____ 印

必ず申請者本人が署名し、申請者印は実印で捺印すること
(連名者がいる場合は連名者本人が署名し実印を捺印)

必ず申請者ご本人がご署名、実印を捺印してください ※代行者不可

6. 相談票の入力例

該当する申請において必要な書類

- ・プラスワン・システム相談票(定型様式4)
- ・プラスワン・システム継続相談票(定型様式4)
- ・その他省エネルギーシステム相談票(定型様式5)
- ・その他省エネルギーシステム継続相談票(定型様式5)
- ・技術資料(共通)

■ プラスワン・システム相談票（１／２）（定型様式４）

定型様式４（１／２）

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
審査第三グループ ZEH 担当

平成 26 年 月 日

平成26年度 プラスワン・システム 相談票

・新規の提案

ZEHに資する、以下の「プラスワン・システム」の相談票を提出します。

1. システム提案者情報

会 社 名			
部 署 名			
担 当 者		E-mail	@
住 所	〒 都道府県 市区町村		
電 話 番 号	() -	F A X 番 号	() -
緊急連絡先 (携帯等)	() -	採択された場合に 公表する連絡先	

・「採択された場合に公表する連絡先」は、
電話番号以外に、自社HPの問い合わせ先URLも可

2. 提案システムの分類 ※該当項目(A・B)を○で囲む。

A	省エネルギーに資する先進的な設計手法	B	省エネルギーに資する先進的な制御機構を有する機器
---	--------------------	---	--------------------------

3. 提案システムの名称 ※公表するシステム名称はSIIにより変更させていただくことがあります。

--

4. 提案システムの概要 ※提案システムの概要を簡潔に記入。(100字以内)

--

5. 提案システムの設備区分 ※該当項目(A～E)を○で囲む。(複数可)

A	暖房	B	冷房	C	給湯	D	換気	E	照明
---	----	---	----	---	----	---	----	---	----

・相談票は、1システムにつき、1件(複数のシステムを1件でまとめることは不可)
・要件を満たした場合に、HPで公表される内容を確認のうえ、本相談票を記入してください(記入内容はそのままHPで公表)

6. 導入可能な住宅の種別 ※該当項目を○で囲む。(複数可)

新築	既築
----	----

7. 導入可能な地域区分 ※該当項目を○で囲む。(複数可)

1(Ia)	2(Ib)	3(II)	4(III)	5(IVa)	6(IVb)	7(V)	8(VI)
-------	-------	-------	--------	--------	--------	------	-------

※プラスワン・システム相談票は、1システムにつき、1件です。(複数のシステムを1件の相談票にまとめることはできません。)
※当提案システムが要件を満たした場合、当団体はシステム提案者に「プラスワン・システム相談結果票」を発行後、以下の情報をHPにて公表します。
・上記のうち、1の「会社名」「採択された場合に公表する連絡先」及び2～7。

■ プラスワン・システム相談票 (2/2) (定型様式4)

定型様式4 (2/2)

H
25
年
基
準

事
業
主
基
準

システム概要図	
・システムの仕組みが分かる概要図を記入ください	
機器等の仕様 ※カタログ及び仕様書は別添すること	
・機器等の仕様を記載しカタログ及び仕様書は別添してください	
概要詳細 及び特徴	・前頁の概要より詳しい内容とシステムの特徴を記入してください
先進性の説明	・「提案システムの概算費用」を設備費と工事費に分けて別添してください ・上記枠内に書ききれない場合は、別添資料で補足してください

・「提案システムの概算費用」を設備費と工事費に分けて別添すること。(様式自由)
・上記枠内に書ききれない場合は、別添資料で補足すること。

■ プラスワン・システム継続相談票（定型様式4）

定型様式4

平成 26 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
審査第三グループ Z E H 担当

平成26年度 プラスワン・システム 継続相談票

25年度から継続での提案

平成25年度 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)の要件を満たした以下のプラスワン・システムについての継続相談票を提出します。

1. 継続希望システムの事前相談結果No.

平成25年度 事前相談結果票に記載された事前相談結果No. を記入

2. 継続希望システム名称 ※公表するシステム名称はSIIにより変更させていただくことがあります。

継続希望システム名称の変更がある場合は下記にシステム名を記入してください。

システム名称 ※公表するシステム名称はSIIにより変更させていただくことがあります。

システム名称を記入

3. 継続希望システムの性能について

継続希望システムに使用機器の変更がある場合は下記に変更内容を記入してください。

(注) 使用機器に変更がある場合は代替機種の技術資料を別添すること。

4. システム提案者情報（全て記入すること）

会社名			
部署名			
担当者		E-mail	@
住所	〒 都道府県 市区町村		
電話番号	() -	FAX番号	() -
緊急連絡先(携帯等)	() -	採択された場合に公表する連絡先	

公表する連絡先は、電話番号以外に、
自社HPの問い合わせ先URLも可

■ その他省エネルギーシステム相談票（1／2）（定型様式5）

定型様式5（1／2）

平成 26 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
審査第三グループ ZEH 担当

平成26年度 その他省エネルギーシステム 相談票

・新規の提案

ZEHに資する、以下の「その他省エネルギーシステム」の事前相談票を提出します。

1. システム提案者情報

会 社 名			
部 署 名			
担 当 者		E-mail	@
住 所	〒 都道府県 市区町村		
電 話 番 号	() -	F A X 番 号	() -
緊急連絡先 (携帯等)	() -	採択された場合に 公表する連絡先	

2. 提案システムの名称 ※公表するシステム名称はSIIにより変更させていただくことがあります

--

・「採択された場合に公表する連絡先」は、
電話番号以外に、自社HPの問い合わせ先URLも可

3. 提案システムの概要 ※提案システムの概要を簡潔に記入。(100字以内)

--

4. 提案システムの設備区分 ※該当項目(A～D)を○で囲む。(複数可。Dには具体名を記載すること)

A	暖房	B	冷房	C	給湯	D	その他 ()
---	----	---	----	---	----	---	---------

5. 導入可能な住宅の種別 ※該当項目を○で囲む。(複数可)

新築	既築
----	----

・相談票は、1システムにつき、1件(複数のシステムを1件でまとめることは不可)
・要件を満たした場合に、HPで公表される内容を確認のうえ、本相談票記入してください(記入内容はそのままHPで公表)

6. 導入可能な地域区分 ※該当項目を○で囲む。(複数可)

1(I a)	2(I b)	3(Ⅱ)	4(Ⅲ)	5(Ⅳa)	6(Ⅳb)	7(V)	8(VI)
--------	--------	------	------	-------	-------	------	-------

※その他省エネルギーシステム相談票は、1システムにつき、1件です。(複数のシステムを1件の相談票にまとめることはできません。)
※当提案システムが要件を満たした場合、当団体はシステム提案者に「その他省エネルギーシステム相談結果票」を発行後、以下の情報をHPにて公表します。
・上記のうち、1の「会社名」「採択された場合に公表する連絡先」及び2、4～6。

■ その他省エネルギーシステム相談票（2／2）（定型様式5）

定型様式5（2／2）

H
25
年
基
準

事
業
主
基
準

システム概要図	
・システムの仕組みが分かる概要図を記入ください	
機器等の仕様 ※カタログ及び仕様書は別添すること	
・機器等の仕様を記載しカタログ及び仕様書は別添してください	
概要詳細 及び特徴	・前頁の概要より詳しい内容とシステムの特徴を記入してください
	・「提案システムの概算費用」を設備費と工事費に分けて別添してください ・上記枠内に書ききれない場合は、別添資料で補足してください

・「提案システムの概算費用」を設備費と工事費に分けて別添すること。（様式自由）
・上記枠内に書ききれない場合は、別添資料で補足すること。

■ その他省エネルギーシステム継続相談票（定型様式5）

定型様式5

平成 26 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
審査第三グループ ZEH 担当

平成26年度 その他省エネルギーシステム 継続相談票

平成25年度 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)の要件を満たした以下の、その他省エネルギーシステムについての継続相談票を提出します。

1. 継続希望システムの事前相談結果No.

平成25年度 事前相談結果票に記載された事前相談結果No. を記入

2. 継続希望システム名称

継続希望システム名称の変更がある場合は下記にシステム名を記入してください。
システム名称 ※公表するシステム名称はSIIにより変更させていただくことがあります。

システム名称を記入

3. 継続希望システムの性能について

継続希望システムに使用機器の変更がある場合は下記に変更内容を記入してください。

(注) 使用機器に変更がある場合は代替機種の技術資料を別添すること。

4. システム提案者情報（全て記入すること）

会社名			
部署名			
担当者		E-mail	@
住所	〒 都道府県 市区町村		
電話番号	() -	FAX番号	() -
緊急連絡先 (携帯等)	() -	採択された場合に 公表する連絡先	

公表する連絡先は、電話番号以外に、
自社HPの問い合わせ先URLも可

■ 技術資料（「プラスワン・システム」「その他省エネルギーシステム」共通）

技術資料
（「プラスワン・システム」「その他省エネルギーシステム」共通）

システムの 導入実績	
製品の 供給体制	
システムの 制御方法	
JISなどの公的規格 や業界自主規制等 への適合を示す 書類名 ※書類は別添 すること	

・上記枠内に書ききれない場合は、別添資料で補足すること。
・「その他省エネルギーシステム」の相談をする場合は、「提案するシステムによる一次エネルギー消費削減量の算出根拠資料(モデルプラン等による計算式)」を別添すること。(様式自由) ※「プラスワン・システム」の相談には不要。

7. よくある質問と回答

Q1 「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」と「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」を両方申請することは可能ですか？

A1 両方申請することは可能ですが、同一物件について、双方の補助金を受け取ることは出来ません。補助金交付時には、いずれかの事業を選択してください。

Q2 「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」と「地域型住宅ブランド化事業」は併用できますか？

A2 補助対象が重複する部分については併用ができません。

Q3 過去に国庫補助金を受けた事がある既築住宅で、今回ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業補助金に申請する事は可能ですか？

A3 財産の管理など適切な措置を行った上で、補助対象部分が重複しなければ申請可能です。

Q4 公募が多数の場合、先着順ですか？

A4 先着順ではありません。太陽光発電システム分を除いた一次エネルギー消費削減率、住宅の断熱性能、木材利用などを公正に審査して決定いたします。

Q5 交付決定前に着工してしまった場合、補助対象から外れてしまいますか？

A5 事前着工となるため補助金を交付することができません。交付決定通知を受けた後、着工してください。(事前着工は認めません。)

Q6 申請書を直接SIIへ持参することは可能でしょうか？

A6 多数の申請が想定されるため、郵送に限定しています。書留等、配達記録の残る方法で送付ください。

Q7 「太陽光発電システム」と「エネルギー計測装置」を導入すること(既に設置されている場合も認める)が必須要件ですが、補助対象にはならないのでしょうか？

A7 必須要件ですが、補助対象にはなりません。

Q8 「プラスワン・システム」の相談は必須事項でしょうか。

A8 要件を満たした「プラスワン・システム」を1つ以上導入することは必須要件ですが、HPで公表された「プラスワン・システム」をシステム提案者の承諾を得て導入することでも結構です。システム提案者より「プラスワン・システム相談結果票の写し」を入手し、申請書に添付してください。(ただし、新たに「プラスワン・システム」を提案する場合は相談が必要となります。相談期間内に「相談票」をSIIに提出し、要件を満たしているかの確認が必要です。)

Q9 熱交換換気システムを導入する場合の一次エネルギー計算は、どのように行いますか。

A9 WEB算定プログラムで「熱交換換気あり」としてください。外皮性能の計算には反映できません。

Q10 交付決定通知を受け取った後の提出書類(「工事着工届出書」や「補助事業実績報告書(兼工事完了報告書)」)の記入方法について教えて欲しいのですが？

A10 交付決定通知時に別途配布する「関連書類作成要領書」に記入方法の詳細が記載されております。

Q11 既築での申請を検討していますが、既に太陽光発電システムが設置されている場合、公募要領に示す仕様基準を満たす必要がありますか？

A11 その場合は、公募要領に示す仕様基準を満たす必要はございません。

Q12 太陽光発電システムについて10kW以上のものを設置し、全量買取方式にした場合、補助事業の要件に適合しますか。

A12 全量買取方式は、補助事業の要件に適合しません。売電を行う場合には、余剰買取方式を適用してください。

Q13 木材利用はどのようなものが評価されますか。

A13 木造住宅、木製サッシなどを想定しています。その他木材を利用した提案があれば、審査の上、評価する予定です。

8. 参考資料

- ・(別表1) 地域区分・暖冷房方式別の按分比率
- ・空気集熱式太陽熱利用システム設置のエネルギー消費削減量(省エネ量D)の詳細
- ・(別表2-1-a) 集熱部の単位面積あたりの暖房設備一次エネルギーの消費削減量
(全館連続暖房の場合)
- ・(別表2-1-b) 集熱部の単位面積あたりの暖房設備一次エネルギーの消費削減量
(部分間欠暖房の場合)
- ・(別表2-1-c) 空気搬送に要するシステムの一次エネルギーの消費量
- ・(別表2-1-d) 集熱部の単位面積あたりの給湯設備一次エネルギーの消費削減量
- ・(別表2-1-e) 給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量
- ・(別表2-1-f) 換気エネルギーの削減効果

■ (別表1)地域区分・暖冷房方式別の按分比率

按分比率は、「太陽光発電システムによる創エネルギー量(D)」の算出等のため、入力します。
ただし、地域区分と冷暖房方式により数値が異なりますので、下表から選定してください。

区分		按分比率
地域区分	暖冷房方式に係る区分	
I a	すべての暖房方式	80.3%
I b	すべての暖房方式	78.8%
II	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	76.1%
	温水暖房、蓄熱暖房その他の全居室を連続的に暖房する方式	76.5%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	66.9%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	65.1%
III	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	76.9%
	温水暖房、蓄熱暖房その他の全居室を連続的に暖房する方式	77.0%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	66.9%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	65.1%
IV a	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	75.1%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	64.8%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	63.0%
IV b	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	74.4%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	63.3%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	61.6%
V	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	70.9%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	59.8%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	58.4%
VI	ダクト式全館空気調和設備その他の住宅全体を連続的に暖房する方式	70.2%
	ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房する方式	56.4%
	ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房する方式	55.2%

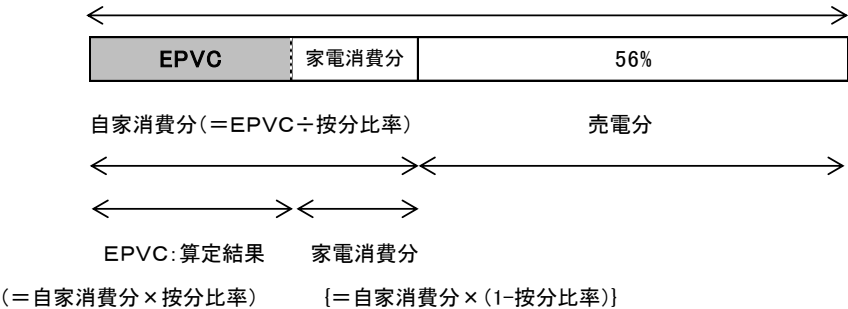
(解説)

算定プログラムでは、EPVCが表示されますが、総発電量とは図1の関係にあります。
従いまして、下式によりEPVCより「太陽光発電システムによる創エネルギー量(D)」を算定します。

「太陽光発電システムによる創エネルギー量(D)」

= EPVC ÷ 按分比率 ÷ 0.44

[図1] 「太陽光発電システムによる創エネルギー量(D)」



■空気集熱式太陽熱利用システム設置のエネルギー消費削減量(省エネ量D)の詳細

事業主基準の算定ツールでは、空気集熱式太陽熱利用システムの効果を評価することはできません。
本事業への応募にあたっては、採用するシステムにおける省エネ手法(太陽熱の利用用途:暖房のみまたは暖房・給湯利用、システム駆動専用の太陽光発電の採用、24時間換気との連動)に応じて、エネルギー消費削減量を評価することも可
とします。
具体的には次の手順に従って、提案するシステムに応じた集熱面積あたりの一次エネルギー削減量を早見表から求め、
システム駆動条件等に応じた一次エネルギー消費量を計算して、空気集熱式太陽熱利用システム設置によるエネルギー
削減量(省エネ量D)を求めます。

＜対象システム＞

本計算では、屋根空気集熱式太陽熱利用システムとして、次の(1)～(3)で構成されているものを対象とします。

【構成システム】

項目	内容
(1)集熱部	・ガラス等の透過体を持つ集熱部を基本とする。 ・暗色銅板による屋根葺き材を用いた透過体のない集熱部と組み合わせても良い。 ただし、透過体のない集熱部は透過体を持つ集熱部の空気の流れの上流側に設置しなければならない。
(2)搬送部	・暖房時は暖気を室内に搬送、中間期・夏期は室内を経由せずに排気するための風路切り替えダンパーおよびダクトを設置すること。
(3)蓄熱部	・太陽熱を暖房に利用するためには、基礎コンクリート等の熱容量を利用した蓄熱部を設けなければならない。 ・蓄熱部は放熱ロスを最小限に抑えるよう断熱を施すこと。

＜一次エネルギー消費量の計算方法＞

① 本計算では、次の4 つの省エネ手法について、エネルギー削減量を計算します。 まず、計算にあたり、採用する手法を整理します。

- ・手法1 : 太陽熱を暖房のみに利用 (暖房エネルギー消費量の削減)
- ・手法2 : 太陽熱を暖房と給湯に利用 (暖房・給湯エネルギー消費量の削減)
- ・手法3 : システム駆動専用の太陽光発電の採用 (システム駆動エネルギー消費量の削減)
- ・手法4 : 24 時間換気との連動 (換気エネルギー消費量の削減)

② 提案するシステムの集熱部面積を下式から算出します。

A: 集熱部面積
= AG:透過体を持つ集熱器の有効集熱面積+ AS:透過体のない集熱部の有効集熱面積÷2

③ 提案するシステムで採用する省エネ手法に応じて、断熱地域区分別の早見表(別表2-1-a～2-1-f) から、集熱部の方位・傾斜角に対応した値を求めます。

- EHr: 集熱部単位面積あたりの暖房エネルギー削減量 ※1
EHsystem: 空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量 ※2
EHWr: 集熱部単位面積あたりの給湯エネルギー削減量 ※3
EHWsystem: 給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量 ※2
RV: 換気エネルギー消費量の削減率 ※4

- ※1手法1、手法2を採用する場合 → 暖房エネルギー削減量は、暖房方式に応じて
「全館連続暖房(別表2-1-a)」
「部分間欠暖房(別表2-1-b)」のいずれかから選択してください。
- ※2手法2を採用しない場合 → (EHWr)は0としてください。
- ※3手法3を導入する場合 → (EH-system) 及び (EHW-system)は0としてください。
- ※4手法4を導入する場合 → (RV)を早見表から求めてください。

■【別表2－1－a】集熱部の単位面積あたりの暖房設備一次エネルギーの消費削減量[GJ/年・㎡]
(全館連続暖房の場合)

※H25年基準を採用の場合は下記の数値に1000を乗じて、[MJ/年・㎡]単位に換算してください。

25年基準 地域区分	事業主基準 地域区分	傾斜角		方位角							
				3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
			16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°	
1	I 地域	I a 地域	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.152	0.166	0.176	0.184	0.189	0.192	0.194	0.194
			真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.229	0.250	0.265	0.276	0.284	0.289	0.292	0.292
			真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.283	0.308	0.327	0.341	0.350	0.356	0.360	0.361
			真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.313	0.341	0.362	0.377	0.388	0.394	0.398	0.399
			真南から東西へ10° 未満	0.320	0.348	0.370	0.385	0.396	0.403	0.406	0.408
			真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.303	0.330	0.350	0.365	0.375	0.382	0.385	0.386
			真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.263	0.286	0.304	0.317	0.326	0.331	0.334	0.335
			真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.199	0.217	0.230	0.240	0.247	0.251	0.253	0.254
2	I b 地域	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.112	0.122	0.130	0.135	0.139	0.142	0.143	0.143	
		真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.160	0.174	0.185	0.193	0.198	0.202	0.203	0.204	
		真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.222	0.242	0.257	0.268	0.275	0.280	0.282	0.283	
		真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.265	0.289	0.306	0.319	0.328	0.334	0.337	0.338	
		真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.289	0.314	0.334	0.348	0.358	0.364	0.367	0.368	
		真南から東西へ10° 未満	0.293	0.319	0.339	0.353	0.363	0.369	0.373	0.374	
		真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.278	0.303	0.321	0.335	0.344	0.350	0.353	0.355	
		真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.244	0.265	0.282	0.294	0.302	0.307	0.310	0.311	
3	II 地域	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.190	0.207	0.220	0.229	0.236	0.240	0.242	0.243	
		真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.117	0.128	0.136	0.141	0.145	0.148	0.149	0.150	
		真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.140	0.152	0.162	0.169	0.173	0.176	0.178	0.178	
		真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.173	0.188	0.200	0.208	0.214	0.218	0.220	0.220	
		真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.195	0.212	0.225	0.235	0.241	0.245	0.248	0.249	
		真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.206	0.225	0.238	0.249	0.255	0.260	0.262	0.263	
		真南から東西へ10° 未満	0.207	0.225	0.239	0.249	0.256	0.261	0.263	0.264	
		真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.197	0.214	0.228	0.237	0.244	0.248	0.250	0.251	
4	III 地域	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.176	0.192	0.204	0.212	0.218	0.222	0.224	0.225	
		真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.145	0.158	0.167	0.174	0.179	0.182	0.184	0.185	
		真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.102	0.112	0.118	0.123	0.127	0.129	0.130	0.131	
		真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.124	0.136	0.144	0.150	0.154	0.157	0.158	0.159	
		真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.144	0.156	0.166	0.173	0.178	0.181	0.183	0.183	
		真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.156	0.170	0.180	0.188	0.193	0.196	0.198	0.199	
		真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.161	0.175	0.186	0.194	0.200	0.203	0.205	0.206	
		真南から東西へ10° 未満	0.159	0.174	0.184	0.192	0.197	0.201	0.203	0.203	
5	IV 地域	IV a 地域	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.151	0.164	0.174	0.181	0.186	0.190	0.191	0.192
			真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.135	0.147	0.156	0.162	0.167	0.170	0.171	0.172
			真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.112	0.122	0.129	0.135	0.138	0.141	0.142	0.143
			真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.082	0.089	0.095	0.099	0.101	0.103	0.104	0.104
			真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.174	0.189	0.201	0.210	0.215	0.219	0.221	0.222
			真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.191	0.208	0.221	0.230	0.236	0.240	0.243	0.243
			真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.201	0.219	0.232	0.242	0.249	0.253	0.256	0.256
			真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.204	0.223	0.236	0.246	0.253	0.257	0.260	0.261
6	IV b 地域	真南から東西へ10° 未満	0.201	0.219	0.232	0.242	0.249	0.253	0.256	0.256	
		真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.191	0.208	0.221	0.230	0.237	0.241	0.243	0.244	
		真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.174	0.190	0.201	0.210	0.216	0.219	0.221	0.222	
		真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.151	0.164	0.174	0.182	0.187	0.190	0.192	0.192	
		真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.120	0.131	0.139	0.145	0.149	0.152	0.153	0.154	
		真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.107	0.116	0.123	0.128	0.132	0.134	0.135	0.136	
		真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.141	0.153	0.162	0.169	0.174	0.177	0.179	0.179	
		真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.148	0.161	0.171	0.179	0.184	0.187	0.189	0.189	
7	V 地域	IV b 地域	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.143	0.156	0.165	0.172	0.177	0.180	0.182	0.183
			真南から東西へ10° 未満	0.134	0.146	0.155	0.161	0.166	0.169	0.170	0.171
			真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.125	0.137	0.145	0.151	0.155	0.158	0.159	0.160
			真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.118	0.128	0.136	0.142	0.146	0.148	0.150	0.150
			真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.108	0.117	0.124	0.130	0.133	0.136	0.137	0.137
			真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.086	0.094	0.100	0.104	0.107	0.109	0.110	0.110
			真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.119	0.130	0.138	0.144	0.148	0.150	0.151	0.152
			真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.142	0.155	0.164	0.171	0.176	0.179	0.181	0.181
8	V 地域	V 地域	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.142	0.154	0.164	0.171	0.175	0.178	0.180	0.181
			真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.132	0.144	0.153	0.159	0.164	0.167	0.168	0.169
			真南から東西へ10° 未満	0.124	0.134	0.143	0.149	0.153	0.156	0.157	0.158
			真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.119	0.130	0.138	0.144	0.148	0.150	0.152	0.152
			真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.118	0.129	0.137	0.143	0.147	0.149	0.150	0.151
			真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.114	0.124	0.131	0.137	0.141	0.143	0.145	0.145
			真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.093	0.101	0.108	0.112	0.115	0.117	0.118	0.119
			真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.119	0.130	0.138	0.144	0.148	0.150	0.151	0.152
9	V 地域	V 地域	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.142	0.155	0.164	0.171	0.176	0.179	0.181	0.181
			真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.142	0.154	0.164	0.171	0.175	0.178	0.180	0.181
			真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.132	0.144	0.153	0.159	0.164	0.167	0.168	0.169
			真南から東西へ10° 未満	0.124	0.134	0.143	0.149	0.153	0.156	0.157	0.158
			真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.119	0.130	0.138	0.144	0.148	0.150	0.152	0.152
			真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.118	0.129	0.137	0.143	0.147	0.149	0.150	0.151
			真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.114	0.124	0.131	0.137	0.141	0.143	0.145	0.145
			真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.093	0.101	0.108	0.112	0.115	0.117	0.118	0.119

【別表2-1-b】集熱部の単位面積あたりの暖房設備一次エネルギーの消費削減量 [GJ/年・㎡]
(部分間欠暖房の場合)

※H25年基準を採用の場合は下記の数値に1000を乗じて、[MJ/年・㎡] 単位に換算してください。

25年基準 地域区分	事業主基準 地域区分	傾斜角		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		方位角		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
1	—	真南から西へ70° 以上、90° 未満		0.107	0.116	0.123	0.129	0.132	0.134	0.136	0.136
		真南から西へ50° 以上、70° 未満		0.161	0.175	0.186	0.193	0.199	0.202	0.204	0.205
		真南から西へ30° 以上、50° 未満		0.198	0.216	0.229	0.239	0.245	0.250	0.252	0.253
		真南から西へ10° 以上、30° 未満		0.219	0.239	0.253	0.264	0.271	0.276	0.279	0.28
		真南から東西へ10° 未満		0.224	0.244	0.259	0.270	0.277	0.282	0.285	0.286
		真南から東へ10° 以上、30° 未満		0.212	0.231	0.245	0.256	0.263	0.267	0.270	0.271
		真南から東へ30° 以上、50° 未満		0.184	0.200	0.213	0.222	0.228	0.232	0.234	0.235
		真南から東へ50° 以上、70° 未満		0.140	0.152	0.161	0.168	0.173	0.176	0.177	0.178
2	—	真南から東へ70° 以上、90° 未満		0.079	0.086	0.091	0.095	0.097	0.099	0.100	0.100
		真南から西へ70° 以上、90° 未満		0.100	0.109	0.116	0.121	0.124	0.126	0.127	0.128
		真南から西へ50° 以上、70° 未満		0.139	0.152	0.161	0.168	0.172	0.175	0.177	0.178
		真南から西へ30° 以上、50° 未満		0.166	0.181	0.192	0.200	0.206	0.209	0.211	0.212
		真南から西へ10° 以上、30° 未満		0.181	0.197	0.209	0.218	0.224	0.228	0.230	0.231
		真南から東西へ10° 未満		0.184	0.200	0.212	0.221	0.227	0.231	0.233	0.234
		真南から東へ10° 以上、30° 未満		0.174	0.190	0.201	0.210	0.216	0.219	0.221	0.222
		真南から東へ30° 以上、50° 未満		0.153	0.166	0.177	0.184	0.189	0.192	0.194	0.195
3	Ⅱ 地域	真南から東へ50° 以上、70° 未満		0.119	0.130	0.138	0.144	0.148	0.150	0.151	0.152
		真南から東へ70° 以上、90° 未満		0.073	0.080	0.085	0.088	0.091	0.093	0.093	0.094
		真南から西へ70° 以上、90° 未満		0.099	0.107	0.114	0.119	0.122	0.124	0.125	0.126
		真南から西へ50° 以上、70° 未満		0.122	0.133	0.141	0.147	0.151	0.154	0.155	0.155
		真南から西へ30° 以上、50° 未満		0.138	0.150	0.159	0.166	0.170	0.173	0.175	0.175
		真南から西へ10° 以上、30° 未満		0.146	0.158	0.168	0.175	0.180	0.183	0.185	0.186
		真南から東西へ10° 未満		0.146	0.159	0.169	0.176	0.181	0.184	0.186	0.186
		真南から東へ10° 以上、30° 未満		0.139	0.151	0.161	0.167	0.172	0.175	0.177	0.177
4	Ⅲ 地域	真南から東へ30° 以上、50° 未満		0.124	0.135	0.144	0.150	0.154	0.157	0.158	0.159
		真南から東へ50° 以上、70° 未満		0.102	0.111	0.118	0.123	0.126	0.129	0.130	0.130
		真南から東へ70° 以上、90° 未満		0.072	0.079	0.084	0.087	0.090	0.091	0.092	0.092
		真南から西へ70° 以上、90° 未満		0.094	0.102	0.108	0.113	0.116	0.118	0.119	0.120
		真南から西へ50° 以上、70° 未満		0.108	0.118	0.125	0.130	0.134	0.136	0.138	0.138
		真南から西へ30° 以上、50° 未満		0.117	0.128	0.136	0.141	0.145	0.148	0.149	0.150
		真南から西へ10° 以上、30° 未満		0.121	0.132	0.140	0.146	0.150	0.153	0.154	0.155
		真南から東西へ10° 未満		0.120	0.131	0.139	0.145	0.149	0.151	0.153	0.153
5	Ⅳ 地域	Ⅳa 地域	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.113	0.123	0.131	0.137	0.140	0.143	0.144	0.145
			真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.101	0.110	0.117	0.122	0.126	0.128	0.129	0.129
			真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.084	0.092	0.097	0.101	0.104	0.106	0.107	0.107
			真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.062	0.067	0.071	0.074	0.076	0.078	0.078	0.079
			真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.112	0.122	0.129	0.135	0.139	0.141	0.142	0.143
			真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.123	0.134	0.142	0.148	0.152	0.155	0.156	0.157
			真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.129	0.141	0.150	0.156	0.160	0.163	0.164	0.165
			真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.132	0.143	0.152	0.159	0.163	0.166	0.167	0.168
6	Ⅳ 地域	Ⅳb 地域	真南から東西へ10° 未満	0.129	0.141	0.150	0.156	0.160	0.163	0.165	0.165
			真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.123	0.134	0.142	0.148	0.152	0.155	0.156	0.157
			真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.112	0.122	0.130	0.135	0.139	0.141	0.143	0.143
			真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.097	0.106	0.112	0.117	0.120	0.122	0.123	0.124
			真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.077	0.084	0.090	0.093	0.096	0.098	0.098	0.099
			真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.072	0.078	0.083	0.087	0.089	0.091	0.091	0.092
			真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.095	0.103	0.110	0.114	0.117	0.119	0.121	0.121
			真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.100	0.109	0.116	0.121	0.124	0.126	0.127	0.128
7	Ⅴ 地域		真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.097	0.105	0.112	0.116	0.120	0.122	0.123	0.123
			真南から東西へ10° 未満	0.090	0.098	0.104	0.109	0.112	0.114	0.115	0.115
			真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.085	0.092	0.098	0.102	0.105	0.107	0.108	0.108
			真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.080	0.087	0.092	0.096	0.098	0.100	0.101	0.101
			真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.073	0.079	0.084	0.087	0.090	0.091	0.092	0.093
			真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.058	0.063	0.067	0.070	0.072	0.073	0.074	0.074
			真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.074	0.081	0.086	0.089	0.092	0.093	0.094	0.094
			真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.088	0.096	0.102	0.106	0.109	0.111	0.112	0.113
			真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.088	0.096	0.102	0.106	0.109	0.111	0.112	0.112
			真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.082	0.090	0.095	0.099	0.102	0.104	0.105	0.105
			真南から東西へ10° 未満	0.077	0.084	0.089	0.093	0.095	0.097	0.098	0.098
			真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.074	0.081	0.086	0.089	0.092	0.093	0.094	0.095
			真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.074	0.080	0.085	0.089	0.091	0.093	0.094	0.094
			真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.071	0.077	0.082	0.085	0.088	0.089	0.090	0.090
			真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.058	0.063	0.067	0.070	0.072	0.073	0.074	0.074

※事業主基準のⅠa地域、Ⅰb地域は対象ではありません。

【別表2-1-c】 空気搬送に要するシステムの一次エネルギーの消費量 [GJ/年]

※空気搬送動力用に本システム専用の太陽光発電設備を採用する場合、当該エネルギーは「O」とします。

※H25年基準を採用の場合は下記の数値に1000を乗じて、[MJ/年・㎡] 単位に換算してください。

25年基準 地域区分	事業主基準 地域区分	傾斜角		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		方位角		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
1	I 地域	I a 地域	真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.150	1.150	1.148	1.144	1.139	1.133	1.126	1.120
			真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.228	1.227	1.225	1.221	1.215	1.209	1.202	1.195
			真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.284	1.284	1.282	1.277	1.272	1.265	1.258	1.250
			真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.320	1.320	1.317	1.313	1.307	1.300	1.293	1.285
			真南から東西へ10° 未満	1.335	1.335	1.332	1.328	1.322	1.315	1.307	1.300
			真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.329	1.329	1.326	1.322	1.316	1.309	1.302	1.294
			真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.302	1.302	1.299	1.295	1.289	1.283	1.275	1.268
			真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.254	1.254	1.252	1.248	1.242	1.236	1.228	1.221
2	I 地域	I b 地域	真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.186	1.186	1.183	1.179	1.174	1.168	1.161	1.154
			真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.184	1.184	1.182	1.178	1.173	1.167	1.160	1.153
			真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.241	1.241	1.239	1.234	1.229	1.222	1.215	1.208
			真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.281	1.281	1.279	1.274	1.269	1.262	1.255	1.247
			真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.305	1.305	1.302	1.298	1.292	1.285	1.278	1.271
			真南から東西へ10° 未満	1.312	1.312	1.310	1.305	1.299	1.293	1.285	1.278
			真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.303	1.303	1.301	1.296	1.290	1.284	1.276	1.269
			真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.278	1.278	1.275	1.271	1.265	1.258	1.251	1.244
3	II 地域		真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.236	1.236	1.233	1.229	1.223	1.217	1.210	1.203
			真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.177	1.177	1.175	1.171	1.166	1.160	1.153	1.146
			真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.248	1.248	1.246	1.242	1.236	1.230	1.223	1.215
			真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.305	1.305	1.302	1.298	1.292	1.285	1.278	1.270
			真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.345	1.345	1.343	1.338	1.332	1.325	1.318	1.310
			真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.370	1.370	1.368	1.363	1.357	1.350	1.342	1.334
			真南から東西へ10° 未満	1.380	1.380	1.377	1.372	1.366	1.359	1.351	1.343
			真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.374	1.373	1.371	1.366	1.360	1.353	1.345	1.337
4	III 地域		真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.352	1.351	1.349	1.344	1.338	1.331	1.324	1.316
			真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.314	1.314	1.311	1.307	1.301	1.294	1.287	1.279
			真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.261	1.261	1.258	1.254	1.248	1.242	1.235	1.227
			真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.511	1.510	1.507	1.502	1.496	1.488	1.479	1.471
			真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.543	1.542	1.539	1.534	1.527	1.519	1.511	1.502
			真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.586	1.586	1.583	1.577	1.570	1.562	1.553	1.544
			真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.620	1.620	1.617	1.611	1.604	1.596	1.587	1.577
			真南から東西へ10° 未満	1.633	1.633	1.630	1.624	1.617	1.609	1.600	1.590
5	IV 地域	IV a 地域	真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.621	1.621	1.618	1.612	1.605	1.597	1.588	1.578
			真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.588	1.588	1.585	1.579	1.572	1.564	1.555	1.546
			真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.545	1.545	1.542	1.537	1.530	1.522	1.513	1.504
			真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.513	1.513	1.510	1.505	1.498	1.491	1.482	1.473
			真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.509	1.509	1.506	1.501	1.494	1.486	1.478	1.469
			真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.568	1.567	1.564	1.559	1.552	1.544	1.535	1.526
			真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.611	1.611	1.608	1.602	1.595	1.587	1.578	1.568
			真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.639	1.639	1.635	1.630	1.623	1.614	1.605	1.596
6	IV 地域	IV b 地域	真南から東西へ10° 未満	1.652	1.651	1.648	1.643	1.635	1.627	1.617	1.608
			真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.649	1.649	1.646	1.640	1.633	1.624	1.615	1.605
			真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.631	1.631	1.628	1.622	1.615	1.607	1.597	1.588
			真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.598	1.598	1.595	1.589	1.582	1.574	1.565	1.556
			真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.549	1.549	1.546	1.541	1.534	1.526	1.517	1.508
			真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.078	1.078	1.076	1.072	1.067	1.062	1.056	1.049
			真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.112	1.111	1.109	1.106	1.101	1.095	1.089	1.082
			真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.136	1.136	1.134	1.130	1.125	1.119	1.113	1.106
7	V 地域		真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.152	1.152	1.150	1.146	1.141	1.135	1.128	1.122
			真南から東西へ10° 未満	1.159	1.159	1.156	1.152	1.147	1.141	1.135	1.128
			真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.156	1.156	1.154	1.150	1.145	1.139	1.132	1.126
			真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.145	1.145	1.143	1.139	1.134	1.128	1.121	1.115
			真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.125	1.124	1.122	1.118	1.113	1.108	1.101	1.095
			真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.095	1.095	1.093	1.089	1.084	1.079	1.073	1.066
			真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.084	1.084	1.082	1.078	1.073	1.068	1.061	1.055
			真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.104	1.104	1.102	1.098	1.093	1.087	1.081	1.075

■【別表2-1-d】集熱部の単位面積あたりの給湯設備一次エネルギーの消費削減量[GJ/年・㎡]

※H25年基準を採用の場合は下記の数値に1000を乗じて、[MJ/年・㎡]単位に換算してください。

25年基準 地域区分	事業主基準 地域区分	方位角	傾斜角	3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
			16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°	
1	I 地域	I a 地域	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.183	0.187	0.189	0.190	0.190	0.190	0.189	0.187
			真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.204	0.208	0.210	0.212	0.212	0.211	0.210	0.209
			真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.219	0.223	0.226	0.227	0.227	0.227	0.226	0.224
			真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.228	0.232	0.235	0.236	0.236	0.236	0.235	0.233
		I b 地域	真南から東西へ10° 未満	0.230	0.235	0.238	0.239	0.239	0.239	0.238	0.236
			真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.227	0.232	0.234	0.236	0.236	0.235	0.234	0.233
			真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.218	0.222	0.225	0.226	0.226	0.226	0.225	0.223
			真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.202	0.206	0.209	0.210	0.210	0.210	0.209	0.207
2	II 地域	I b 地域	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.181	0.184	0.187	0.188	0.188	0.187	0.187	0.185
			真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.191	0.194	0.196	0.198	0.198	0.197	0.196	0.195
			真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.209	0.213	0.215	0.217	0.217	0.217	0.215	0.214
			真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.222	0.226	0.229	0.230	0.230	0.230	0.229	0.227
		I b 地域	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.229	0.233	0.236	0.237	0.238	0.237	0.236	0.234
			真南から東西へ10° 未満	0.230	0.235	0.238	0.239	0.239	0.239	0.238	0.236
			真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.226	0.231	0.233	0.235	0.235	0.234	0.233	0.232
			真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.216	0.221	0.223	0.224	0.225	0.224	0.223	0.222
3	II 地域	I b 地域	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.201	0.205	0.207	0.208	0.209	0.208	0.207	0.206
			真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.180	0.183	0.185	0.186	0.187	0.186	0.185	0.184
			真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.197	0.200	0.203	0.204	0.204	0.204	0.203	0.201
			真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.221	0.226	0.228	0.230	0.230	0.229	0.228	0.227
		I b 地域	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.239	0.244	0.247	0.248	0.248	0.248	0.247	0.245
			真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.250	0.254	0.257	0.259	0.259	0.259	0.257	0.256
			真南から東西へ10° 未満	0.253	0.258	0.261	0.262	0.263	0.262	0.261	0.259
			真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.249	0.254	0.257	0.258	0.259	0.258	0.257	0.255
4	III 地域	I b 地域	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.238	0.243	0.245	0.247	0.247	0.247	0.245	0.244
			真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.220	0.224	0.227	0.228	0.228	0.228	0.226	0.225
			真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.194	0.198	0.200	0.201	0.202	0.201	0.200	0.199
			真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.254	0.259	0.262	0.264	0.264	0.264	0.262	0.261
		I b 地域	真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.286	0.291	0.295	0.296	0.297	0.296	0.294	0.292
			真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.308	0.314	0.318	0.319	0.320	0.319	0.317	0.315
			真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.321	0.328	0.331	0.333	0.334	0.333	0.331	0.329
			真南から東西へ10° 未満	0.326	0.332	0.336	0.338	0.338	0.338	0.336	0.334
5	IV 地域	IV a 地域	真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.321	0.328	0.331	0.333	0.334	0.333	0.331	0.329
			真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.308	0.314	0.318	0.319	0.320	0.319	0.318	0.315
			真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.286	0.291	0.295	0.296	0.297	0.296	0.295	0.293
			真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.255	0.259	0.262	0.264	0.264	0.264	0.262	0.261
		IV b 地域	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.217	0.221	0.224	0.225	0.225	0.225	0.224	0.222
			真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.258	0.263	0.266	0.268	0.268	0.268	0.266	0.265
			真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.289	0.294	0.298	0.299	0.300	0.299	0.298	0.295
			真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.308	0.314	0.317	0.319	0.319	0.319	0.317	0.315
6	IV 地域	IV a 地域	真南から東西へ10° 未満	0.316	0.322	0.325	0.327	0.328	0.327	0.325	0.323
			真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.312	0.318	0.322	0.324	0.324	0.323	0.322	0.320
			真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.298	0.303	0.307	0.309	0.309	0.308	0.307	0.305
			真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.272	0.277	0.281	0.282	0.283	0.282	0.281	0.279
		IV b 地域	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.235	0.240	0.243	0.244	0.244	0.244	0.243	0.241
			真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.247	0.252	0.255	0.256	0.256	0.256	0.254	0.253
			真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.277	0.282	0.286	0.287	0.288	0.287	0.285	0.284
			真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.299	0.305	0.308	0.310	0.310	0.310	0.308	0.306
7	V 地域	IV b 地域	真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.312	0.318	0.322	0.324	0.324	0.324	0.322	0.320
			真南から東西へ10° 未満	0.318	0.324	0.328	0.330	0.330	0.329	0.328	0.325
			真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.315	0.321	0.325	0.327	0.327	0.326	0.325	0.322
			真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.304	0.310	0.313	0.315	0.316	0.315	0.313	0.311
		V 地域	真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.285	0.290	0.293	0.295	0.295	0.295	0.293	0.291
			真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.257	0.262	0.265	0.267	0.267	0.266	0.265	0.263
			真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.303	0.309	0.313	0.314	0.315	0.314	0.312	0.310
			真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.328	0.335	0.339	0.340	0.341	0.340	0.338	0.336
8	V 地域	V 地域	真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.346	0.353	0.357	0.359	0.359	0.359	0.357	0.354
			真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.356	0.363	0.368	0.370	0.370	0.369	0.367	0.365
			真南から東西へ10° 未満	0.359	0.366	0.371	0.373	0.373	0.372	0.370	0.368
			真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.355	0.362	0.366	0.368	0.368	0.368	0.366	0.363
		V 地域	真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.343	0.349	0.354	0.356	0.356	0.355	0.353	0.351
			真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.323	0.330	0.334	0.335	0.336	0.335	0.333	0.331
			真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.297	0.302	0.306	0.308	0.308	0.307	0.306	0.304
			真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.303	0.309	0.313	0.314	0.315	0.314	0.312	0.310

■【別表2-1-e】給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量[GJ/年]

※給湯用採熱の搬送動力用に本システム専用の太陽光発電設備を採用する場合、当該エネルギーは「0」とします。

※H25年基準を採用の場合は下記の数値に1000を乗じて、[MJ/年・㎡]単位に換算してください。

25年基準 地域区分	事業主基準 地域区分	傾斜角		3寸勾配	4寸勾配	5寸勾配	6寸勾配	7寸勾配	8寸勾配	9寸勾配	10寸勾配
		方位角		16.70°	21.80°	26.57°	30.96°	34.99°	38.66°	41.99°	45.00°
1	I 地域	I a 地域	真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.795	0.796	0.796	0.794	0.792	0.789	0.786	0.782
			真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.815	0.817	0.817	0.815	0.813	0.810	0.806	0.803
			真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.849	0.850	0.850	0.848	0.846	0.843	0.839	0.835
			真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.879	0.880	0.880	0.878	0.876	0.873	0.869	0.865
			真南から東西へ10° 未満	0.895	0.896	0.896	0.894	0.892	0.889	0.885	0.881
			真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.892	0.894	0.894	0.892	0.889	0.886	0.882	0.878
			真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.873	0.874	0.874	0.873	0.870	0.867	0.863	0.859
			真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.844	0.845	0.845	0.843	0.841	0.838	0.834	0.830
2	I 地域	I b 地域	真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.818	0.819	0.819	0.817	0.815	0.812	0.809	0.805
			真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.830	0.831	0.831	0.830	0.827	0.824	0.821	0.817
			真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.852	0.853	0.853	0.851	0.849	0.846	0.842	0.838
			真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.887	0.888	0.888	0.886	0.884	0.880	0.877	0.873
			真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.918	0.919	0.919	0.917	0.915	0.911	0.907	0.903
			真南から東西へ10° 未満	0.935	0.936	0.936	0.934	0.931	0.928	0.924	0.920
			真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.932	0.934	0.933	0.932	0.929	0.926	0.922	0.917
			真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.912	0.913	0.913	0.911	0.909	0.905	0.902	0.897
3	II 地域		真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.881	0.883	0.882	0.881	0.878	0.875	0.871	0.867
			真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.854	0.855	0.855	0.854	0.851	0.848	0.844	0.841
			真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.832	0.833	0.833	0.832	0.829	0.826	0.823	0.819
			真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.859	0.860	0.860	0.859	0.856	0.853	0.849	0.845
			真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.897	0.898	0.898	0.897	0.894	0.891	0.887	0.883
			真南から西へ10° 以上、30° 未満	0.930	0.932	0.931	0.930	0.927	0.924	0.920	0.915
			真南から東西へ10° 未満	0.948	0.950	0.949	0.948	0.945	0.942	0.938	0.933
			真南から東へ10° 以上、30° 未満	0.947	0.949	0.949	0.947	0.944	0.941	0.937	0.932
4	III 地域		真南から東へ30° 以上、50° 未満	0.930	0.931	0.931	0.929	0.927	0.923	0.919	0.915
			真南から東へ50° 以上、70° 未満	0.904	0.905	0.905	0.903	0.901	0.897	0.894	0.889
			真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.883	0.885	0.884	0.883	0.880	0.877	0.873	0.869
			真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.916	0.917	0.917	0.916	0.913	0.910	0.906	0.902
			真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.951	0.952	0.952	0.950	0.947	0.944	0.940	0.936
			真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.994	0.996	0.996	0.994	0.991	0.987	0.983	0.979
			真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.032	1.034	1.033	1.031	1.028	1.025	1.020	1.016
			真南から東西へ10° 未満	1.053	1.055	1.054	1.053	1.050	1.046	1.041	1.036
5	IV 地域	IV a 地域	真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.053	1.055	1.055	1.053	1.050	1.046	1.041	1.037
			真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.034	1.035	1.035	1.033	1.030	1.026	1.022	1.017
			真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.000	1.002	1.002	1.000	0.997	0.993	0.989	0.985
			真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.966	0.968	0.967	0.966	0.963	0.959	0.955	0.951
			真南から西へ70° 以上、90° 未満	0.885	0.886	0.886	0.884	0.882	0.878	0.875	0.871
			真南から西へ50° 以上、70° 未満	0.939	0.941	0.941	0.939	0.936	0.933	0.929	0.925
			真南から西へ30° 以上、50° 未満	0.994	0.996	0.995	0.994	0.991	0.987	0.983	0.978
			真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.037	1.039	1.038	1.037	1.034	1.030	1.025	1.021
6	IV 地域	IV b 地域	真南から東西へ10° 未満	1.062	1.063	1.063	1.061	1.058	1.054	1.050	1.045
			真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.065	1.067	1.066	1.064	1.061	1.057	1.053	1.048
			真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.048	1.050	1.050	1.048	1.045	1.041	1.037	1.032
			真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.018	1.020	1.019	1.018	1.015	1.011	1.007	1.002
			真南から東へ70° 以上、90° 未満	0.984	0.985	0.985	0.983	0.980	0.977	0.973	0.968
			真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.068	1.069	1.069	1.067	1.064	1.060	1.056	1.051
			真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.108	1.110	1.109	1.108	1.104	1.100	1.096	1.091
			真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.159	1.161	1.161	1.159	1.155	1.151	1.146	1.141
7	V 地域		真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.203	1.205	1.205	1.203	1.199	1.195	1.190	1.184
			真南から東西へ10° 未満	1.228	1.230	1.229	1.227	1.224	1.219	1.214	1.208
			真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.229	1.231	1.230	1.228	1.225	1.220	1.215	1.209
			真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.208	1.210	1.210	1.207	1.204	1.199	1.194	1.189
			真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.174	1.176	1.176	1.174	1.171	1.166	1.161	1.156
			真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.144	1.146	1.146	1.144	1.140	1.136	1.131	1.126
			真南から西へ70° 以上、90° 未満	1.093	1.094	1.094	1.092	1.089	1.085	1.080	1.075
			真南から西へ50° 以上、70° 未満	1.134	1.136	1.136	1.134	1.130	1.126	1.121	1.116
			真南から西へ30° 以上、50° 未満	1.187	1.188	1.188	1.186	1.183	1.178	1.173	1.168
			真南から西へ10° 以上、30° 未満	1.231	1.233	1.233	1.231	1.227	1.223	1.218	1.212
			真南から東西へ10° 未満	1.257	1.259	1.258	1.256	1.253	1.248	1.243	1.237
			真南から東へ10° 以上、30° 未満	1.258	1.260	1.259	1.257	1.253	1.249	1.244	1.238
			真南から東へ30° 以上、50° 未満	1.236	1.238	1.238	1.236	1.232	1.228	1.223	1.217
			真南から東へ50° 以上、70° 未満	1.202	1.204	1.204	1.202	1.198	1.194	1.189	1.183
			真南から東へ70° 以上、90° 未満	1.171	1.173	1.173	1.171	1.167	1.163	1.158	1.153

■【別表2－1－f】換気エネルギーの削減効果

※空気集熱の稼働・停止に連動して24時間換気が
停止・稼働する工夫を行う場合、換気設備一次エネルギー消費削減率は以下とします。

	地域						
	I a	I b	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳa	Ⅳb	V
換気エネルギー削減率	0.24	0.24	0.26	0.30	0.31	0.33	0.33

9. エネルギー計算算定要領

- ・エネルギー計算算定要領
- ・Q値算出計算書（定型様式8）

■ エネルギー計算算定要領（H25年基準）

提出書類

【実施計画書（6／6）入力例】

H25年基準 申請者用

〇〇 〇〇邸〇〇〇〇
定型様式1(6／6)

12. 申請住宅の一次エネルギー消費削減量／削減率の算出

※基準一次エネルギー消費量及び一次エネルギー消費削減量の算定方法については、公募要領P35を参照してください。
※表に記入すると計算は全て自動で行います。網掛け部分は、計算結果により自動で表示します。

計算結果記入表	算定プログラム	VER.	1.11
---------	---------	------	------

■基準一次エネルギー消費量

項目		記号	計算結果	単位	計算方法等
基準一次エネルギー消費量	暖房設備	EH	15399	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	冷房設備	EC	4331	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	換気設備	EV	4542	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	照明設備	EL	10763	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	給湯設備	EHW	25091	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
基準一次エネルギー消費量 合計 (B)		Ess	60126	MJ/戸・年	EH + EC + EV + EL + EHW

■設計一次エネルギー消費量(太陽光発電による創エネルギーを除いたもの)

- 補正前の設計一次エネルギー消費量の算出

項目		記号	計算結果	単位	計算方法等
設計一次エネルギー消費量	暖房設備	EH1	10962	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	冷房設備	EC1	4111	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	換気設備	EV1	8348	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	照明設備	EL1	6634	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	給湯設備	EHW1	17220	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
その他省エネルギーシステムを導入する場合	暖房設備一次エネルギー消費削減率	—		%	相談結果票の削減率
	冷房設備一次エネルギー消費削減率	—		%	相談結果票の削減率
	給湯設備一次エネルギー消費削減率	—		%	相談結果票の削減率
コージェネレーションシステムによる総発電量		Ecgs		MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
設計一次エネルギー消費量 合計 (補正前)		Ettotal	47275	MJ/戸・年	EH1 + EC1 + EV1 + EL1 + EHW1 - Ecgs

- 高効率個別エアコンのCOP考慮に伴う暖冷房一次エネルギー消費量の補正

項目		記号	計算結果	単位	計算方法等
主たる居室に導入するエアコンの出力クラス		AP	4.0	kW	機器情報より算出
導入するエアコンのエネルギー効率冷房COP		PC	4.57		機器情報より算出
効率(ι)の条件値となる冷房COP		PC1	4.13		別表A.2
補正係数		RC	0.9		PC1 ÷ PC
設計一次エネルギー消費量 暖房設備(補正後)		EH1'	9865.8	MJ/戸・年	EH1 × RC
設計一次エネルギー消費量 冷房設備(補正後)		EC1'	3699.9	MJ/戸・年	EC1 × RC

- 空気集熱式太陽熱利用システムの設置による補正

※1 (EHr×A-EHsystem)+(EHWr×A-EHWsystem)+(EV1×RV)

項目		記号	計算結果	単位	計算方法等
透過体を持つ集熱部の有効集熱面積		Ag		m ²	建築図面より算出
透過体のない集熱部の有効集熱面積		As		m ²	建築図面より算出
集熱部面積		A		m ²	Ag+(As÷2)
集熱部単位面積あたりの暖房設備一次エネルギー消費削減量		EHr		MJ/年m ²	別表2-1-aまたはb
空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量		EHsystem		MJ/戸・年	別表2-1-c
集熱部単位面積あたりの給湯設備一次エネルギー消費削減量		EHWr		MJ/年m ²	別表2-1-d
給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量		EHWsystem		MJ/戸・年	別表2-1-e
換気設備一次エネルギー消費削減率		RV		-	別表2-1-f
空気集熱式太陽熱利用システムによる一次エネルギー消費削減量		SD		MJ/戸・年	※1

設計一次エネルギー消費量 合計 (補正後)	Ettotal'	45767.7	MJ/戸・年	EH1' + EC1' + EV1 + EL1 + EHW1 - Ecgs - SD
設計一次エネルギー消費削減量 (補正後) (C)	Ssubtotal	14358.3	MJ/戸・年	Ess - Ettotal'

■太陽光発電による創エネルギー量(D)を算出

項目		記号	計算結果	単位	計算方法等
太陽光発電等による発電量 (参考値) 総発電量		EPVC	49813	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
太陽光発電による総発電量 (D)		EPVC'	49813	MJ/戸・年	EPVC-Ecgs

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算出

項目		記号	計算結果	単位	計算方法等
太陽光を除く一次エネルギー消費削減量 (C)		Ssubtotal	14358.3	MJ/戸・年	Ess - Ettotal'
年間一次エネルギー消費削減量 (C)+(D)		Stotal	64171.3	MJ/戸・年	Ssubtotal + EPVC'
年間一次エネルギー消費削減率 [(C)+(D)]÷(B)×100		R	106.7	%	Stotal ÷ Ess × 100
太陽光を除く一次エネルギー消費削減率 (C)÷(B)×100		R'	23.9	%	Ssubtotal ÷ Ess × 100
補助対象費用		—	4,760,920	円	1/2する前の費用(税抜)
費用対効果		—	332	円/MJ	補助対象費用 ÷ Ssubtotal

算定要領

表の記入必要箇所記入すると
計算は全て自動計算します

H25年基準

H25年基準 申請者用

〇〇 〇〇邸〇〇〇〇
定型様式1(6/6)

12. 申請住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算出

※基準一次エネルギー消費量及び一次エネルギー消費削減量の算定方法については、公募
※表に記入すると計算は全て自動で行います。網掛け部分は、計算結果により自動で表示します。

計算結果記入表

算定プログラム VER. 1.11

■基準一次エネルギー消費量

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
基準一次エネルギー消費量	暖房設備	EH	15399	MJ/
	冷房設備	EC	4331	MJ/
	換気設備	EV	4542	MJ/
	照明設備	EL	10763	MJ/
	給湯設備	EHW	25091	MJ/
基準一次エネルギー消費量 合計 (B)		Ess	60126	MJ/

プログラム初期画面の「計算バージョン」の値を記入

算定プログラムの結果から転記

EH : 暖房設備の基準一次エネルギー消費量
EC : 冷房設備の基準一次エネルギー消費量
RV : 換気設備の基準一次エネルギー消費量
EL : 照明設備の基準一次エネルギー消費量
EHW : 給湯設備の基準一次エネルギー消費量

■設計一次エネルギー消費量(太陽光発電による創エネルギーを除いたもの)

- 補正前の設計一次エネルギー消費量の算出

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
暖房設備	EH1	10962	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	EC1	4111	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	EV1	8348	MJ/戸・年	WEB算定プログラムの結果
	EL1	6634		
	EHW1	17220		
設計一次エネルギー消費量 合計 (補正前)		Ettotal	47275	

算定プログラムの結果から転記

EH1 : 暖房設備の設計一次エネルギー消費量
EC1 : 冷房設備の設計一次エネルギー消費量
EV1 : 換気設備の設計一次エネルギー消費量
EL1 : 照明設備の設計一次エネルギー消費量
EHW1 : 給湯設備の設計一次エネルギー消費量

算定プログラムの結果から転記

コージェネレーション設置ありの場合、
Ecgs : 「太陽光発電を採用しない」を選択した場合の
「太陽光発電等による発電量(参考値) 総発電量」

- 高効率個別エアコンのCOP考慮に伴う暖冷房一次エネルギー消費量の補正

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
主たる居室に導入するエアコンの出力クラス	AP	4.0		
導入するエアコンのエネルギー効率冷房COP	PC	4.57		
効率(い)の条件値となる冷房COP	PC1	4.13		
補正係数	RC	0.9		
空気集熱式太陽光利用有の場合 ※別表を参照する際には単位をMJに換算して記入する (別表の数値(GJ)に1000を乗する)	EH1'	9865.8		
	EC1'	3699.9		
※1 (EHRx)				
①太陽光熱を暖房のみ、又は暖房と給湯に利用する場合 EHR: 別表2-1-a 又は別表2-1-b から読み取る	Ag			
	As			
②太陽光熱を暖房と給湯に使用する場合 EHWr: 別表2-1-d から読み取る 上記以外は、EHWr: 0とする	A			
	EHR		MJ/年㎡	別表2-1-aまたはb
③システム駆動専用の太陽光発電の場合 EHsystem: 0とする EHWsystem: 0とする	EHsystem		MJ/戸・年	別表2-1-c
	EHWr		MJ/年㎡	別表2-1-d
④24時間換気との連動の場合 RV: 別表2-1-f から読み取る	EHWsystem		MJ/戸・年	別表2-1-e
	RV	-		別表2-1-f
		SD	MJ/戸・年	※1
		Ettotal'	45767.7	MJ/戸・年
		Ssubtotal	14358.3	

暖冷器具にルームエアコンを選び、エネルギー効率を
「効率(い)」にした場合

①主たる居室に導入するエアコンの出力クラスを入力
(AP)

②導入するエアコンのエネルギー効率冷房COPを入力
(PC)

③自動計算にて補正係数、補正後の設計一次
エネルギー消費量(暖房・冷房)が算出される

■太陽光発電による創エネルギー量(D)を算出

項目	記号	計算結果
太陽光発電等による発電量 (参考値) 総発電量	EPVC	49813
太陽光発電による総発電量 (D)	EPVC'	49813

算定ツール結果から転記

EPVC: 「太陽光発電を採用する」を選択した場合の
「太陽光発電等による発電量(参考値) 総発電量」

EPVC': EPVCからコージェネレーションシステムによる
創エネルギー分を除いたもの

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算出

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
太陽光を除く一次エネルギー消費削減量 (C)	Ssubtotal	14358.3	MJ/戸・年	Ess - Ettotal'
年間一次エネルギー消費削減量 (C) + (D)	Stotal	64171.3	MJ/戸・年	Ssubtotal + EPVC'
年間一次エネルギー消費削減率 {(C) + (D)} ÷ (B) × 100	R	106.7	%	Stotal ÷ Ess × 100
太陽光を除く一次エネルギー消費削減率 (C) ÷ (B) × 100	R'	23.9	%	Ssubtotal ÷ Ess × 100
補助対象費用		4,760,920	円	1/2する前の費用(税抜)
費用対効果		332	円/MJ	補助対象費用 ÷ Ssubtotal

1/2する前の税抜費用

■ エネルギー計算算定要領（事業主基準）

提出書類

【実施計画書（6／6）入力例】

事業主基準 申請者用

〇〇 〇〇邸〇〇〇〇
定型様式1(6／6)

12. 申請住宅の一次エネルギー消費削減量／削減率の算出

※標準一次エネルギー消費量及び一次エネルギー消費削減量の算定方法については、公募要領P35を参照してください。
※表に記入すると計算は全て自動で行います。網掛け部分は、計算結果により自動で表示します。

計算結果記入表	算定ツール	VER.	1.2.5
---------	-------	------	-------

■住宅の基準・標準一次エネルギー消費量(面積補正前)				
項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
基準一次エネルギー消費量	Ess	61.9	GJ/戸・年	算定ツールの結果
標準一次エネルギー消費量(面積補正前)	Est	68.7	GJ/戸・年	Ess ÷ 0.9

■一次エネルギー消費削減量の算出(再生可能エネルギー等の効果は除いたもの)								
項目				記号	計算結果	単位	計算方法等	
一次エネルギー消費量	暖房設備	Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値の場合		EH1		GJ/戸・年	算定ツールの結果	
		Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値より小さい場合	Q2	1.9	H2	17	GJ/戸・年	Q2(断熱区分(ウ))の算定ツール結果
			Q1	1.4	H1	9.3	GJ/戸・年	Q1(断熱区分(オ))の算定ツール結果
					EHQ	5.7	GJ/戸・年	
	冷房設備	Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値の場合		EC1		GJ/戸・年	算定ツールの結果	
		Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値より小さい場合	Q2	1.9	C2	1.1	GJ/戸・年	Q2(断熱区分(ウ))の算定ツール結果
			Q1	1.4	C1	1.3	GJ/戸・年	Q1(断熱区分(オ))の算定ツール結果
					ECQ	1.3	GJ/戸・年	
	給湯設備		EHW	15.7	GJ/戸・年		算定ツールの結果	
	換気設備		EV	8.2	GJ/戸・年		算定ツールの結果	
	照明設備		EL	6.4	GJ/戸・年		算定ツールの結果	
	その他省エネルギーシステムを導入する場合	暖房設備一次エネルギー消費削減率		—		%	相談結果票の削減率	
冷房設備一次エネルギー消費削減率		—		%	相談結果票の削減率			
給湯設備一次エネルギー消費削減率		—		%	相談結果票の削減率			
一次エネルギー消費量(面積補正前)	Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値の場合		Etotal		GJ/戸・年	EH1 + EC1 + EV + EHW + EL		
	Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値より小さい場合			37.3	GJ/戸・年	EHQ + ECQ + EV + EHW + EL		
一次エネルギー消費削減量(省エネ量A)	Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値の場合		SA		GJ/戸・年	Est - Etotal(EH1 + EC1 + EV + EHW + EL)		
	Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値より小さい場合			31.4	GJ/戸・年	Est - Etotal(EHQ + ECQ + EV + EHW + EL)		
按分比率				—	65.1	%	別表1	

■一次エネルギー消費削減量の算出(再生可能エネルギー等を設置する場合)				
項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
太陽熱温水器	一次エネルギー消費量	EHWS	GJ/戸・年	太陽熱温水器設置ありの算定ツールの結果
	一次エネルギー消費削減量(省エネ量B)	SB	GJ/戸・年	EHW - EHWS
コージェネレーションシステム	一次エネルギー消費量	Ecgs	GJ/戸・年	コージェネシステムありの算定ツールの結果
	補正後の一次エネルギー消費量	Ecgs'	0	Est - ((Est - Ecgs) ÷ 按分比率)
	一次エネルギー消費削減量(省エネ量C)	SC	0	Etotal - Ecgs'
空気集熱式太陽熱利用システム	透過体を持つ集熱部の有効集熱面積	Ag	m ²	建築図面より算出
	透過体のない集熱部の有効集熱面積	As	m ²	建築図面より算出
	集熱部面積	A	m ²	Ag + (As ÷ 2)
	集熱部単位面積あたりの暖房設備一次エネルギー消費削減量	EHr	GJ/年・m ²	別表2-1-aまたはb
	空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量	EHsystem	GJ/戸・年	別表2-1-c
	集熱部単位面積あたりの給湯設備一次エネルギー消費削減量	EHWr	GJ/年・m ²	別表2-1-d
	給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量	EHWsystem	GJ/戸・年	別表2-1-e
	換気設備一次エネルギー消費削減率	RV	—	別表2-1-f
	一次エネルギー消費削減量(省エネ量D)	SD	0	※1
一次エネルギー消費削減量【再生可能エネルギー等を含む】(面積補正前)	Ssubtotal	31.4	GJ/戸・年	SA + SB + SC + SD

■一次エネルギー消費削減量の面積補正				
項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
標準一次エネルギー消費量 (B)	Est'	72.9	GJ/戸・年	Est ÷ 120 × 床面積の合計
一次エネルギー消費削減量 (C)	Ssubtotal'	33.3	GJ/戸・年	Ssubtotal ÷ 120 × 床面積の合計
一次エネルギー消費量(太陽光発電を除く)	Etotal'	39.6	GJ/戸・年	Est' - Ssubtotal'

■太陽光発電による創エネルギー量(D)を算出				
項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
エネルギー消費削減量	EPVC	12.6	GJ/戸・年	算定ツールの結果
一次エネルギー消費削減量(省エネ量E) (D)	SE	43.9	GJ/戸・年	EPVC ÷ 按分比率 ÷ 0.44

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算出				
項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
補助対象費用	—	4,383,533	円	1/2する前の費用(税抜)
熱損失係数(α値)	—	1.17	W/㎡・K	実施計画書1頁目で設定した値
床面積の合計	—	127.5	m ²	実施計画書1頁目で設定した値
一次エネルギー消費削減量 (C) + (D)	Stotal	77.2	GJ/戸・年	Ssubtotal' + SE
一次エネルギー消費削減率 [(C) + (D)] ÷ (B) × 100	R	105.8	%	Stotal ÷ Est' × 100
太陽光を除く一次エネルギー消費削減率 (C) ÷ (B) × 100	R'	45.6	%	Ssubtotal' ÷ Est' × 100
費用対効果	—	110.6	円/MJ	補助対象費用 ÷ (Etotal' × 1000)

算定要領

表の記入必要箇所記入すると
計算は全て自動計算します

事業主基準 申請者用

〇〇 〇〇邸〇〇〇〇
定型様式1(6/6)

12. 申請住宅の一次エネルギー消費

算定ツール結果の当該特定住宅(住宅タイプ)の
基準一次エネルギー消費量(一戸当り)

プログラム初期画面の「計算バージョン」の値を記入

コージェネレーションシステムを設置する場合は、Q値が[断熱区分(オ)]に示す
値より小さい場合でも手順②に加えて、必ず手順①に示す計算方法も算出
すること

方法については、公募要領P
により自動で表示します。

算定ツール VER. 1.2.5

基準一次エネルギー消費量	Ess	61.9	GJ/戸・年
標準一次エネルギー消費量(面積補正前)	Est	68.7	GJ/戸・年

■一次エネルギー消費削減量の算出(再生可能エネルギー等の効果は除いたもの)

Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の値より小さい場合
(手順②参照)
算定ツール結果から転記

H2:断熱区分(ウ)で行った結果の暖房設備一次エネルギー消費量
H1:断熱区分(オ)で行った結果の暖房設備一次エネルギー消費量

C2:断熱区分(ウ)で行った結果の暖房設備一次エネルギー消費量
C1:断熱区分(オ)で行った結果の暖房設備一次エネルギー消費量

記号	計算結果	単位
EH1	17	GJ/戸・年
H2	9.3	GJ/戸・年
EHQ	5.7	GJ/戸・年
EC1	1.1	GJ/戸・年
C2	1.3	GJ/戸・年
ECQ	1.3	GJ/戸・年
EHW	15.7	GJ/戸・年
EV	8.2	GJ/戸・年
EL	6.4	GJ/戸・年
—	—	%
—	—	%

Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の
値の場合(手順①参照)

算定ツール結果から転記

EH1:暖房設備一次エネルギー消費量

Q値が事業主基準に示す断熱区分(オ)の
値の場合(手順①参照)

算定ツール結果から転記

EC1:冷房設備一次エネルギー消費量

算定ツール結果から転記
EHW:給湯設備一次エネルギー消費量
EV:換気設備一次エネルギー消費量
EL:照明設備一次エネルギー消費量

算定ツールの結果

相談結果票の削減率

相談結果票の削減率

コージェネレーションシステムを設置する場合、
手順①の結果を使用すること

太陽熱温水器を設置ありの場合の
EHWS:給湯設備一次エネルギー消費量

一次エネルギー消費量(面積補正前)	Estotal	37.3	GJ/戸・年
一次エネルギー消費削減量(省エネルギー)	SA	31.4	GJ/戸・年
按分比率	—	65.1	%

■一次エネルギー消費削減量の算出(再生可能エネルギー等を設置する場合)

※1 (EHr×A-EHwssystem)+(EHWr×A-EHwssystem)+(EV×RV)

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
太陽熱温水器	EHWS	—	GJ/戸・年	
一次エネルギー消費削減量(省エネルギーB)	SB	0	GJ/戸・年	
コージェネレーションシステム	Ecgs	—	GJ/戸・年	
補正後の一次エネルギー消費量	Ecgs'	0	GJ/戸・年	
	SC	0	GJ/戸・年	

算定ツール結果から転記

コージェネレーション設置ありの場合、
Ecgs:コージェネレーションシステムを設置時の
一次エネルギー消費量

空気集熱式太陽光利用有の場合

①太陽光熱を暖房のみ、又は暖房と給湯に利用する場合
EHr:別表2-1-a 又は別表2-1-b から読み取る

②太陽光熱を暖房と給湯に使用する場合
EHWr:別表2-1-d から読み取る
上記以外は、EHWr:0とする

③システム駆動専用の太陽光発電の場合
EHsystem:0とする
EHWsystem:0とする

④24時間換気との連動の場合
RV:別表2-1-f から読み取る

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
太陽熱温水器	EHWS	—	GJ/戸・年	
一次エネルギー消費削減量(省エネルギーB)	SB	0	GJ/戸・年	
コージェネレーションシステム	Ecgs	—	GJ/戸・年	
補正後の一次エネルギー消費量	Ecgs'	0	GJ/戸・年	
	SC	0	GJ/戸・年	
	Ag	—	m ²	建築図面より算出
	As	—	m ²	建築図面より算出
	A	—	m ²	Ag+(As÷2)
量	EHr	—	GJ/年・m ²	別表2-1-aまたはb
量	EHsystem	—	GJ/戸・年	別表2-1-c
量	EHWr	—	GJ/年・m ²	別表2-1-d
量	EHWsystem	—	GJ/戸・年	別表2-1-e
	RV	—	—	別表2-1-f
	SD	0	GJ/戸・年	※1
	Ssubtotal	31.4	GJ/戸・年	SA+SB+SC+SD

一次エネルギー消費量(太陽光発電を除く)

算定ツール結果から転記

EPVC:太陽光発電システムの発電量(評価分)

記号	計算結果	単位	計算方法等
Est'	72.9	GJ/戸・年	Est ÷ 120 × 床面積の合計
Ssubtotal'	33.3	GJ/戸・年	Ssubtotal ÷ 120 × 床面積の合計
Estotal'	39.6	GJ/戸・年	Est' - Ssubtotal'

記号	計算結果	単位	計算方法等
EPVC	12.6	GJ/戸・年	算定ツールの結果
SE	43.9	GJ/戸・年	EPVC ÷ 按分比率 ÷ 0.44

■申請する住宅の一次エネルギー消費削減量/削減率の算出

項目	記号	計算結果	単位	計算方法等
補助対象費用	—	4,383,533	円	1/2する前の費用(税抜)
熱損失係数(Q値)	—	1.17	W/㎡・K	実施計画書1頁目で設定した値
床面積の合計	—	127.5	㎡	実施計画書1頁目で設定した値
一次エネルギー消費削減量 (C)+(D)	Stotal	77.2	GJ/戸・年	Ssubtotal' + SE
一次エネルギー消費削減率 {(C)+(D)}÷(B)×100	R	105.8	%	Stotal ÷ Est' × 100
太陽光を除く一次エネルギー消費削減率 (C)÷(B)×100	R'	45.6	%	Ssubtotal' ÷ Est' × 100
費用対効果	—	110.6	円/MJ	補助対象費用 ÷ (Estotal' × 1000)

1/2する前の税抜費用

【エネルギー計算算定要領(1/3)】

参考例

再生可能エネルギー等を設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出

■空気集熱式太陽熱利用システムを設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出
(省エネ量Dの算定) [該当者のみ]

採用する空気集熱式太陽熱利用システムの概要および断熱区分別の早見表から集熱部の方位角・傾斜角に応じた値を求め、空気集熱式太陽熱利用システムの一次エネルギー消費削減量を求める。

- 手法1 : 太陽熱を暖房のみに利用
- 手法2 : 太陽熱を暖房と給湯に利用
- 手法3 : システム駆動専用の太陽光発電の採用
- 手法4 : 24時間換気との連動

- ・手法1、手法2を採用する場合、(EHr)は暖房方式に応じて「全館連続暖房(別表2-1-a)」、「部分間欠暖房(別表2-1-b)」のいずれかから求めてください。
- ・手法2を採用する場合は、(EHW_r)を(別表2-1-d)から求めてください。
- ・手法3を採用する場合は、(EH_{system})および(EHW_{system})は0としてください。
- ・手法4を採用する場合は、(RV)を(別表2-1-f)から求めてください。

(参考)

■集熱部面積 (A) の算出

透過体を持つ集熱部 (A_g) + (透過体のない集熱部 (A_s) ÷ 2)

(A_g) + ((A_s) ÷ 2) = (A) m²
(小数点2位以下切り捨て)

■空気集熱式太陽熱利用システムによる一次エネルギー消費削減量の算出

(集熱部単位面積あたりの暖房設備一次エネルギー消費削減量 (EH_r) × 集熱部面積 (A) -
空気搬送に要するシステムの一次エネルギー消費量 (EH_{system})) +
(集熱部単位面積あたりの給湯設備一次エネルギー消費削減量 (EHW_r) × 集熱部面積 (A) -
給湯用採熱に要するシステムの一次エネルギー消費量 (EHW_{system})) +
(換気設備一次エネルギー消費量 (EV) × 換気設備一次エネルギー消費削減率 (RV))

((EH_r) × (A) - (EH_{system})) +
((EHW_r) × (A) - (EHW_{system})) +
((EV) × (RV)) = (SD) GJ/戸・年
(小数点2位以下切り捨て)

【エネルギー計算算定要領(2/3)】

参考例

〔事業主基準〕 再生可能エネルギー等を設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出

■太陽熱温水器を設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出（省エネ量Bの算定）
 [該当者のみ]

※ 設置なしで算定した値と同じ地域・構造・設備仕様で太陽熱温水器を設置ありとして算定ツールで計算すること

(参考)

- 太陽熱温水器「設置あり」の場合における算定ツールの計算結果：給湯設備一次エネルギー消費量（EHWS）

- ### ■ 太陽熱温水器による一次エネルギー消費削減量の算出

太陽熱温水器を設置しない場合で計算した給湯設備一次エネルギー消費量 (EHW)

一太陽熱温水器を設置する場合で計算した給湯設備一次エネルギー消費量(FHWS)

$$(\text{EHW}) \quad \boxed{15.7} \quad - \quad (\text{EHWS}) \quad \boxed{12.7} \quad = \quad (\text{SB}) \quad \boxed{3.0} \quad \text{GJ/戸} \cdot \text{年}$$

■ コージェネレーションシステムを設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出
(省エネ量Cの算定) [該当者のみ]

住宅事業建築主の判断におけるコージェネレーションシステムの一次エネルギー消費削減量は、家電相当分を除く評価となっている。また、太陽光発電設備と併用する場合はコージェネレーションシステムの発電量に応じて太陽光発電システムの売電量が增加することから、この売電量の増加分も一次エネルギー消費削減量から除いて評価される。

本事業では、コージェネレーションシステムの一次エネルギー消費削減量は全量を省エネルギーとして評価することとし、下記の手順で算定ツールでの計算結果を補正し、コージェネレーションシステムの一次エネルギー消費削減量を求める。

※ 設置なしで算定した値と同じ地域・構造・設備仕様でコージェネレーションシステムを設置ありとして算定ツールで計算すること。

(参考)

- コージェネレーションシステム「設置あり」の場合における算定ツールの計算結果

- ・ コージェネレーションシステムありの一次エネルギー消費量 (E_{cg}s)

- ・標準一次エネルギー消費量 (Est) ※

※ 手順1-①で算出済み。ただし、コージェネレーションシステムありとした場合の計算結果における「基準一次エネルギー消費量」÷0.9の値と一致することを確認すること。

- 補正後コージェネレーションシステムありの一次エネルギー消費量 (Ecgs') の算出

$$\text{標準一次エネルギー消費量 (Est)} - \{ (\text{標準一次エネルギー消費量 (Est)} - \text{コージェネレーションシステムを} \\ \text{設置した場合の一次エネルギー消費量 (Ecgs)}) \div \text{按分比率} \}$$

$$\begin{aligned} & \left\{ \left(\text{(Est)} \frac{68.7}{100} - \left\{ \left(\text{(Est)} \frac{68.7}{100} - \text{(Egs)} \frac{41.5}{100} \right) \right. \right. \right. \\ & \left. \left. \left. \div \left(\text{按分比率} \% \right) \frac{65.1}{100} \right\} \right\} = \text{(Egs')} \frac{26.9}{100} \text{GJ/戸} \cdot \text{年} \end{aligned}$$

(小数点2位以下切り捨て)

- ### ■コージェネレーションシステムによる一次エネルギー消費削減量の算出

一次エネルギー消費量 (Etotal) - 補正後コージェネレーションありの一次エネルギー消費量 (Ecgs')

$$(E_{\text{total}}) \boxed{40.9} - (E_{\text{cgs}}) \boxed{26.9} = (\text{SC}) \boxed{14.0} \text{ GJ/戶} \cdot \text{年}$$

※一次エネルギー消費量(E_{total})は手順①の計算結果

※本評価では、コージェネレーションシステムと太陽熱温水器、コージェネレーションシステムと空気集熱式太陽熱利用システム(暖房・給湯利用)の併用はできないものとする。(いずれかのシステムにて評価する)

※コージェネレーションシステムと、算定ツールの最小Q値未満の断熱性能を提案する場合、空気集熱式太陽熱利用システム(暖房)を併用する場合は、コージェネレーションシステムなしの場合に対して、それぞれの省エネ量を別途計算する。

算定要領

事業主基準

[事業主基準] 再生可能エネルギー等を設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出

■太陽熱温水器を設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出（省エネ量Bの算定）
[該当者のみ]

※ 設置なしで算定した値と同じ地域・構造・設備仕様で太陽熱温水器を設置ありとして算定ツールで計算すること。

■太陽熱温水器「設置あり」の場合における算定ツールの計算結果：給湯設備一次エネルギー消費量（EHWS）

給湯設備一次エネルギー計算結果

太陽熱温水器設置ありで計算した結果（給湯）

一太陽熱温水器を設置する場合で計算した給湯設備一次エネルギー消費量 (EHWS)

(EHW) 15.7 − (EHWS) 12.7 = (SB) 3.0 GJ/戸・年

■コージェネレーションシステムを設置する場合の一次エネルギー消費削減量の算出（省エネ量Cの算定）[該当者のみ]

住宅事業建築主の判断の基準におけるコージェネレーションシステムの一次エネルギー消費削減量は、家電相当分を除く評価となっている。また、太陽光発電設備と併用する場合はコージェネレーションシステムの発電量に応じて太陽光発電システムの売電量が増加することから、この売電量の増加分も一次エネルギー消費削減量から除いて評価される。

本事業では、コージェネレーションシステムの一次エネルギー消費削減量は全量を省エネ量として評価することとし、下記の手順で算定ツールでの計算結果を補正し、コージェネレーションシステムの一次エネルギー消費削減量を求める。

※ 設置なしで算定した値と同じ地域・構造・設備仕様でコージェネレーションシステムを設置ありとして算定ツールで計算すること。

■コージェネレーションシステム「設置あり」の場合における算定ツールの計算結果

・コージェネレーションシステムありの一次エネルギー消費量（Ecgs）

・標準一次エネルギー消費量（Est）※

※ 手順1-①で算出済み。ただし、コージェネレーションシステムありとした場合の計算結果における「基準一次エネルギー消費量」÷0.9の値と一致すること。

手順①の結果

コージェネレーションシステムありとして計算した結果（一次エネルギー消費量）

別表1 地域区分・暖冷房方式別の按分係数から読み取る

(Est) 68.7 − { ((Est) 68.7 − (Ecgs) 41.5) ÷ (按分比率%) 65.1 } = (Ecgs') 26.9 GJ/戸・年

■コージェネレーションシステムありの一次エネルギー消費量（Ecgs'）の算出

(Etotal) 40.9 − (Ecgs') 26.9 = (SC) 14.0 GJ/戸・年

※一次エネルギー消費削減量の算出に、コージェネレーションシステムと空気集熱式太陽熱利用システムを併用する場合は、コージェネレーションシステムなしの場合に対して、それぞれの省エネ量を別途計算する。

必ず、手順①の結果を使用してください

【エネルギー計算算定要領(3/3)】

参考例

〔事業主基準〕 断熱強化及び設備性能向上等による一次エネルギー消費削減量 (C) を算出

■熱損失係数(Q値) 早見表

地域区分	I a	I b	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳa	Ⅳb	V	Ⅵ
断熱区分(ウ)※1	1.6		1.9	2.4	2.7			3.7
断熱区分(オ)※2	1.4			1.9				3.7

- ※1 次世代省エネルギー基準（平成11年度基準）
※2 事業主基準の断熱仕様の要件（新築・既築とも同じ基準）

標準一次エネルギー消費量および一次エネルギー消費削減量の算出（面積補正前）

手順① Q値が〔断熱区分（オ）〕に示す値の場合（省エネAの算定）

- ※ 太陽熱温水器、コージェネレーションシステム、太陽光発電システムを設置する場合でも、「設置なし」を選択して算定ツールで計算すること。
※ Q値は、熱損失係数(Q値) 早見表参照。
※ その他省エネルギーシステムの各削減率を入力した場合、削減率を含めた値で算出します。

手順② Q値が〔断熱区分（オ）〕に示す値より小さい場合（省エネ量Aの算定）
A. 暖房・冷房設備一次エネルギー消費量の補正方法

- ※ 太陽熱温水器、コージェネレーションシステム、太陽光発電システムを設置する場合でも、「設置なし」を選択して算定ツールで計算すること。

〔断熱区分(オ)〕と〔断熱区分(ウ)〕でエネルギー消費量を計算し、補正を行う。

- | | |
|---------------------------------------|------|
| ■ 熱損失係数 (Q値) 早見表の〔断熱区分（オ）〕 | : Q1 |
| ■ 〔断熱区分（オ）〕で行った算定ツール結果の暖房設備一次エネルギー消費量 | : H1 |
| ■ 〔断熱区分（オ）〕で行った算定ツール結果の冷房設備一次エネルギー消費量 | : C1 |
| ■ 熱損失係数 (Q値) 早見表の〔断熱区分（ウ）〕 | : Q2 |
| ■ 〔断熱区分（ウ）〕で行った算定ツール結果の暖房設備一次エネルギー消費量 | : H2 |
| ■ 〔断熱区分（ウ）〕で行った算定ツール結果の冷房設備一次エネルギー消費量 | : C2 |

様式は自由ですが、「定型様式8. Q値算出計算書」を使用しても構いません。

定型様式8
(1/8)

(1) 各部位の熱貫流率

屋根断熱とする部位の
層構成を記入
(当該部位が無ければ空白)

天井断熱とする部位の
層構成を記入
(当該部位が無ければ空白)

外壁一般部の層構成を記入

断面内に無い材料は
空白とする

【Q値算出計算書(2/8)(定型様式8)】

定型様式8
(2/8)

(d) 熱的境界外壁 (階間一般部)

			断面1	断面2	断面3	断面4
熱橋面積比率			0.83	0.17		
階段部分の外壁構成を記入	厚さ [mm]	熱伝導率 [W/mK]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]
外側熱伝達抵抗 (通気層)			0.110	0.110		
吹込用GW2種18K相当	100	0.052	1.923			
天然木材1類	100	0.120		0.833		
内側熱伝達抵抗			0.110	0.110		
(d)(e)以外の構成の外壁があれば記入			断面ごと熱抵抗の和	2.143	1.053	
			断面ごと熱貫流率	0.467	0.949	
			平均熱貫流率[W/m ² K]	0.549	熱橋係数	

(e) 熱的境界外壁 (階間胴差部等)

			断面1	断面2	断面3	断面4
熱橋面積比率						
材料名等	厚さ [mm]	熱伝導率 [W/mK]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]
断面ごと熱抵抗の和						
主に1階床の層構成を記入			断面ごと熱貫流率			
			平均熱貫流率[W/m ² K]		熱橋係数	

(f) 熱的境界床

			断面1	断面2	断面3	断面4
熱橋面積比率			0.80	0.20		
材料名等	厚さ [mm]	熱伝導率 [W/mK]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]
外側熱伝達抵抗			0.150	0.150		
住宅用ロックウール断熱材 (マット)	85	0.036	2.361			
天然木材1類	85	0.120		0.708		
合板	12	0.160	0.075	0.075		
内側熱伝達抵抗			0.150	0.150		
断面ごと熱抵抗の和			2.736	1.083		
			断面ごと熱貫流率	0.365	0.923	
			平均熱貫流率[W/m ² K]	0.477	熱橋係数	

【Q値算出計算書（3／8）（定型様式8）】

定型様式8
(3／8)

(g) 熱的境界土間床

※該当する室の数だけ記入すること

ここでは厚さ等の単位が[cm]なので注意

室名		基礎断熱のモデル (いずれかに○)				土の熱伝導率 λ soil [W/mK]		中心部熱貫流率 UF [W/m ² K]		中心部面積 A [m ²]
玄関		A：外断熱 B：内断熱				0.70		0.059		0.00
位置	基礎面断熱材				土間面断熱材				外周部	周長
	熱伝導率 λ 1 [W/mK]	厚さ T1 [cm]	補正厚さ T1' [cm]	埋め込み深さ D [cm]	熱伝導率 λ 2 [W/mK]	厚さ T2 [cm]	補正厚さ T2' [cm]	断熱幅 W [cm]	熱貫流率 UL [W/mK]	
外気側	0.028	5	5.8	15		0	0	0	0.827	1.82
その他	0.028	1.5	1.7	15		0	0	0	1.046	4.55

計算方法の詳細は「住宅の省エネルギー基準の解説」((財) 建築環境省エネルギー機構)を参照

A: 外断熱 の場合

$$UF=0.021+0.054\lambda_{soil}$$

$$UL=1.88+0.5\lambda_{soil}-0.005D-1.02T1'^{0.15}-0.001W-0.014T2'$$

B: 内断熱 の場合

$$UF=0.022+0.054\lambda_{soil}$$

$$UL=1.77+0.5\lambda_{soil}-0.77T1'^{0.15}-0.003W-0.042T2'$$

ただしT1'=T1×0.0326÷λ1、T2'=T2×0.0326÷λ2

室名		基礎断熱のモデル (いずれかに○)			土の熱伝導率 λsoil [W/mK]		中心部熱貫流率 UF [W/m ² K]		中心部面積 A [m ²]		
浴室		A：外断熱 B：内断熱			0.70		0.059		0.00		
位置	基礎面断熱材				土間面断熱材				外周部		
	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T1 [cm]	補正厚さ T1' [cm]	埋め込み深さ D [cm]	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T2 [cm]	補正厚さ T2' [cm]	断熱幅 W [cm]	熱貫流率 UL [W/mK]	周長 L [m]	
	外気側	0.028	3	3.5	15		0	0	0	0.925	3.64
	その他		0	0.0	0		0	0	0	2.230	3.64

室名		基礎断熱のモデル (いずれかに○)				土の熱伝導率 λ soil [W/mK]		中心部熱貫流率 UF [W/m ² K]		中心部面積 A [m ²]	
		A：外断熱 B：内断熱									
位置	基礎面断熱材					土間面断熱材				外周部 熱貫流率 UL [W/mK]	周長 L [m]
	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T1 [cm]	補正厚さ T1' [cm]	埋め込み深さ D [cm]	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T2 [cm]	補正厚さ T2' [cm]	断熱幅 W [cm]			
外気側											
その他											

室名		基礎断熱のモデル (いずれかに○)				土の熱伝導率 λ soil [W/mK]		中心部熱貫流率 UF [W/m ² K]		中心部面積 A [m ²]
		A：外断熱 B：内断熱								
位置	基礎面断熱材				土間面断熱材				外周部	周長
	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T1 [cm]	補正厚さ T1' [cm]	埋め込み深さ D [cm]	熱伝導率 λ [W/mK]	厚さ T2 [cm]	補正厚さ T2' [cm]	断熱幅 W [cm]	熱貫流率 UL [W/mK]	
外気側										
その他										

【Q値算出計算書（4／8）（定型様式8）】

定型様式8
(4／8)

(h) その他の熱的境界部位（1）

			断面1	断面2	断面3	断面4
部位名		熱橋面積比率				
材料	厚さ [mm]	熱伝導率 [W/mK]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]
層構成の種類が多く記入欄が不足した場合に、 部位名および層構成を記入						
断面ごと熱抵抗の和						
断面ごと熱貫流率						
平均熱貫流率[W/m ² K]				熱橋係数		

(i) その他の熱的境界部位（2）

			断面1	断面2	断面3	断面4
部位名		熱橋面積比率				
材料名等	厚さ [mm]	熱伝導率 [W/mK]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]
断面ごと熱抵抗の和						
断面ごと熱貫流率						
平均熱貫流率[W/m ² K]				熱橋係数		

(j) その他の熱的境界部位（3）

			断面1	断面2	断面3	断面4
部位名		熱橋面積比率				
材料名等	厚さ [mm]	熱伝導率 [W/mK]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]	熱抵抗 [m ² K/W]
断面ごと熱抵抗の和						
断面ごと熱貫流率						
平均熱貫流率[W/m ² K]				熱橋係数		

事業主基準

【Q値算出計算書(5/8)(定型様式8)】

定型様式8
(5/8)

(2) Q値・μ値用面積集計

※部位ごと・方位ごとに面積を記入すること。

(a) 熱的境界屋根

熱貫流率U [W/m ² K]		日射侵入率 η		熱貫流率U [W/m ² K]	0.245	日射侵入率 η	0.008
方位	実面積A [m ²]	方位係数ν	水平投影面積A' × ν	方位	面積A [m ²]	方位係数ν	A・ν
				(下屋)	15.84	1.00	15.84
				(小屋裏)	52.18	1.00	52.18
ΣA		ΣA・ν		ΣA	68.02	ΣA・ν	68.02
UΣA		ηΣA・ν		UΣA	16.66	ηΣA・ν	0.567

(c) 熱的境界外壁 (一般部)

熱貫流率U [W/m ² K]	0.530	日射侵入率 η	0.018
方位	面積A [m ²]	方位係数ν	A・ν
E	23.70	0.45	10.67
W	27.45	0.45	12.35
S	32.60	0.39	12.71
N	39.69	0.24	9.53
ΣA	72.29	ΣA・ν	22.24
UΣA	38.31	ηΣA・ν	0.401

(d) 熱的境界外壁 (階段・天井等)

熱貫流率U [W/m ² K]	0.549	日射侵入率 η	0.019
方位	面積A [m ²]	方位係数ν	A・ν
E	2.73	0.45	1.23
W	1.24	0.45	0.56
S	8.88	0.39	3.46
N	1.37	0.24	0.33
ΣA	10.25	ΣA・ν	3.79
UΣA	5.63	ηΣA・ν	0.071

(e) 熱的境界外壁 (階段・天井等)

熱貫流率U [W/m ² K]		日射侵入率 η	
方位	面積A [m ²]	方位係数ν	A・ν
ΣA		ΣA・ν	
UΣA		ηΣA・ν	

事業主基準

定型様式8
(6/8)

(g)熱的境界土間床

室名	位置	UL[W/mK]・ UF[W/m²K]	温度 差 係数H	L[m]・ A[m²]	UL・H・L UF・H・A
玄関	外周（外気側）	0.827	1.00	1.82	1.51
	外周（その他）	1.046	0.70	4.55	3.33
	中心部	0.059	1.00	0.00	0.00
浴室	外周（外気側）	0.925	1.00	3.64	3.37
	外周（その他）	2.23	0.70	3.64	5.68
	中心部	0.059	1.00	0.00	0.00
	外周（外気側）				
	外周（その他）				
	中心部				
	外周	土間床の値は、温度差係数を除き（1） （g）から転記			
	外周				
	中心部				
	外周（外気側）				
	外周（その他）				
	中心部				
ΣUL・H・L+ΣUF・H・A					13.89

(i) その他の熱的境界部位 (2)

[illegible][illegible]

定型様式8
(7/8)

※断熱境界に位置する窓1つにつき1行で記入すること

(0.034 × U)を記入

※断熱境界に位置するドア1つにつき1行で記入すること

(0.034 × U)を記入

定型様式8
(8/8)

※断熱境界内の室ごとに床面積・平均天井高・気積を記入すること

天井高が一定でない場合は
平均値を記入(気積が正しい値となること)

気積の合計を記入

換気熱損失(0.35×0.5×気積)を記入
計算方法(0.35×0.5×気積)は変更しない
こと

(2)(3)の該当する値を転記

計算方法詳細は住宅の省エネルギー基準の解説を参照

115

